

# 第2次 高萩市環境基本計画

～山と海、元気を生み出す豊かな自然と共生し、  
みんなの手でよりよい環境を創る高萩～



令和3年3月



## ごあいさつ

私たちが暮らす高萩市は、山間部に自然豊かな山林を有し、その恵みを源とする花貫川と関根川などの河川により、郷土の財産である美しい溪谷を形成しています。また、太平洋に面する海岸部には白い砂浜を有し、これら素晴らしい自然環境のもと、古より歴史と文化を育んできました。

かけがえのない自然の恵みや豊かな環境を享受する私たちは、「高萩市環境基本条例」に基づく「高萩市環境基本計画」を平成23年8月に策定し、市民の皆様のご協力を得ながら環境の保全に努めてまいりました。

しかしながら、環境行政を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、私たちは多くの問題に直面しております。これらの課題に対し、国際社会はSDGs（持続可能な開発目標）の設定やパリ協定の採択など、温室効果ガスの排出削減をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた具体的な目標を共有し、取り組みを進めております。本市が加盟している「廃棄物と環境を考える協議会」においても、令和2年7月、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を採択したところです。

このような社会情勢の変化に対応するため、本市では、前計画の方向性を維持しながら、持続的な取組を強化するため、前計画の見直しを行い、「第2次高萩市環境基本計画」を策定しました。

本計画の推進にあたっては、市の環境だけではなく、地球を守ることを意識し、豊かな環境の恩恵を受けた生活を送りながら、その環境が将来の世代に継承されるよう市民・事業者・行政が一体となり、生物多様性の保全、地球温暖化対策、持続可能な資源利用など「私たちにできること」を考え、共に行動していくことが不可欠となります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に際して、長期にわたりご尽力いただきました高萩市環境基本計画策定委員会や高萩市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民・事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和3年3月

高萩市長 大部 勝規

# 目次

第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象範囲と分野構成	4
4 計画の期間	4
5 計画の構成	5
6 計画の推進主体	6
第2章 高萩市の環境の現状	7
1 地域概況	8
1-1 位置・地勢・気候	8
1-2 人口と世帯	8
1-3 土地利用	8
1-4 産業・観光	9
1-5 交通	10
2 自然環境	11
2-1 地形・地質	11
2-2 河川・海岸	12
2-3 豊かな自然と緑	12
2-4 大切にしていきたい動植物	18
2-5 歴史・文化的環境	23
3 生活環境	24
3-1 大気環境	24
3-2 水環境	27
3-3 土壌・地下水・地盤沈下	30
3-4 化学物質	31
4 地球環境	32
4-1 地球温暖化	32
4-2 資源・エネルギー	37

5	循環型社会	38
5-1	廃棄物	38
5-2	リサイクル	40
6	環境保全活動	43
6-1	環境教育及び環境学習	43
6-2	環境活動	47
7	環境に対する市民・事業者の意識(アンケート調査結果)	51
7-1	市民の環境意識	51
7-2	子どもたちの環境意識	56
7-3	事業者の環境意識	59
<b>第3章 計画の目標と施策体系</b>		<b>61</b>
1	本市の望ましい環境将来像	62
2	基本目標	63
3	環境施策の体系	64
<b>第4章 環境施策と市・事業者・市民の取組</b>		<b>67</b>
1	自然・文化環境	68
1-1	動物・植物の保全	68
1-2	森林・農地・水辺地の保全	70
1-3	緑化の推進	72
1-4	自然とのふれあい	73
1-5	歴史的・文化的環境の保全	74
2	生活環境	76
2-1	大気環境の保全	76
2-2	水環境の保全	78
2-3	騒音・振動の抑制	79
2-4	土壌・地盤環境の保全	81
2-5	有害化学物質等による環境汚染の防止	82
3	地球環境	84
3-1	地球温暖化対策の推進	84
4	循環型社会	87
4-1	ごみの減量化の推進	87
4-2	廃棄物の適正な排出と処理	89
4-3	リサイクルの推進	91

5 パートナーシップ	93
5-1 環境教育及び環境学習の推進	93
5-2 環境保全活動の推進	95
<b>第5章 リーディングプロジェクト</b>	<b>97</b>
1 日々の暮らしの中で、できることを考え、行動し、地球環境保全に 貢献しよう	98
2 ごみを減らし、資源を循環利用しよう	99
3 みんなの手で、よりよい環境づくり	100
<b>第6章 計画の推進体制及び進行管理</b>	<b>101</b>
1 計画の推進体制	102
2 計画の進行管理	103
<b>資料編</b>	<b>105</b>
1 高萩市環境基本条例	106
2 高萩市環境審議会条例	109
3 計画策定の経過	110
4 高萩市環境審議会委員名簿	111
5 第2次高萩市環境基本計画策定委員会委員名簿	112
6 用語解説	113

文中の※が付いている語句については、113ページより用語の解説があります。

---

## 第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項

---

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象範囲と分野構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成
- 6 計画の推進主体



## 1 計画策定の背景

私たちは、本市の豊かな自然環境が市の発展に大きく寄与している重要な資源であることを認識している一方で、経済活動を支えるためのインフラ整備や多くの観光客を受け入れるための施設運営、さらには私たちの快適で豊かな生活の追求により、大量の廃棄物や河川の水質汚濁などを発生させ、自然環境に負荷をかけてきました。また、ライフスタイルの変化から、里山<sup>※</sup>の荒廃や子どもたちの日常的な自然体験の減少など、自然との共存から遠ざかった暮らしが、より一層自然環境を悪化させてきた要因とも言えます。

豊かさや便利さへの追求が引き起こす環境問題は、本市に限らず世界規模で急速に進み、特に地球温暖化<sup>※</sup>が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から50年余り、環境関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。しかし、昨今では地球温暖化を始めとする気候変動<sup>※</sup>問題は、世界規模での対応が求められている地球上に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題であります。我が国においても、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定<sup>※</sup>では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるには、2050年までに二酸化炭素<sup>※</sup>の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。これを受け、本市が加盟している「廃棄物と環境を考える協議会<sup>※</sup>」では、地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ<sup>※</sup>宣言」を令和2年7月28日に共同表明しました。

日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年（平成30年）4月に閣議決定された第5次環境基本計画を推進しています。この計画には、SDGs<sup>※</sup>の考え方が盛り込まれており、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連し合う分野で横断的な重点戦略を設定しています。そして計画の推進にあたって重要なことは、これまで以上にパートナーシップ（あらゆる関係者との連携）が必要となってくることです。

本市では、従来の課題に加え、「高萩市一般廃棄物処理基本計画」などの策定により、その時々課題に対応した環境施策を展開してきました。また、環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」によるレジ袋削減への取り組みや「緑のカーテン<sup>※</sup>コン



テスト」による省エネルギーへの取り組みなど、環境問題や地球温暖化問題に関する啓発を通して、市民の意識の高揚と理解を求めてきました。

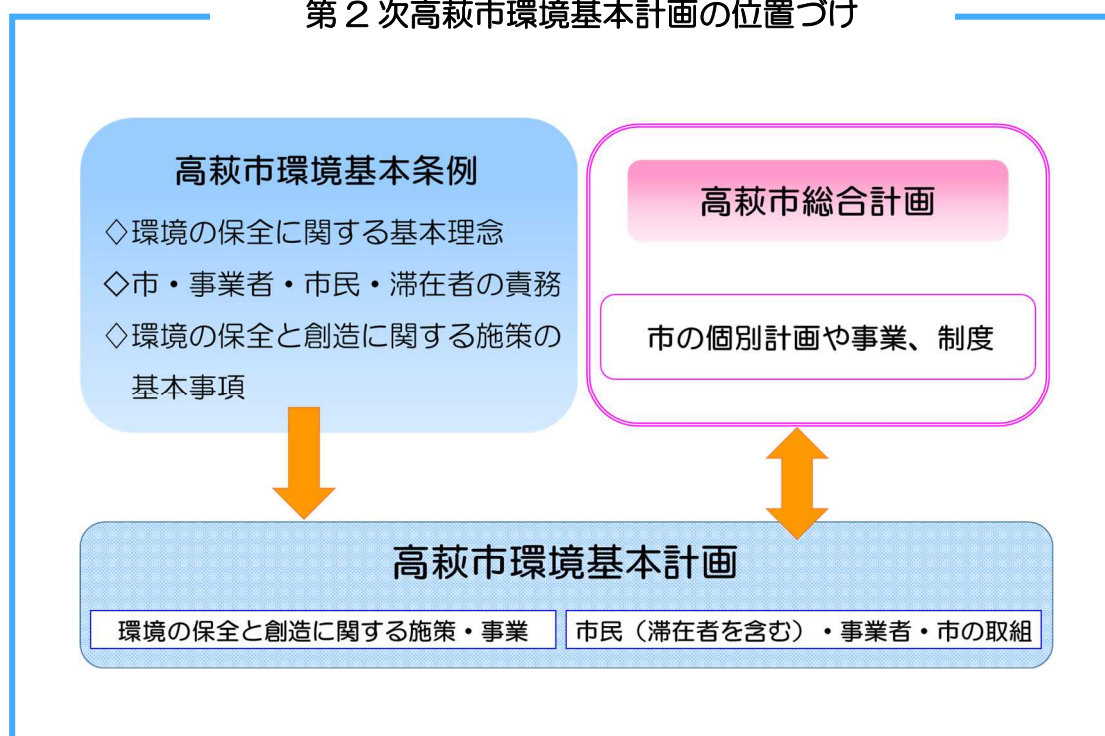
本市においては、平成23年8月に策定した「高萩市環境基本計画」を改定し、市の環境だけではなく、地球全体の環境を守ることを意識し、豊かな環境の恩恵を受けた生活を送り、その環境が将来の世代に継承されるよう「第2次高萩市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成22年3月に制定した「高萩市環境基本条例」第8条（資料編107ページ）に位置づけられた計画であり、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第3条に定める基本理念を実現していくため、基本的な計画を定めるものです。

また、「高萩市総合計画」に示す市の将来像を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

### 第2次高萩市環境基本計画の位置づけ



### 3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、「高萩市環境基本条例」に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

なお、本計画は、平成23年8月に策定された「高萩市環境基本計画」の改訂版ですが、我が国発の脱炭素化・SDGs構想である「地域循環共生圏<sup>\*</sup>」に焦点を当て、地球環境の危機に立ち向かっていくための地域づくりや気候変動適応法(平成30年12月施行)に基づいた、地球温暖化の影響に備える対策が必要になってくるなど、国の環境施策の変化に応じた、新たな分野構成で策定することとしました。

環境分野	環境要素
自然環境	生物多様性 <sup>*</sup> (動物、植物、水辺、森林、農地)、緑化、歴史・文化
生活環境	大気環境(大気、悪臭、騒音・振動)、水環境(河川、海域、湖沼)、土壌環境(土壌、地下水、地盤沈下)、放射性物質による環境汚染、環境美化
地球環境	地球温暖化対策・気候変動対策、ゼロカーボンシティ、再生可能エネルギー <sup>*</sup> 、省資源、省エネルギー
循環型社会	廃棄物の適正処理(廃棄物の排出抑止と有効利用)、3R <sup>*</sup> (Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))
環境保全活動	環境学習・環境教育、環境情報、地域・各種団体との連携・協力

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

### 第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

### 第2章 高萩市の環境の現状

本市の地域概況と5つの環境分野の現状を整理しました。また、計画に市民の意見や視点を反映させるために、市民及び事業者を対象としたアンケート結果の中から「市の環境で守っていきたいところ」等を抜粋しました。

### 第3章 計画の目標と施策体系

高萩市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本市の望ましい環境将来像と環境分野別の5つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

### 第4章 環境施策と市・事業者・市民の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標を示しました。

### 第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取り組みを示しました。

### 第6章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

## 6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、事業者、高萩市のすべての市民とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

### (1) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全と創造に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

### (2) 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で、事業活動に伴う公害の防止はもとより、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### (3) 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

---

## 第2章 高萩市の環境の現状

---

- 1 地域概況
- 2 自然環境
- 3 生活環境
- 4 地球環境
- 5 循環型社会
- 6 環境保全活動
- 7 環境に対する市民・事業者の意識  
(アンケート調査結果)

## 1 地域概況

### 1-1 位置・地勢・気候

本市は、茨城県の北東部に位置しており、東は太平洋に面し、西は多賀山地が連なり、その間を花貫川と関根川が流れて渓谷をつくっています。これらの海や山の自然景観は県の自然公園※に指定されており、海と山の自然に恵まれています。北部は福島県東白川郡塙町、茨城県北茨城市、南部は日立市、西部は常陸太田市に接しており、首都東京から150 km圏、県庁所在地の水戸市の北約45 kmの地点にあります。

東日本型気候に属し、太平洋に面しているため、内陸部に比べると冬は温暖で夏は涼しく、山間部は海拔300～500mという地形条件により海岸部より年平均気温が約2℃低い内陸性気候となっています。

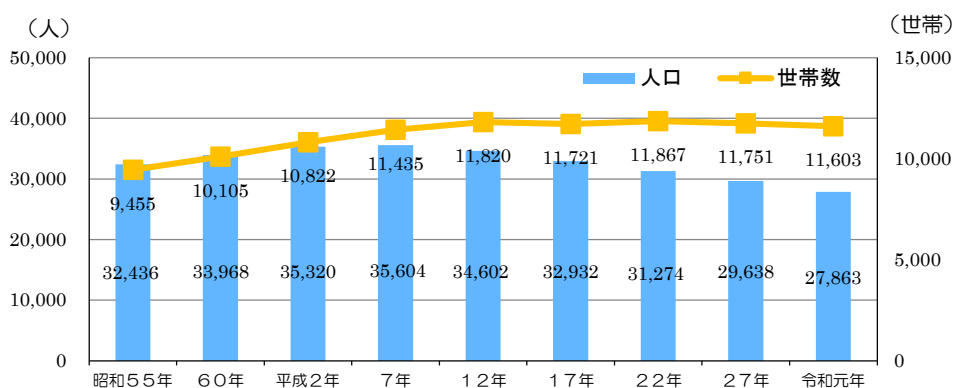


花貫暖帯・温帯混合自然林

### 1-2 人口と世帯

本市の人口は、令和元年10月1日現在で27,863人、世帯数は11,603世帯、1世帯当たり2.4人です。平成7年が人口増加のピークであり、その後人口は年々減り続けています。

◆人口、世帯数の推移【出典：統計たかはぎ】



### 1-3 土地利用

本市の面積は、193.58 km<sup>2</sup>であり、そのうちの約85%を山林原野等が、約5%を田畑が占めています。

また、住宅や商店、工場、公共施設は臨海平坦部に集中しており、この地域が生活環境への配慮が最も必要となってくる地域です。



## 1-4 産業・観光

### (1) 産業

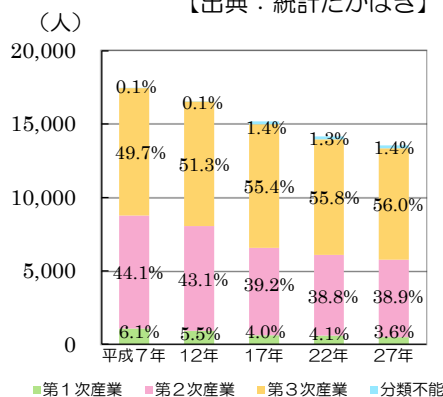
本市の就業人口の総数は、総人口の減少を受け減少傾向にあり、第一次産業（農業、林業、漁業）と第二次産業（製造業）の減少が著しい状況です。就業割合では、多様化した第三次産業が増加しています。

かつては炭鉱の町として、また、木材や馬の産地として経済発展を見せましたが、昭和30年代からのエネルギー革命の進展により、石炭産業が衰退、代わって木材加工・パルプ加工産業が中心となり、更に松久保工業団地、手綱工業団地、赤浜地区工業団地等への企業誘致が図られ、さまざまな業種の企業が進出してきました。工業の進展に伴い、事業活動などからの公害を防止するため、本市では、必要に応じ、企業間と公害防止協定の締結を行ってきました。

今後は、今日の環境問題の解決に向けて、公害防止だけでなく、環境への負荷低減に取り組んでいく必要があります。

#### ◆ 産業別就業人口の推移

【出典：統計たかばぎ】



### (2) 観光

本市の観光は、花貴溪谷や海水浴場など四季折々の風景を楽しめる豊かな自然資源や穂積家住宅、さくら宇宙公園などの市内に点在する貴重な文化財や建造物を巡り、学べる歴史・文化資源を活かしたものとなっています。また、令和元年には、こやま湖（小山ダム）にカヌーやボートクルーズなど、アクティビティやグランピングを体験できる高萩アウトドアフィールド（Hagi Village（はぎビレッジ））が開設し、高萩の魅力である「山」や「清流」などの雄大な自然が全身で楽しめます。



小山ダム



はぎビレッジ

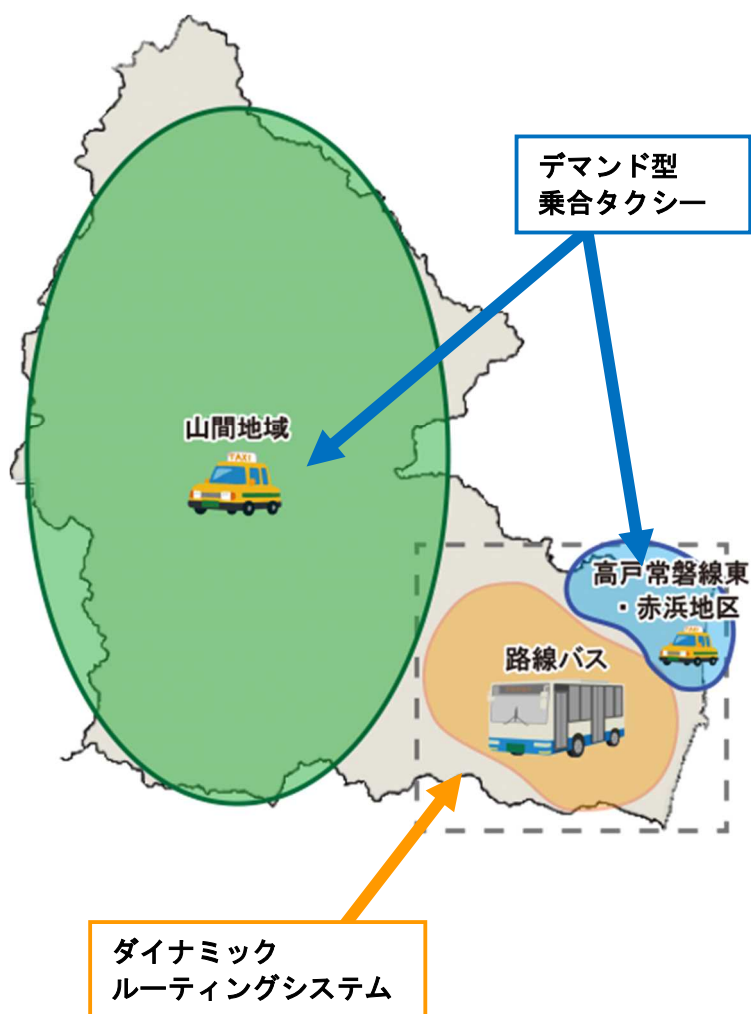


### 1-5 交通

本市の主な公共交通機関には、海岸に近い市街地を南北に通る JR 常磐線と地域路線バスとデマンド型乗合タクシーがあります。市では利用者のニーズに合った公共交通の運行に努めるため、山間地域及び高戸常磐線東・赤浜地区の交通空白地域でのデマンド型乗合タクシーを運行し、令和 3 年度には路線バスの利便性向上を図るため、AI 技術を活用し予約状況に応じたバス運行経路の最適化を行うシステム（ダイナミックルーティングシステム※）を導入するための実証実験が行われます。

また、市の骨格となる幹線道路では、南北に通る常磐自動車道、国道 6 号及び主要地方道日立いわき線、東西方向に国道 461 号及び主要地方道高萩インター線があり、市内の交通渋滞の解消や安全性の確保に向けて市域の道路整備を推進しています。

◆公共交通（路線バス・デマンド型乗合タクシー）【出典：高萩市 HP 一部修正】



## 2 自然環境

### 2-1 地形・地質

本市は、海岸より4～5キロの標高200～300メートル付近を境に、阿武隈山地（多賀山地）の山間部と海岸地域に分けられ、その地形が変換するところを利用して常磐自動車道が走っています。

阿武隈山地は、日本を代表する古い山地として知られ、標高300～800メートルの比較的なだらかな山が連なり、大北川、関根川、花貫川がそれらを侵食して谷を刻みながら東（太平洋）に向かって流れています。

海岸地域は、花貫川と関根川の中・下流域にあり、台地の部分は、松林や畑地のほか住宅団地や工業団地に利用され、平野の部分は、水田や市街地が広がっています。

地質学的視点から本市の地形を見ると、山間部と丘陵・平野地域で大きく変わる自然の姿が見えてきます。

本市の山間部は、大半が御影石とも呼ばれる白っぽい色をした花崗岩類が広く分布しています。花崗岩は、割れ目ができやすい、風化に弱いなどの特徴を持ち、今から1億年前頃の白亜紀に地下で冷え固まったものが、その後隆起することで数千万年間という非常に長い間侵食され続け、複雑な河川地形やなだらかな山を形成してきました。その地質を反映した地形と、その上に育つ暖温帯混合自然林の植生とがあいまって渓谷美を誇る花貫渓谷や土岳など山々の豊かな自然を生み出しています。

阿武隈山地の山裾には、石炭を含む古第三紀の3,500万年～3,100万年前の地層があり、かつては幾つか炭鉱もありました。また、阿武隈花崗岩の風化によってできた砂粒（真砂）が川から海に運ばれ、太平洋の波に洗われることで粒そろいの白砂となって浜に打ち上げられ、白砂青松の赤浜海岸や高戸小浜海岸の景勝地ができました。この高戸小浜海岸の北側からささき浜には、新第三紀中新世の1,100万年～1,000万年前と約900万年前の泥岩でできたやや硬い地層が、海食による断崖の地形を岩礁地帯として残しています。



ささき浜の海食崖と海食棚

これらの地質学的な情報は、地域の地質遺産を含む学問的に裏付けされた地域の自然を地域社会の活性化に役立て、持続可能な社会\*を構築するというユネスコのシオパーク\*活動のSDGsにもつながる視点となります。

## 2-2 河川・海岸

### (1) 3水域と流入河川

二級河川「花貫川、関根川、大北川」の3本の本流に、花貫川には大能川・多々良場川・中戸川、関根川には関根前川、大北川には大荷田川・持山川・長沢・根岸川・滝の倉川・宿川・横川等多くの支流や沢を集めて海にそそぎます。

すべての河川とも山地部は急流で滝も多く、深い谷が刻まれ溪谷となっています。



花貫川上流

### (2) 海岸

本市の海岸は、延長が6.5 kmあり、砂浜と崖の部分に分けられます。

砂浜は、石滝、有明・高浜、高戸前浜・赤浜海岸があり、東日本大震災以降、津波対策として防潮堤がつくられ、生活圏の防災対策も進んでいます。

高戸小浜海岸は、切り立った海食崖に挟まれた二つの入り江をもつ景勝地で「日本の渚・百選」の一つに選ばれています。



赤浜海岸

## 2-3 豊かな自然と緑

### (1) 自然公園

花貫川流域と大北川流域は、昭和23年に指定された「花園花貫県立自然公園」、面積24,826haに含まれます。国有林も多く、また、水源かん養※保安林※に指定されていることから、開発が規制され自然が守られています。杉の単純植林地がほとんどを占めています。



県立自然公園位置図【出典：茨城県 HP】

## (2) 自然を活かした公園等

## ① 高戸小浜海岸と「万葉の道」



万葉の道

高戸小浜海岸は、海食崖に囲まれ白い波が砕け散る小さな入り江です。「万葉の道」では、海食崖に沿って遊歩道が続き、ささき浜をはじめ遠く北茨城市やいわき市の海岸線に沿って伸びる太平洋の大海原を見ることができます。また、この場所はハマギクの群落地としても知られ、秋には海食崖に沿って咲く真っ白な花が見られます。

## ② 高萩市森林公園

別名『お手まき記念の森』は、面積約 25ha の敷地内に、お手まきのスギとイチョウが育つほか、さまざまな木々や季節の花々、たくさんの小鳥や虫たちに出会えます。また、公園内には、『たかはぎグリーンミュージアム』が併設され、森林や自然に親しむための情報館として利用されています。



## ③ 土岳



標高 599.7mの土岳は花貫溪谷とともに『茨城の自然百選』に挙げられ、植物の宝庫として知られています。

山頂の展望台からは、遠く日光の山々や富士山、太平洋が望めます。また、平成 17 年には、国土交通省により、「関東の富士見百景」に選定されています。

## ④ 花貫ダムと花貫溪谷

日本では海が見える珍しいダムとして親しまれ、そこからは遠く太平洋を望むことができます。また、ダムの下にある花貫さくら公園では、春の桜のほか四季折々の花を楽しむことができ、花貫ダムから名馬里ヶ淵、小滝沢キャンプ場にかけて美しい景観が続いています。





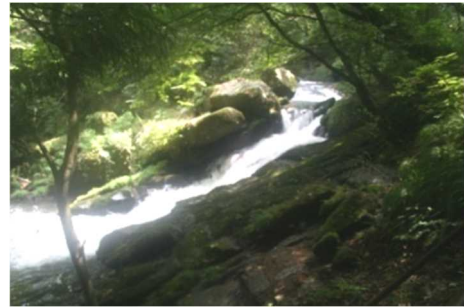
## ⑤ 小山ダム



平成18年に完成した茨城県最大のダムです。その規模は、えん堤は高さ65m、長さ462m、総貯水量は1,660万 $m^3$ を誇ります。ダム湖は、公募により「こやま湖」と名付けられ、周囲に1周7.7kmの散策路が整備されています。

## ⑥ 松岩寺のヤマザクラと滝山溪谷（宿川）

松岩寺のヤマザクラは推定樹齢約300年以上、高さ約25m、根周り約5.6m（幹周り5m）の巨木であり県指定の天然記念物<sup>\*</sup>です。滝山溪谷は、大北川の上流部に位置する溪谷であり、県道から600mほど歩いたところにある下滝には観瀑台が設置され、上流の上滝まで溪流に沿って100mほど遊歩道があります。



滝山溪谷

## ⑦ 滝めぐり



乙女滝

花貫溪谷には、吊り橋とともに溪谷の中心を彩る汐見滝をはじめ、不動滝、乙女滝などの滝々があります。

また、関根川水系には、大滝、小滝、金成の滝などがあり、大北川水系には、三段になって落下する横川の滝があります。

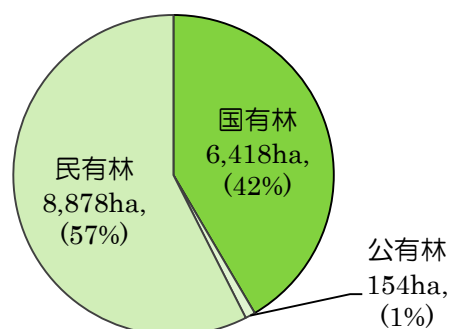
## (3) 森林

本市の山林面積は 15,450ha で、市域の約 80%を森林が占めています。

山地部は、8,941ha が保安林等に指定され、伐採や土地の形状の変更等が規制されています。

## ◆森林面積

【出典：2015 年農林業センサス】



## ◆保安林面積（平成 31 年国有林民有林合計）【出典：茨城県県北農林事務所】

単位：ha

水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	飛砂防備	暴風	水害防備	潮害防備	干害防備	落石防止	魚つき	航行目標	保健	風致
8,675	97	7	3	—	—	10	4	—	—	—	145	—

花貫渓谷自然観察教育林は、クリやコナラ、カエデ類等を主体とする天然林が花貫ダムの水辺と調和した景観を作り出しています。また、リンボクやカゴノキなど貴重な樹木も生育しています。また、花貫渓谷風致探勝林は、コナラやカエデ類等の天然林が美しく、渓谷沿いの急峻な河岸や露出した奇岩や転石の景観を引き立てています。



花貫渓谷

## (4) 農地

本市の農業生産高は水田稲作と畜産が中心です。

山林が大部分を占めており、耕地面積は 699ha（田 498ha、畑 201ha）で、耕地率は4%にも満たない状況です。（2015 年 農林業センサスより）

水田は日本人の主食を支えるばかりでなく、多雨時の貯水や地下水の供給、温暖化抑制、水質浄化等のほか、野鳥の餌場としての機能も持っています。特に農業用ため池は、防災調整池の働きとトンボや水鳥の生息の場の提供を担っています。

しかし、山間地の農地は生産調整や就農者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地が目立ち、水田にはヨシやガマから更に遷移して柳が入り込み、畑地にはススキが繁茂し、荒廃が加速しています。

本市では、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策事業」などを活用して、農地の環境保全に努めています。

◆農業用ため池【出典：茨城県農業用排水施設現況調査書（ため池台帳）】

ため池名	流域河川	貯水面積	ため池名	流域河川	貯水面積
定田ため池	関根川	16,000㎡	宮後ため池	花貴川	12,000㎡
長原ため池		48,000㎡	堂ノ上ため池		5,000㎡
北久保ため池		11,000㎡	上和野ため池		200㎡
落ヶ沢ため池		1,600㎡			

(5) 緑化

公園や緑地は、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場を提供するほか、公害・災害の発生の緩和、避難・救護活動の場としても活用されます。街路樹は、まちを美しくするだけでなく、生命の営みや季節の移り変わりを知らせてくれ、安らぎを与えてくれます。また、夏の強い日差しをさえぎり、排気ガスや騒音を和らげて道路沿いの環境を守ります。

本市の公園や街路樹には、広葉樹を主に、多種多様な樹木が選定されています。

今後も、都市公園等の緑化、街路樹の整備、個々の建物の周囲を緑で増やし、市民がもっと身近にふれられるようにしていくことが必要です。

◆都市計画公園、街路樹等の緑

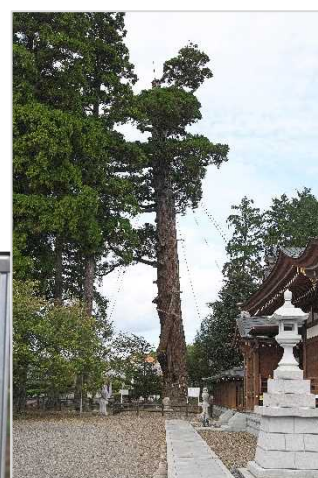
施設名	施設種類	面積・延長	緑の様子
高萩市森林公園	自然公園	約25ha	広葉樹が主
花貴さくら公園	自然公園	約2.05ha	桜、梅、広葉樹
花貴ふるさと自然公園	自然公園	約0.61ha	広葉樹
ハーモニーパーク	都市公園	約0.92ha	桜、ツツジ、マツ、広葉樹等
アプローチ広場	都市公園	約0.74ha	ツツジ、ハナミズキ等
緑の道	都市公園	約0.47ha	クサギ、カエデ、トナリ、ヤマモモ等
本町ファミリーパーク	都市公園	約0.87ha	桜を主に広葉樹
高戸上手綱線	都市計画道路	3,970m	イチョウ、ハナミズキ
上手綱赤浜線	都市計画道路	1,920m	桜、ハナミズキ、工場の斜面は松
安良川赤浜線	都市計画道路	計画 5,790m 供用 2,506m	ヤマモモ
東本町高萩線	都市計画道路	計画 3,400m 供用 1,490m	クサ
安良川下手綱線	都市計画道路	計画 2,700m 供用 940m	モミジ、バナナ
松久保工業団地	市道	約4.0km	ササバ、ドウクツ、ツツジ
高萩市衛星通信記念公園 (さくら宇宙公園)	公園	約8.9ha	桜が主



## (6) 名木指定等の状況

本市では、良好な景観の保全を目的として、特に保存すべき樹木を「高萩市の名木」として指定しています。

また、国や県の天然記念物に指定されている名木もあり、環境省による自然環境調査データでは、安良川の八幡宮境内の樹齢千年とも言われる『安良川の爺スギ』が、杉では幹周りで県内1位に記載されています。これらは、これからも大切に保存していきたい財産です。



安良川の爺スギ

## ◆ 指定名木等の状況

指 定	指 定 年 月 日	樹 種	樹 齢	幹 周 り	所 在 地	所 有
市名木	平成 17 年 3 月 28 日	ヒヨドリ 1 本	約 300 年	3.0m	上手綱 50-2	個人
市名木	平成 17 年 3 月 28 日	杉、枹等	約 200 年	—	安良川 1180	個人
市名木	平成 17 年 3 月 28 日	欅 4 本	推定約 150 年	0.85m	島名 1169	個人
市名木	平成 17 年 3 月 28 日	スギ 1 本	推定約 150 年	3.4m	上手綱 572	個人
市名木	平成 17 年 3 月 28 日	スギ 1	推定約 150 年	5.0m	秋山 209-1	個人
市名木	平成 17 年 3 月 28 日	スギ 2 本	推定約 150 年	3.7m	秋山 3045-2	個人
市名木	平成 18 年 12 月 13 日	ササキ等	推定約 150 年	2.7m (ササキ)	上手綱 75	個人
市名木	平成 27 年 5 月 29 日	ササキ	推定約 120 年	1.2m	上手綱 1788	個人
国指定	大正 13 年 12 月 9 日	杉	約 1000 年	約 10m	安良川 1180	安良川八幡宮
県指定	昭和 49 年 3 月 31 日	杉	300 年以上	約 7m	下君田 1377	王塚神社
県指定	昭和 49 年 3 月 31 日	杉	300 年以上	約 5m	下君田 1377	王塚神社
県指定	平成 11 年 1 月 25 日	ササキ	300 年以上	約 5.5m	下君田 1569	松岩寺
市指定	令和元年 9 月 17 日	ヒヨドリ	約 350 年	約 4.4m	上手綱 1632	個人

※ 国指定：国指定天然記念物、県指定：茨城県指定天然記念物、市指定：高萩市指定天然記念物

## 2-4 大切にしていきたい動植物

### (1) 哺乳類

7目 12科 22種が確認されていますが、茨城県レッドデータブック\*から本市に現存する貴重な哺乳類を挙げると、絶滅危惧種1科1種、準絶滅危惧1科2種です。

絶滅危惧種のヤマネは、落葉広葉樹の減少により餌となるブナ科の実であるドングリの不足による絶滅が危惧されます。

◆ 貴重な哺乳類【出典：茨城県版レッドデータブック(2016年改訂版)】

区分	科名	種名
絶滅危惧Ⅱ類	ヤマネ科	ヤマネ
準絶滅危惧	リス科	ニホンリス
		ムササビ

### (2) 鳥類

本市では海岸、水田、河川、ため池、ダム湖、住宅地、ゴルフ場、山林等と多様な環境を擁しているため昭和52年に発行された「高萩の動物」鳥の部門では154種類が報告されています。

令和2年現在では221種が確認され、小山ダムでは120種、高戸海岸では90種、石滝花貫川周辺では年間96種が確認されています。

茨城県レッドデータブックから本市に現存する貴重な鳥を挙げますと、絶滅危惧ⅠB類1種、絶滅危惧Ⅱ類6種、準絶滅危惧1種の合計8種です。山野ではクマタカ等高萩でなければ確認できない鳥が生息し、高萩海岸はシロチドリやハヤブサの貴重な繁殖地になっています。また、「花貫溪谷」とその周辺では、絶滅危惧種のサンショウクイなど森林性の野鳥が多く、その他にも夏鳥のオオルリ、冬鳥のオシドリなどが生息しています。



クマタカ

県：絶滅危惧ⅠB類

◆ 貴重な鳥【出典：茨城県版レッドデータブック(2016年改訂版)】

区分	科名	種名
絶滅危惧ⅠB類	タカ科	クマタカ
絶滅危惧Ⅱ類	ウ科	ヒメウ
	ハヤブサ科	ハヤブサ
	チドリ科	シロチドリ
	サンショウクイ科	サンショウクイ
	サギ科	ヨシゴイ
準絶滅危惧	タカ科	ハチクマ
	タカ科	オオタカ

## (3) 魚類

河川源流部ではニッコウイワナ（天然イワナ）、ヤマメ無斑型の記録があります。また、平野を流れる河川ではホトケドジョウ、ギバチ、ウツセミカジカ、シロウオ、ニホンウナギ、シマドジョウ、ミナミメダカ、カジカなどの貴重な魚類が生息しています。



ヤマメ無斑型  
県：絶滅危惧ⅠA類

## ◆貴重な魚類【出典：茨城県版レッドデータブック(2016年改訂版)】

区分	科名	種名
絶滅危惧ⅠA類	サケ科	ニッコウイワナ
		ヤマメ無斑型
絶滅危惧Ⅱ類	ドジョウ科	ホトケドジョウ
	ギギ科	ギバチ
	カジカ科	ウツセミカジカ
	ハゼ科	シロウオ
準絶滅危惧	ウナギ科	ニホンウナギ
	ドジョウ科	シマドジョウ
	メダカ科	ミナミメダカ
	カジカ科	カジカ

## (4) 両生類

山間部の源流から渓流域にかけてはバンダイハコネサンショウウオ、渓流から中流域にはカジカガエル、平野部にはトウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、が生息しています。



トウキョウサンショウウオ  
県：準絶滅危惧

## ◆貴重な両生類【出典：茨城県版レッドデータブック(2016年改訂版)】

区分	科名	種名
絶滅危惧Ⅱ類	サンショウウオ科	バンダイハコネサンショウウオ
準絶滅危惧	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ
	イモリ科	アカハライモリ
	アカガエル科	カジカガエル

(5) 昆虫

本市には、県のレッドデータブックに記載されている種が数多く生息し、山間部の溪流にはモイワサナエやトワダカワゲラ、ムカシトンボが生息しています。また、土岳山頂から花貫溪谷に続くブナ帯には、チョウの仲間では幼虫がブナの葉のみを食べるフジミドリシジミ、それに続く広葉樹林帯には同じ仲間のムモンアカシジミ、クロミドリシジミなどの貴重なシジミチョウの仲間を見ることができます。

水田周辺では、ミヤマアカネやタガメを見ることができ、雑木林周辺の草地ではギンイチモンジセセリなどチョウ類も多く、ヤママユなどの大型の蛾も多く見ることができます。山間の草原に生息するチャマダラセセリは近年著しく減ってきています。

1991年出版された高萩の動物（高萩市）の昆虫ではトンボ67種、チョウ96種、蛾702種、バッタ65種、カメムシ171種、その他多数の甲虫等多くのが記録されており本市の自然環境の豊かさを表しています。

◆貴重な昆虫【出典：茨城県版レッドデータブック(2016年改訂版)】

区分	科名	種名
絶滅危惧ⅠA類	コオロギ科	クロツヤコオロギ
絶滅危惧ⅠB類	キリギリス科	オオクサキリ
	セミ科	アカエソゼミ
	セセリチョウ科	チャマダラセセリ
	シジミチョウ科	ムモンアカシジミ
ミヤマカラスシジミ		
絶滅危惧Ⅱ類	サナエトンボ科	モイワサナエ
	トンボ科	ヒメアカネ
	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ
	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン
オオムラサキ		
準絶滅危惧	イトトンボ科	オゼイトトンボ
	ムカシトンボ科	ムカシトンボ
	トンボ科	ミヤマアカネ
		ハッチョウトンボ
	トワダカワゲラ科	トワダカワゲラ
	マツムシ科	マツムシ
	コオイムシ科	タガメ
	タマムシ科	ヤマトタマムシ
	ホタル科	ゲンジボタル
	シジミチョウ科	クロミドリシジミ
		フジミドリシジミ
ヤママユガ科	ヤママユ	

令和2年8月9日及び10月4日に土岳南側にあるけやき平キャンプ場駐車場で行ったライトトラップ調査の結果、蛾の仲間16科86種、カミキリムシの仲間4種、クワガタの仲間3種など合計25科102種の昆虫を確認しました。特に、各種植物の葉を餌として生息する蛾の仲間が多いことから、土岳周辺の樹種の豊富さを確認できました。



ヤママユ  
県：準絶滅危惧

◆ライトトラップ調査結果

No.	科名	種名	8月9日	10月4日
1	アゲハモドキ科	アゲハモドキ	○	
2		キンモンガ	○	
3	イラガ科	アカイラガ	○	
4	オビガ科	オビガ	○	
5	カイコガ科	オオクワゴモドキ	○	
6	カギハガ科	オオマエベトガリバ	○	
7		オビカギバ	○	
8		ヒメウスベトガリバ	○	
9		マエキカギバ	○	
10		モントガリバ	○	
11		ウコンカギバ		○
12		オビカギバ	○	
13		ヒトツメカギバ		○
14		ヤマトカギバ		○
15	カレハガ科	ギンモンカレハ	○	
16	コバガ科	アオスジアオリンガ	○	
17	シャクガ科	ウスクモエダシャク	○	
18		エグリエダシャク	○	
19		オオシロエダシャク	○	
20		ツマキリウスエダシャク	○	
21		ヒメダラエダシャク	○	
22		ホソバナミシャク	○	
23		ウスキツバメエダシャク		○
24		キマダラオオナミシャク		○
25		キリハエダシャク	○	
26		クロスウスエダシャク	○	
27		クロフシロエダシャク	○	
28		クロミスジシロエダシャク	○	
29		ツマキリウスエダシャク	○	
30		トビネオエダシャク	○	
31		ナカウスエダシャク	○	
32		ハコベナミシャク	○	
33		ピロードナミシャク		○
34		ユウマダラエダシャク		○
35	シャチホコガ科	オオエグリシャチホコ	○	
36		キシャチホコ	○	
37		クビワシャチホコ	○	
38		クロスジシャチホコ	○	
39		コトビモンシャチホコ	○	
40		シャチホコガ	○	
41		スズキシャチホコ	○	
42		セダカシャチホコ	○	
43		ナカキシャチホコ	○	
44		ハガタエグリシャチホコ	○	
45		ホリハシシャチホコ	○	
46	スズメガ科	エゾシモフリスズメ	○	
47		シモフリスズメ	○	
48		ヒサゴスズメ	○	
49		ヒメサザナミスズメ	○	
50		ピロードスズメ	○	
51		モモスズメ	○	

No.	科名	種名	8月9日	10月4日
52	ツトガ科	コキモンウスグロノメイガ	○	
53		タイワンモンキノメイガ	○	
54		ヨツメノメイガ	○	
55		オオキノメイガ		○
56		マエアカスカシノメイガ		○
57		マメノメイガ		○
58	ドクガ科	キアシドクガ	○	
59		キドクガ	○	
60		スカシドクガ	○	
61		ヒメシロモンドクガ	○	
62		ブドウドクガ		○
63	ヒトリガ科	クワゴマダラヒトリ	○	
64		シロヒトリ	○	
65		スジベニコケガ	○	
66		スジモンヒトリ	○	
67		ヨツボシホリバ	○	
68	ボクトウガ科	ゴマフボクトウ	○	
69	ヤガ科	アオアカガネトウ	○	
70		ウンモンクチバ	○	
71		キクビゴマケンモン	○	
72		キシタバ	○	○
73		クワンモンクチバ	○	
74		ゴマケンモン	○	
75		シロスジキノコヨトウ	○	
76		ハガタクチバ	○	○
77		ハグルマトモエ	○	
78		アカキリバ		○
79		シロシタバ		○
80		オオタバコヤガ		○
81		キシタミドリヤガ		○
82		ノコメセダカヨトウ		○
83		ハコベヤガ		○
84	ヤママユガ科	オオミスアオ	○	
85		ヤママユ	○	
86		クスサン		○
87	カミキリムシ科	ノコギリカミキリ	○	
88		クロカミキリ	○	
89		キマダラカミキリ	○	
90		ミヤマカミキリ	○	
91	ジテムシ科	ヨツボシモンジテムシ	○	
92	クワガタムシ科	ミヤマクワガタ	○	
93		コクワガタ	○	
94		ノコギリクワガタ	○	○
95	ケラ科	オケラ		○
96	カメムシ科	ナガメ	○	
97		ツノアオカメムシ	○	
98		トホシカメムシ	○	
99	セミ科	ヒグラシ	○	
100	アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ	○	
101	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ	○	
102	ツノトンボ科	オオツノトンボ	○	

(6) 植物

山間の湿地にはミツガシワ、サギスゲ、トキシウ、モウセンゴケが見られ、溪流の  
がけ地の一部にはオオクボシダが生育しており、林床にはコフタバラン、ナンブワチ  
ガイソウ、イワウチワ、マイヅルソウ、オヤリハグマ、カゴノキ、フシグロセンノウ  
などを見ることができ、また、海浜部ではハマギク、コハマギクなどの花々を見るこ  
とができます。

◆貴重な植物【出典：茨城県版レッドデータブック(2012年改訂版)】

区分	科名	種名
絶滅危惧ⅠA類	ミツガシワ科	ミツガシワ
絶滅危惧ⅠB類	カヤツリグサ科	サギスゲ
	ラン科	トキシウ
絶滅危惧Ⅱ類	キク科	シロヨモギ
	キク科	ハマギク
	キク科	コハマギク
	ラン科	コフタバラン
	ナデシコ科	ナンブワチガイソウ
	バラ科	リンボク
	モウセンゴケ科	モウセンゴケ
準絶滅危惧	イワウメ科	イワウチワ
	ユリ科	マイヅルソウ
	キク科	オヤリハグマ
	クスノキ科	カゴノキ
	ナデシコ科	フシグロセンノウ



シロヨモギ  
県：絶滅危惧Ⅱ類



トキシウ  
県：絶滅危惧Ⅱ類



## 2-5 歴史・文化的環境

本市には天然記念物をはじめ、現在まで大切に残されてきた多くの文化財が存在し、それらの中で市を代表するものが国・県そして市の文化財として指定され、保存されています。

文化財は指定されたものだけが貴重な遺産なのではなく、有形・無形の文化財、古墳や遺跡の埋蔵文化財、先祖から伝えられた民具類、天然記念物や自然景観など、次世代まで継続して大切に引き継いでいくことが重要です。

本市では、歴史民俗資料館における資料展示をはじめ、郷土の歴史と文化に対する知識と理解を深めるための活動を行っています。

### めがね橋（花貫川第一発電所第3水路橋）

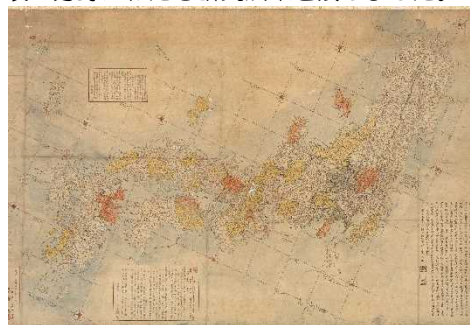
大正8年に建設された水路橋で、水力発電所に河川水を供給するため現在も活躍しています。ひっそりとした林道を抜けると、堂々としたその姿に圧倒されます。



登録有形文化財(建造物)

### 日本地図の先駆者 長久保赤水関係資料

長久保赤水は江戸時代の儒学者です。高萩市赤浜の農家に生まれ、学才を認められて第六代水戸藩主治保の侍講となり、江戸に勤務するかたわら、地理学・天文学・農政学等多岐の分野にわたる研究成果を残しました。



国重要文化財

### ◆文化財指定状況

名称	区分	種類	名称	区分	種類
石岡第一発電所取水堰堤 石岡第一発電所沈砂池	国重文	建造物	小林寒林石碑	市指定	史跡
			花貫暖帯温帯混合自然林	〃	天然記念物
長久保赤水関係資料	〃	歴史資料	サツキ古木群	〃	〃
花貫川第一発電所 第3号水路橋（めがね橋）	国登録	土木工作物	堀の内ヒヨクヒバ	〃	〃
安良川の爺スギ	国指定	天然記念物	胎蔵界曼荼羅図	〃	絵画
大塚神社*のスギ	県指定	〃	下君田のささら	〃	無形民俗文化財
大塚神社*のモミ	〃	〃	丹生神社の棒ささら	〃	〃
松岩寺のヤマザクラ	〃	〃	丸型菊花双鶴文亀鈕鏡	〃	工芸品
穂積家住宅	〃	建造物	松岡地理誌（原稿）	〃	古文書
絹本著色勸経十六観变相図	〃	絵画	松岡村誌（原稿）	〃	〃
長久保赤水関係資料	〃	歴史資料	小林寒林資料	〃	歴史資料
長久保赤水の墓	市指定	史跡	長久保赤水関係資料	〃	〃
鈴木玄淳の墓	〃	〃	松村任三資料	〃	〃
琵琶墓古墳	〃	〃	松村任三胸像	〃	〃
赤浜一号墳	〃	〃	朝香神社（森大明神）棟札	〃	〃
高橋家の門・塀	〃	〃	赤浜古墳出土遺物	〃	考古資料
穂積家屋敷（落合園）	〃	〃	木造釈迦如来坐像	〃	彫刻

※指定文化財登録名称



### 3 生活環境

#### 3-1 大気環境

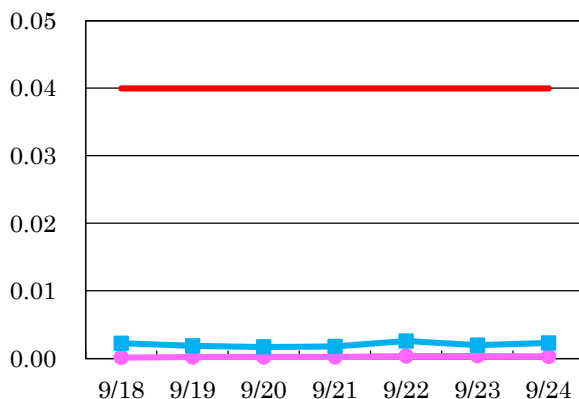
##### (1) 大気汚染

大気汚染物質には、硫酸酸化物<sup>\*</sup>、窒素酸化物<sup>\*</sup>、浮遊粒子状物質<sup>\*</sup>等があり、これらの主な発生源は、工場・事業場及び自動車等からの排出ガスによるものです。

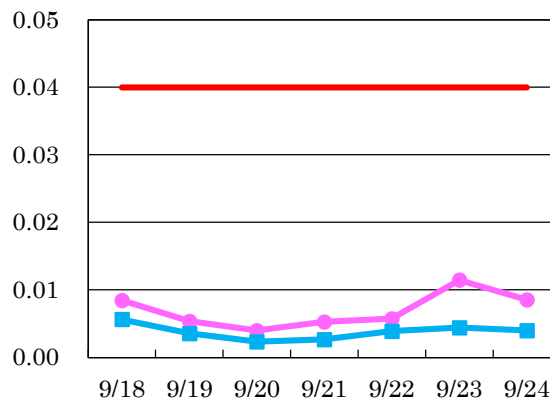
令和2年9月18日から9月24日まで国道6号沿い高浜スポーツ広場で市が実施した大気汚染物質調査では、各測定項目ともに環境基本法に基づく大気汚染に係る環境上の条件（環境基準<sup>\*</sup>）を達成しています。また、平成30年度の茨城県環境白書では、光化学オキシダント<sup>\*</sup>やPM2.5<sup>\*</sup>（微小粒子状物質）の結果も、環境基準を満たしています。

◆大気環境測定結果(令和2年9月18日～9月24日) 【出典：高萩市】

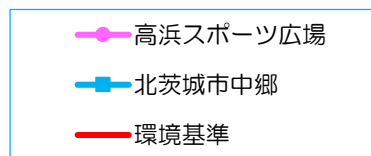
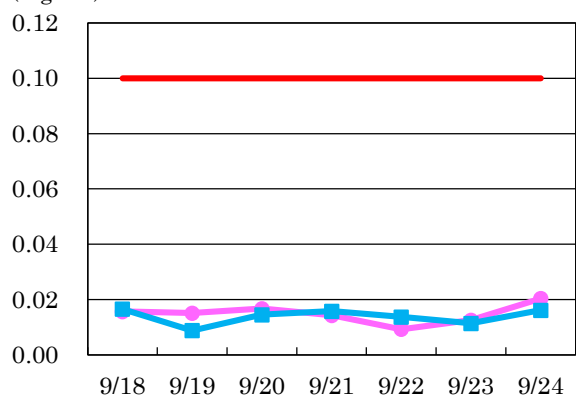
(ppm) 二酸化硫黄濃度日平均値



(ppm) 二酸化窒素濃度日平均値



(mg/m<sup>3</sup>) 浮遊粒子状物質濃度日平均値



移動大気測定車（高浜スポーツ広場での測定）

## (2) その他の大気汚染の指標

分析等結果の情報

本市では、大気汚染の状況を把握するために降下ばいじん調査、酸性雨<sup>\*</sup>調査を行い、監視に努めています。詳細については市のホームページで確認することができます。



### ① 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に浮遊している粒子状の物質のうち、自重や雨によって地面に落下するものを言い、工場、事業場等における産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴い発生するものや風による土壌粒子の舞い上がりなど、自然環境によるものもあります。降下ばいじんには、環境基準の設定はありませんが、洗濯物や窓ガラスの汚れなど、生活環境上の支障を引き起こすことから、大気汚染の指標とされています。

### ② 酸性雨

雨水には、大気中に浮遊している物質が溶け込んでいるので、成分濃度を把握することで、大気汚染の状況を把握することができます。pHは、酸性雨の指標として使われ、5.6以下のものを酸性雨としています。これは、大気中に存在している二酸化炭素が雨水に溶けて平衡状態になった場合に、pHがおよそ5.6になるからです。つまり、酸性雨では二酸化炭素以外の酸性物質が雨水に溶け込んだことによって、5.6より低い値を示すことになります。

## (3) 騒音・振動

騒音、振動の主な発生源は、工場、事業場、幹線道路の他、日常生活に伴うものがあります。また、工場や事業場の騒音・振動については、関係法令等に基づき規制しています。

幹線道路における自動車騒音の常時監視は、自動車交通騒音が支配的な道路に面する地域で、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものです。

本市では5本の路線（国道6号、国道461号、日立いわき線、高萩インター線、常磐自動車道）を5年ごとに調査しています。令和元年度に実施した国道6号（評価区間：大字石滝～大字赤浜）の評価結果は、昼夜とも環境基準を達成していました。詳細については市のホームページで確認することができます。

分析等結果の情報



近年、従前は人が居住していなかった沿道において宅地開発が行われた結果、新たに居住することとなった者に係る交通騒音問題が発生していることがあるため、平成26年に策定された「交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガ

イドライン」の周知などを通じて、交通騒音問題の未然防止に向けた取組を推進しています。

#### (4) 悪臭

市に寄せられる大気関係の苦情や相談には、野焼き※による悪臭や事業所からの悪臭に関するものがあり、指導するなどの対応をしています。

悪臭防止法では、工場・事業場を発生源とする悪臭については規制されていますが、野焼きや堆肥散布などを発生源とする悪臭については規制がありません。ただし、野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一部の例外を除いて禁止されています。また、堆肥散布については、十分に乾燥させた堆肥を使用し、散布後は速やかにすき込む等の対策が必要です。近隣同士のトラブルを防ぐためにも、市民や事業者のモラルの向上を図っていくことが大切です。

## コラム

### 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

人間活動が原因で生じるさまざまな問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27年（2015年）9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、すべての国が共に取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として令和12年（2030年）までの17の目標（ゴール）が設定されています。

SDGsの目標はそれぞれ関連しているので、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、共に解決していくことが大切になります。



## 3-2 水環境

### (1) 水質汚濁

河川や沿岸海域、湖沼など公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活雑排水、工場・事業場排水などに含まれる有機物や化学物質によるものです。また、沿岸部にみられる漂流ごみもその原因の一つです。

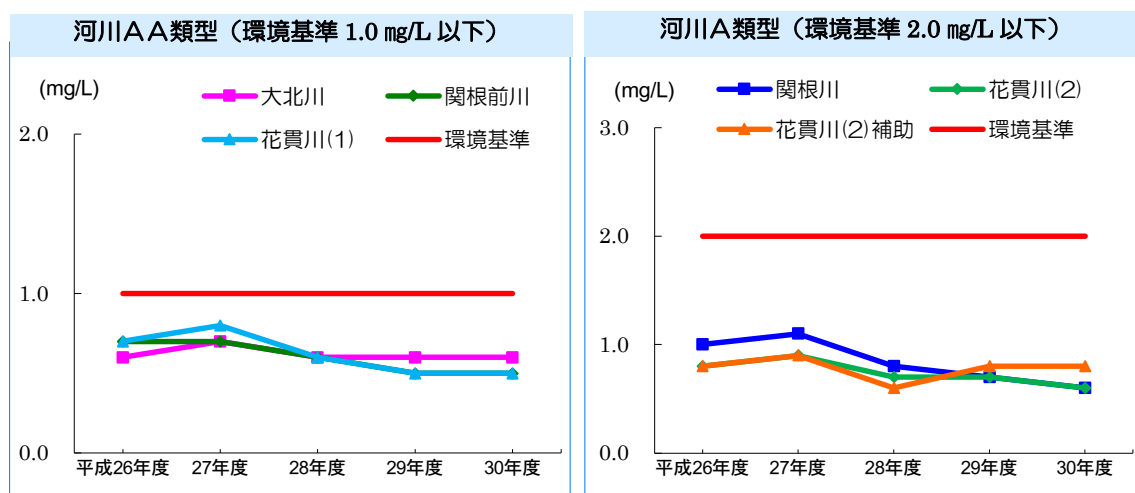
本市の水域は、主に大北川水域、関根川水域、花貫川水域の3つの水域に属しており、いずれも私たちの生活用水の重要な水源となっています。これらの公共用水域には、環境基本法により水質汚濁に係る環境基準が設定されています。このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、河川の利用目的に応じて設定される類型ごとに基準値が定められています。大北川と関根前川、花貫ダムより上流の花貫川(1)は河川AA 類型、関根前川との合流後の関根川、花貫ダムより下流の花貫川(2)は河川A 類型にあてはめられています。また、これらの河川には、水生生物の生息状況の適応性ごとに類型が設定されています。

茨城県では、市内河川の環境基準地点5ヶ所と補助地点1ヶ所にて水質調査を実施しています。過去5年間の測定結果では、河川の水の汚れ度合を示すBOD(生物化学的酸素要求量)<sup>\*</sup>など、すべての河川で環境基準を達成していました。

なお、工場・事業場からの排水については関係法令に基づき規制しています。

#### ◆市内河川のBOD(生物化学的酸素要求量)の水質調査結果の推移

【出典：茨城県環境白書】



※各河川の環境基準点

大北川・・・栄橋、関根前川・・・滝ノ脇堰、花貫川(1)・・・鳥曾根橋

関根川・・・羽根田橋、花貫川(2)・・・新花貫橋、花貫川(2)補助・・・稲村橋

その他、本市では、市内の農業用水について水質検査を実施し、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標値（農業用水基準）により、評価・監視しています。

また、市内のゴルフ場にて、敷地内の維持管理のために使用された農薬による環境への影響を把握するため、ゴルフ場排水の水質検査を実施しています。ゴルフ場が使用する農薬については、水質汚濁の防止のための環境基準はなく、指針値が設けられています。市内のゴルフ場では、その指針値よりも厳しい自主管理目標値を設定し、これを遵守しています。しかしながら、現在市場に出回っている農薬の種類に対し、指針値が設定されている農薬はごくわずかであることから、今後とも農薬の適正な使用等を推進していくことが必要です。

(2) 水生生物

本市では、令和2年7月に花貫川と関根川それぞれの上流と下流にて、水生生物調査を「水生生物による水質調査法：環境省水質保全局に基づく方法」により実施しました。この方法は、採取できた環境指標生物から水の汚濁具合を判断するものです。指標生物からみた両河川の上流、下流の水質は水質階級Ⅰの判定で、「とてもきれいな水」と言えます。

両河川とも自然豊かな流域を流れるため、魚類の種と数も豊富で、上流ではヤマメやイワナ、カシカなどが、下流にはアユやサケ、ボウなどが生息しています。こうした生き物たちが証明してくれたきれいな水が、太平洋に流れ込んでいることになります。



ヘビトンボ



ヒラタカゲロウ

◆花貫川、関根川における指標生物による水質判定  
(令和2年7月)

指標生物種		花貫川				関根川											
		上流		下流		上流		下流									
水質階級Ⅰ	1 アミカ																
	2 ウズムシ	○				○											
	3 カワゲラ	○		○		○											
	4 サワガニ	○				○											
	5 ナガレトビケラ	●		●				○									
	6 ヒラタカゲロウ	●		○		○		●									
	7 フユ						○	○									
	8 ヘビトンボ	○		●		●		○									
	9 ヤマトビケラ	○		○		○		○									
水質階級Ⅱ	10 イシマキガイ																
	11 オオシマトビケラ	○		○													
	12 カワニナ					○		○									
	13 ゲンジボタル							○									
	14 コオニヤンマ	○				○		○									
	15 コガタシマトビケラ			○		●		●									
	16 スジエビ			○		○											
	17 ヒラタドロムシ																
	18 マシジミ			○				○									
水質階級Ⅲ	19 イソコツブムシ																
	20 タイコウチ																
	21 タニシ																
	22 ニホンドロソコエビ																
	23 ヒル																
	24 ミズカマキリ																
	25 ミズムシ																
	26 アメリカザリガニ								○								
	27 エラミミズ																
水質階級Ⅳ	28 サカマキガイ																
	29 セスジユスリカ																
	30 チョウハエ																
	水質階級の判定	1. ○印と●印の個数	7	2			5	4		7	4			5	5	1	
2. ●印の個数	2			2					1	1			1	1			
3. 合計(1欄+2欄)	9	2	0	0	7	4	0	0	8	5	0	0	6	6	1		
この地点の水質階級は		Ⅰです				Ⅰです				Ⅰです				Ⅰです			

※水質評価にあたっては、○が確認種、●が確認優占種上位2種となります。

## (3) 上水

本市の上水道普及率は令和元年度末で 97.4%です。市内に供給している水源は、花貫川と大北川で、山から清流が流れ込むため、豊富な水量と質の高い水質に恵まれています。

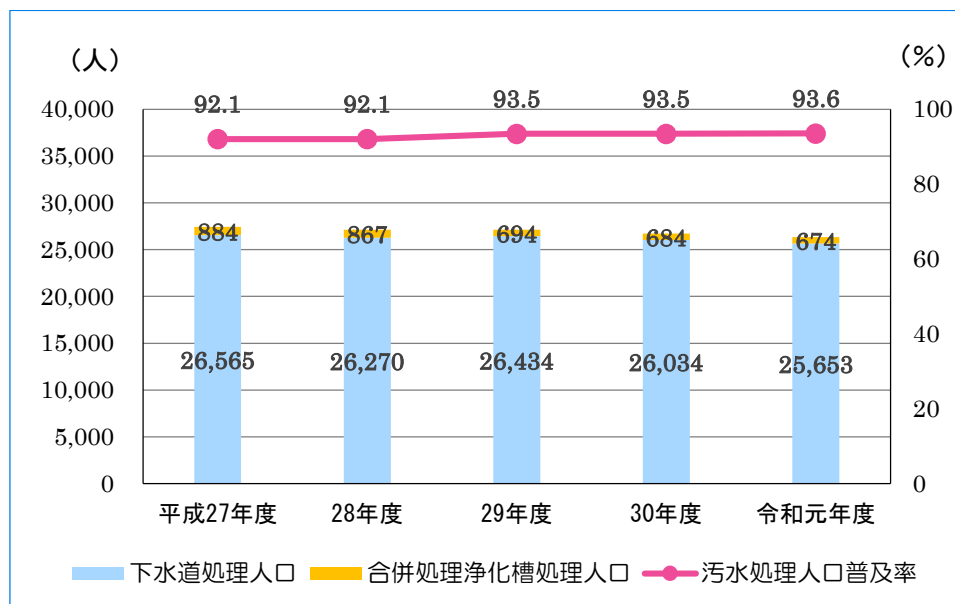
良質で豊富な水源ではありますが、多くのエネルギーを使って私たちのもとへ供給されていることや、使った分だけ下水になるということ、水は循環しているということを忘れずに、いつまでも安全でおいしい水を安定供給するために、節水と水質の保全に努めることが大切です。

## (4) 下水

本市の汚水処理人口普及率は、令和元年度末で 93.6%、このうち下水道普及率が 91.2%を占めています。県平均 63%と比較すると下水道普及率が高い状況にあります。

公衆衛生の更なる向上と生活排水による公共用水域への負荷を低減することを目指すため、下水道整備区域内における接続及びトイレの水洗化、下水道整備区域外の合併処理浄化槽\*設置を推進していくことが引き続き必要です。

## ◆汚水処理人口普及率【出典：茨城県】





### 3-3 土壌・地下水・地盤沈下

#### (1) 土壌・地下水汚染

人の活動に起因する土壌汚染や地下水汚染の主な原因は、工場や事業所から漏えいした有害物質、農薬や化学肥料の使用、不法投棄された廃棄物から漏えいした有害物質等が地下に浸透することなどによります。

土壌汚染は、地下水汚染も引き起こす可能性があるため、地下水汚染と併せて考える必要があります。また、一度汚染された土壌や地下水は、浄化・回復に長い時間を要します。

土壌及び地下水には、生活環境を保全するため環境基準が定められており、県及び市では毎年調査地区を選定し、地下水の水質汚濁に係る環境基準について測定・監視しています。本市では、土壌汚染については4地点、地下水については1地点の調査を年1回実施しており、調査を行ったすべての項目で環境基準を達成しております。詳細については市のホームページで確認することができます。その他、人の健康を保護するために土壌汚染対策法により有害物質による土壌汚染の状況把握、並びに汚染土壌等の適切な措置が土地所有者等に課せられています。

分析等結果の情報



#### (2) 地盤沈下

地盤沈下には、地震などの地殻変動による自然的要因や、地下水の過剰くみ上げ等による人為的要因があります。

本市では、東日本大震災などの自然的要因による地盤沈下は確認されませんでした。また、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下も見られません。今後も、地盤沈下を防止するため、地下水の適正利用を図っていくことが必要です。



### 3-4 化学物質

#### (1) 有害化学物質

化学物質の中には、人の健康や生態系<sup>\*</sup>に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあり、ごみ焼却の過程で生成されるダイオキシン類<sup>\*</sup>による人への健康影響や、環境ホルモン<sup>\*</sup>（内分泌かく乱化学物質）の影響によるものとされる野生生物の生殖異常が報告されるなど、さまざまなタイプの環境問題が人々の関心を集めています。

本市では、ダイオキシン類について年1回市役所屋上にて大気を採取し分析を行っています。結果については環境基準に適合しており、詳細については市のホームページで確認することができます。また、県では大気や土壌など、環境中のダイオキシン類濃度、河川水の化学物質（環境ホルモンなど）濃度について、測定・監視をしています。

有害化学物質による環境汚染を未然に防止するために、事業活動については関係法令等により規制されていますが、家庭については、農薬の取り扱いや野焼きなどから、意図せずに環境汚染を引き起こしてしまう可能性があるため、有害化学物質に対する理解が必要です。

その他、主に建築材料として使用されていたアスベスト（石綿）<sup>\*</sup>については、アスベスト繊維を一定期間吸い続けた場合健康被害が生じることが分かっており、現在は製造や使用等が原則禁止されています。また、建築物の解体の際などの飛散防止について、大気汚染防止法をはじめとした関係法令により規制されています。

#### (2) 放射性物質

放射性物質<sup>\*</sup>とは、放射能<sup>\*</sup>を持つ物質の総称で、原子力発電では、原子炉の中の核分裂によって生成されます。原子力発電は、日本において電気を安定的に供給するための重要な電源として位置づけられ、少資源の日本にとっては、これまで、必要なエネルギー供給源であるとともに、地球温暖化対策として重要なCO<sub>2</sub>排出量削減にも寄与してきました。しかし、事故が起きた場合の危険性が高く、放射性物質の放出は、大気や土壌、海洋など環境汚染を引き起こし、人間を含む生物が放射線に被ばくするという問題も抱えています。

東日本大震災以降、市内の放射能汚染を現状把握するため、空間放射線量<sup>\*</sup>の測定をはじめ、水道水、学校給食、農産物等の放射性物質濃度の測定を行ってきました。また、測定値を含め放射性物質に係るあらゆる情報についてホームページで公表し、市民の安心・安全の確保に努めています。

放射線に関する情報



## 4 地球環境

### 4-1 地球温暖化

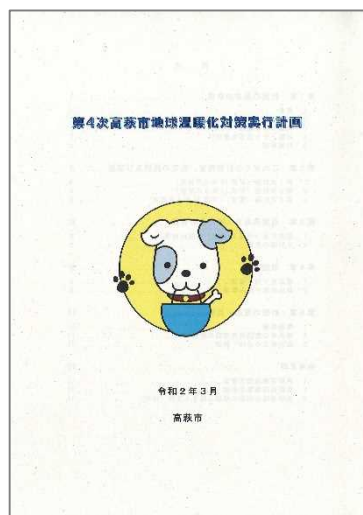
私たちの暮らしには、水や空気、食料、そして安定した気候が欠かせません。その気候は、地球規模で変わりつつあり、産業革命以降に急速に気温が上昇しています。地球温暖化とは、私たちの活動による化石燃料の使用などにより、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>\*</sup>の濃度が増加し、地球全体の平均気温が急激に上がり始めていることをいいます。地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの排出抑制対策である「緩和策」と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」により、今後は気候変動対策やゼロカーボンシティ等を推進していく必要があります。

#### (1) 高萩市の地球温暖化対策

本市では、行政にかかわる事務・事業を対象に、地球温暖化対策の推進に関する実行計画として、令和元年度に「第4次高萩市地球温暖化対策実行計画」を改訂しました。

更なる推進を図るため、新庁舎移転後新しい環境における直近年度平成30年度を基準年度とし、令和6年度までに二酸化炭素総排出量を5%以上削減する目標を掲げ、重点取組事項として、①電気使用量の削減②エコドライブ<sup>\*</sup>の推進③事務用紙使用量の削減の3つを掲げ、省資源・省エネルギーにつながる行動に努め、電気、A重油、灯油、ガソリン、軽油、プロパンガス、事務用紙等の使用量の削減に向けて計画を推進しています。

また、夏の日差しをさえぎり電力消費を抑える緑のカーテンを市施設へ設置することや、コンテスト実施など緑のカーテンを通じた地球温暖化対策に向けた取組を発信することにより、市民等への意識高揚を図っています。



アサガオのカーテン（本庁舎）



令和2年度もらワンちゃん緑のカーテンコンテスト受賞作品

最優秀賞



優秀賞



みんなも  
参加してワン！

※ここでご紹介した作品は、  
受賞作品の一部です。

## (2) 気候変動対策の適応策

近年、日本でも確認されている集中豪雨や猛暑などの異常気象は、地球温暖化が進行すると頻発する可能性が高まることが懸念されています。これまで実施してきた温室効果ガス排出量の削減を目的とした緩和策だけでは、地球温暖化の進行を抑えることが難しいため、平成30年12月に「気候変動適応法」が施行され、気候変動によるさまざまな影響に備えた「適応策」を地球温暖化対策と併せて進めることとし、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化しています。

国の適応策は、農業・森林・林業、水産業分野／水環境・水資源分野／自然生態系分野／自然災害・沿岸域分野／健康分野／産業・経済活動分野／国民生活・都市生活分野の7つの分野について示されています。

本市では、台風、大雨、津波、地震などの災害によって被害が想定される箇所や避難所の位置など、もしものときに備えるため「高萩市防災マップ」を作成しました。くらしのガイドブックにも避難所・避難場所マップや避難時の心得等を掲載してあります。また、地域と学校が連携した「防災訓練」を実施することで、児童・生徒・地域住民の防災意識の向上を目指すなど、いざという時のために役立つ情報や学習の推進に努めています。

今後は、高温回避や生態系の変化に対応した適応策（気候変動適応計画の策定）、暑熱（熱中症）、感染症（ Dengue 熱、新型コロナウイルス等）への影響など健康分野に関する適応策などについて国や県の動向や関係情報の収集により検討し、進めていく必要があります。



## コラム

### 緩和策と適応策

## 緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

【出典：気候変動適応情報プラットフォーム】



### (3) ゼロカーボンシティ

温室効果ガスが原因といわれる地球温暖化によって、干ばつや台風の大型化、集中豪雨など自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。地球温暖化の問題は人間の生存のみならず、すべての生き物にとって緊急の問題です。

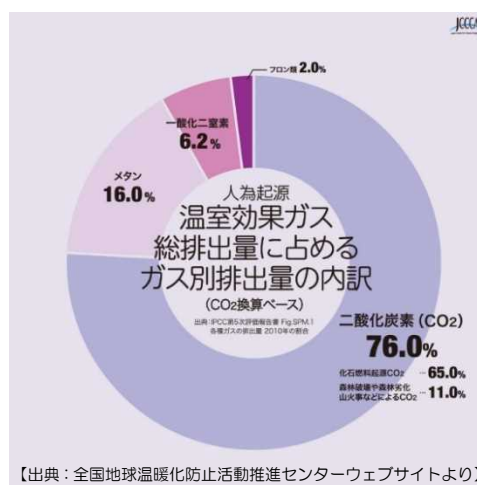
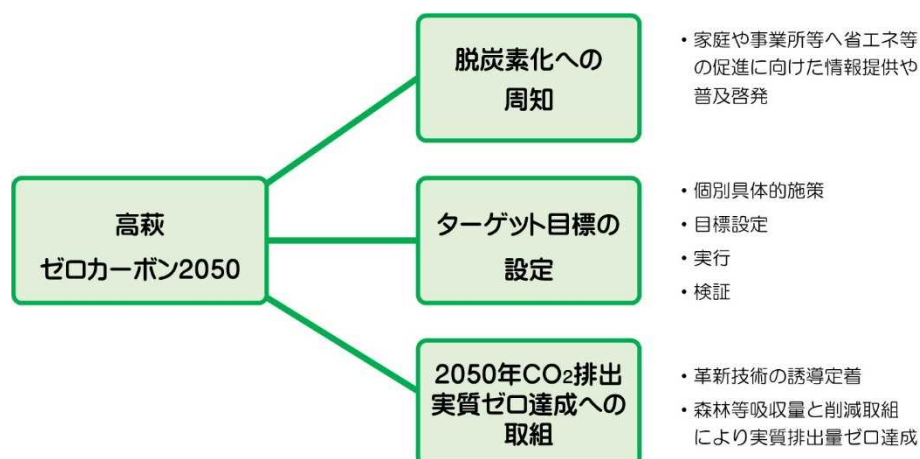
温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類があり、なかでも二酸化炭素は全体の4分の3以上を占めています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

それを受けて、本市も加盟している「廃棄物と環境を考える協議会」では、地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を令和2年7月28日に共同表明いたしました。

本市では、今後、市・事業者・市民が一体となって省エネやCO<sub>2</sub>削減につながるライフスタイルの見直しを積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ\*実現に向けた活動等を推進し、脱炭素化への周知・取組や省エネ促進に向けた啓発などを行います。

#### ◆ゼロカーボンシティの実現に向けた活動や取組等





(4) 地球温暖化防止に向けた事業所の取組

「極東製薬工業株式会社 高萩工場」

【環境方針】

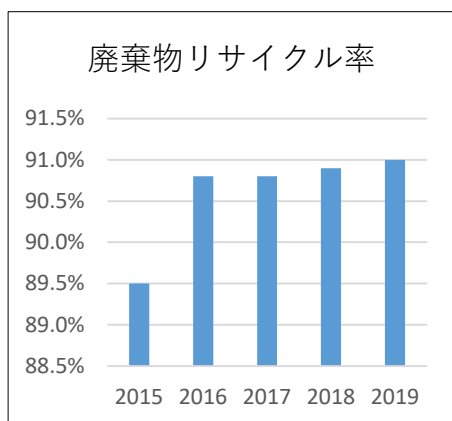
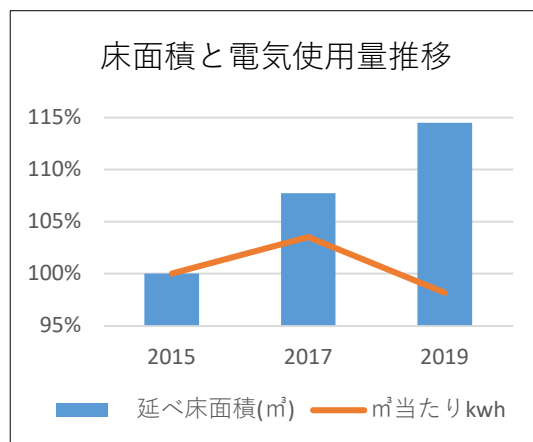
極東製薬工業株式会社 高萩工場は、「未来への配慮を大切にする」という当社理念のもと、「高萩の海や山」を有する恵まれた自然環境の中で、微生物培地、臨床検査薬等の設計、開発、製造及び販売の事業活動を行っております。

我々の活動が地球環境への影響を与えていることを認識し、美しい自然景観を保全するとともに、継続的な改善への取り組みを行い、循環型社会形成に努めます。

1. 環境への取り組みをマネジメントシステムの一環として取り入れ、環境保全活動を行います
2. 活動、サービス及び製品についての環境への負荷低減、改善を図り合わせて汚染を防止します
3. 環境関連の法規制及びその他の要求事項を明確にし、遵守します
4. 環境目標を設定し推進します。その達成のために実施計画を策定し運用し、実行するとともに、定期的かつ効果的な内部監査の実施により環境マネジメントシステム*の継続的な改善を行います
5. 事業活動の中で、特に以下の項目について優先的に活動し、環境保全と環境汚染予防に取り組みます ①省エネルギーと資源のリサイクルを推進します ②廃棄物の削減、容器包装の減量化による環境負荷低減活動を推進します

【活動内容】

1. 省エネ機器等の導入により電気使用量増加を抑制し、無駄を省くことで使用電力の削減を実施
2. ハイブリッド車を導入し、ガソリンの使用量削減を実施
3. 地域への貢献として、高萩市主催の海岸清掃に参加と工場周辺の清掃活動



【今後の活動計画】

1. クリーンエネルギー\*の利用  
ハイブリッドシステム導入を検討
2. ライフサイクルを配慮した製品開発
3. 分別による廃棄物の再資源化及び社会貢献  
①プラスチック類を5種類に分別し再資源化を継続的に推進する  
②再資源化により得た収益を医療系 NGO 法人へ寄付

## 4-2 資源・エネルギー

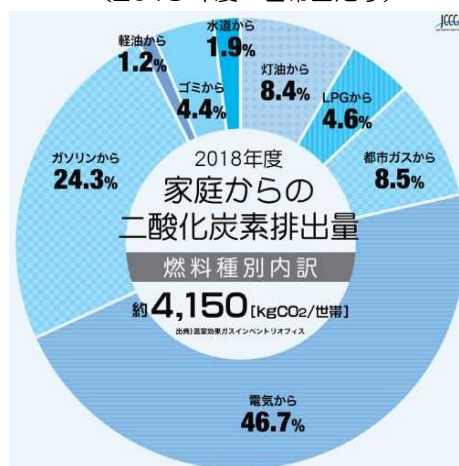
温室効果ガスの排出量を削減するためには、省エネルギーを推進し、化石燃料の消費削減に努めることが必要です。

化石燃料の大量消費による二酸化炭素の多量排出を抑制する有効な手段として、石油代替エネルギーである新エネルギー※への期待が高まっています。

新エネルギーとは、二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことで、太陽光発電、風力発電、バイオマス※発電など10種類が指定されています。この他、革新的なエネルギー高度利用技術として普及促進を図ることが必要なものに、燃料電池※やクリーンエネルギー自動車などがあります。

省資源・省エネルギーを進めるとともに、新エネルギーの利用を推進し、環境への負荷が少ないだけでなく、エネルギーの安定供給の確保、持続可能な経済社会の構築を進めることが必要です。

◆家庭からの二酸化炭素排出量  
(2018年度・世帯当たり)



【出典：温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト】

## コラム

### 地域循環共生圏の概要

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。



「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

【出典：環境省】





## 5 循環型社会

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たしていくことが重要です。

近年では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、一般廃棄物のリサイクル率の向上、社会全体でのコストの低減に一定の成果を上げてきましたが、いまだ使い捨て、大量消費の社会状況から脱却できずにおり、ごみの処理・処分においては、環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫など多くの課題を抱えた状況にあります。

本市では、リサイクルセンターにおいて、これまで以上に廃棄物の発生抑制、再使用に努めるとともに、環境負荷の低減を目指しながら、地域内から排出される廃棄物を資源とし、効率的有効利用に努めています。本市のかけがえのない環境を、次の世代に引き継いでいくため、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない、持続可能な循環型社会の形成に向け、市民・事業者・市が連携し、協働して取り組む社会を目指していきます。

### 5-1 廃棄物

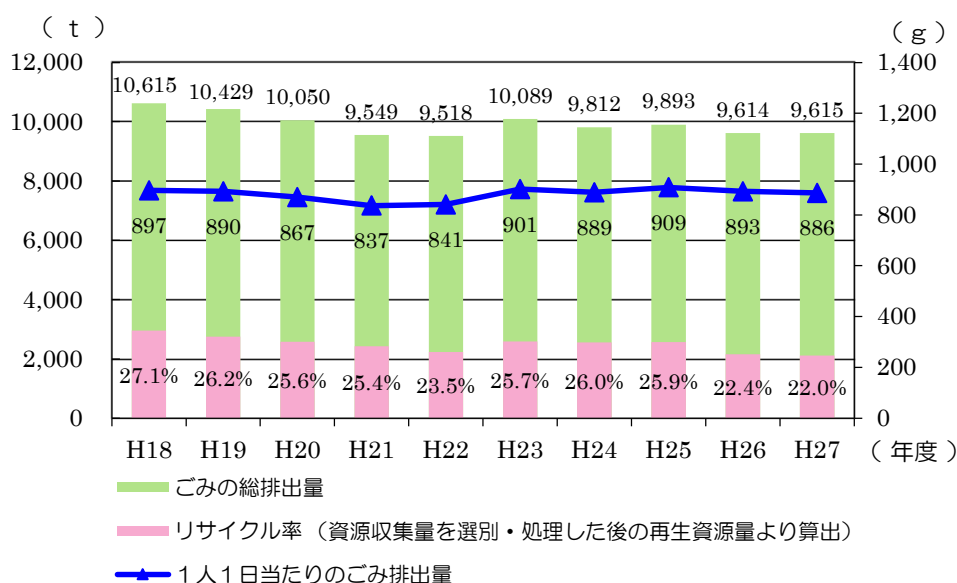
#### (1) 一般廃棄物

本市のごみ総排出量は、平成23年度に増加し、それ以降は減少と増加を繰り返しています。また、1人1日当たりのごみ排出量もごみ総排出量と同様の傾向で推移しています。

本市では、家庭系及び事業系の一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、再生資源、粗大ごみ及び有害ごみの5区分に大別しています。現在、可燃ごみは、リサイクルセンターに搬入し、その後委託業者により、中間処理及び最終処分しています。また、不燃ごみ、再生資源、粗大ごみは、リサイクルセンターに搬入後、選別、圧縮などの処理後に、資源物は資源化を行う委託業者に、それ以外は最終処分を行う業者に委託しています。そして、有害ごみはリサイクルセンターに搬入後、一時保管し資源化を行う業者に委託しています。

現在、北茨城市と広域的に進めている一般廃棄物処理施設について、高萩・北茨城広域事務組合と連携し令和4年度末の竣工を目指しています。

## ◆一般廃棄物の総排出量【データの出典：高萩市一般廃棄物処理基本計画】



一般廃棄物処理基本計画では、今後ごみの発生を抑制するため、平成27年度を基準として令和8年度までに、1人1日当たりのごみの排出量を約70g削減し、815gにすることや再生利用率を3ポイント増の25.0%にするなどの数値目標を掲げています。ごみの排出を抑制するためには、排出者である市民及び事業者の意識向上が必要となってきます。わかりやすく、すぐに取り組める身近なことを今後も推進していきます。

## (2) 不法投棄

不法投棄とは、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言い、廃棄物の種類や大きさを問わず違法行為です。また、危険物や有害物質の含有のおそれや自然発火のおそれがあるため、放置しておくことは非常に危険です。

本市では、不法投棄の未然防止・早期発見をするために、市民による不法投棄防止監視員を配置し、監視員の育成と市民とのネットワークにより、監視体制の強化に努めています。

また、県及び市では、建設事業等で発生する土砂等（残土）の埋め立て等を条例により規制し、これに含まれている可能性のある産業廃棄物\*の不法投棄を防止しています。

### (3) フロン類の適正処理

フロンとは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称で、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と呼んでいます。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りのさまざまな用途に活用されてきました。

しかし、オゾン層\*の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、平成13年にフロン回収・破壊法が制定され、その後、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取れるよう、平成25年6月に法改正し、名称もフロン排出抑制法（平成27年4月1日施行）と改め、フロン類が使用されている製品を廃棄する際の適正な処理を講じることとしており、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められています。

## 5-2 リサイクル

### (1) ごみのリサイクル

本市では、一般廃棄物の大体を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rの更なる推進により、廃棄物の減量や最終処分の延命化、資源の有効活用を進めています。これら循環型社会の実現を図るため、高萩市分別収集計画を策定しています。対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装の10品目を対象としています。また、市民・事業者による減量・リサイクルの推進や減量・リサイクル推進体制の整備、家庭系ごみ有料化の継続を進めています。

なお、ごみの減量化とリサイクルのために、住民主体による資源物集団回収に対し補助金を交付しており、現在8団体が登録し、活動しています。

また、本市では、ごみの減量化とリサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店の登録（エコ・ショップ制度\*）を導入し、消費者に向けたPRをサポートしています。今後もエコ・ショップの登録を増やすよう推進していきます。



## (2) リサイクル事業所からのメッセージ

### ① 間伐材やプレカット端材から窯業系外装材製品へ

「高萩ニチハ株式会社」

弊社は主に一般住宅や低層集合住宅の外壁に使用される窯業系外装材を生産しており、生産した全量を親会社のニチハ(株)から顧客にお届けしております。

弊社製品の基材は主要原料として、廃棄物等を原料としているセメントと、製材業者から柱・桁の加工後に排出される端材及び、森林の健全な育成を維持するために伐採された間伐材等の木材チップを用いて生産しております。

木材チップに関しては、クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)に基づき、木材の譲り受け、譲り渡し時に木材の合法性を確認し、違法伐採を抑制し合法伐採木材の利用に努めております。

また住宅・建築業界が抱える大きな環境問題である「建築廃材の適正処理」の取り組みについては、端材の回収とリサイクルを行っており、納め先の加工場及び建築現場等で外装材加工時に発生した外装材建築端材を、広域認定制度を活用し回収、粉碎することで再び原料として再利用しております。

ニチハグループでは、環境スローガンとして「素晴らしい人間環境づくり」を掲げており、これに基づき環境影響の低減と、リサイクルやCO<sub>2</sub>削減などを通じて地球環境の保全、循環型社会の構築に向け、今後も積極的に取り組んで参ります。



集荷した木材チップ



回収した外装材端材



## ② 解体現場の木材から建設資材へ

「大建工業株式会社 高萩工場」

弊社、高萩工場ではインシュレーションボード（木質繊維板）を製造しております。主に、たたみボード（たたみ床）や外壁下地材、床下地材、屋根下地材、フローアー養生材などの建築資材として使用されております。

インシュレーションボードは、従来廃棄され、燃料として使用されていた建築現場等から発生する廃材、製材時に発生する端材などを主原料としたボードで、木質資源を有効に活用した製品を製造しています。木はその成長過程で大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として固定し蓄え続ける機能があります。木材を燃やさずにできるだけ長期間利用することにより廃棄物の削減だけではなく、炭素を木材の中で蓄え続けることになり、結果的に大気中の二酸化炭素排出抑制にもつながります。弊社ではこの機能に着目し、木質資源を無駄なく活用することにより循環型社会の形成や地球温暖化の防止に貢献しています。

また、廃棄されたインシュレーションボードを回収（広域認定制度）し、原料として再利用することで、循環型社会を目指しております。

更に大建工業グループでは、軟らかい材質である国産木材の組織にプラスチック樹脂を注入・充填する独自の技術により木材の耐久性を上げ床材として提供し、国産木材の活用促進を図っており、お客様の安全・安心・健康・快適な住まいづくりを考え今後も社会貢献活動を実施して参ります。



## 6 環境保全活動

### 6-1 環境教育及び環境学習

今日の環境問題は、高度経済成長期の、いわゆる公害問題よりも、通常の事業活動や私たちの日常生活に起因しているものが多く、私たち一人ひとりが環境へ配慮した行動をしていくことが求められています。環境の保全や創造のために積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習が重要です。

#### (1) 市内の小中学校での環境教育への取組

市内の小中学校では、環境教育の目標や具体的施策を定めた環境教育計画を各学校で作成し、教科、道徳科、総合的な学習の時間のほか、学校行事や学年・学級活動や委員会等、さまざまな場面に取り込み実践しています。学校を取り巻く環境は、市街地や山間部など地域により異なるため、子どもたちが、より身近に考えられるように、地域の特性を活かしたバラエティ豊かな活動が行われています。

身近な環境に触れ、考える時間を持つことで、自分たちの住むまちへの愛着心や自然への感謝の心が養われ、環境保全ということが特別なことではなく、当たり前のこととして行動できるような環境教育を進めていきます。

#### ◆市内の小中学校で行われている活動・学習を通じた主な環境教育

##### ① 環境美化・環境保全活動を通じた環境教育

##### ●校内の環境整備（高萩小学校）

##### <登校時ごみ拾い>

通学路の歩道等のポイ捨てごみ（空き缶、ペットボトル、紙くず等）を各自が用意したレジ袋などのごみ袋に拾って登校しています。分別してごみを集め、処理することを通して、自分たちの町をきれいにする意識、分別やリサイクルに対する意識を高めています。



##### <全校ボランティア活動>

全校児童で校舎周辺の落ち葉拾い等を縦割り班で行うことで、きれいな学校にしています。計画委員が中心となって全校で活動し、自分たちの力でよりよい学校環境づくりをしようとする態度を育てています。





### ＜校内ボランティア清掃＞

高萩小は、けやきの木をはじめ大きな木に囲まれており、冬場には、校舎周辺が落ち葉に覆われてしまいます。かきの木委員会が中心となって、みんなで協力して落ち葉拾いをし、学校をきれいにすることを通して、気持ちよく生活できる喜びを味わうとともに、きれいな街づくりの意識の向上を図っています。



### ●花壇整備及び校庭のごみ拾い（秋山小学校）

#### ＜花壇整備＞

栽培委員会では、年2回春と秋に花壇の花の植え替えと水やりを計画的に行っています。



#### ＜校庭のごみ拾い＞

ボランティア委員会では、児童が自主的に提案し、計画を立て、当番で毎朝校庭のごみ拾いを行っています。



### ●海岸清掃（東小学校）

本校は毎年、高浜海岸で持久走大会を行っています。運営委員会と運動委員会の児童が海岸のごみを拾い清掃活動を実施しています。



## ●環境美化委員会での活動（校庭の花壇の整備）（松岡小学校）

春と冬に校庭の花壇に花を植えています。また、花壇の水やりや除草も毎日行い環境を整えています。自分たちの学校を美しくしようという気持ちをもって活動しています。



## ●地域及び海岸清掃ボランティア（高萩中学校）

## ＜学区内の清掃活動＞

ボランティア委員の生徒を中心に活動を企画し、全校生徒が登校時に、通学路に落ちているごみを拾う活動を行っています。活動を通して、地域の生活をよりよくしていくこととする意識や、マナーを守ることの大切さへの意識の向上が見られました。

## ＜海岸の清掃活動＞

部活動ごとに、海岸に落ちているごみの清掃活動を行っています。地域の行事に参加し、自然を大切にし、美しいまちづくりに貢献することや、海岸をきれいにするすることで、自分の住む地域を大切にすることを養うことをねらいとしています。



## ●校内の環境整備（秋山中学校）

校舎前にある花壇に花を植えている様子です。校内に花をたくさん植えることで、生徒ばかりではなく職員も含め、来校者にも和やかな気持ちにさせてくれます。また、この活動を通して、生き物を大切にする気持ちも育てています。



## ② 学習活動を通じた環境教育

## ●地域の資源を生かした環境学習(秋山小学校)

4学年が総合的な学習の時間で「未来の花貫川」をテーマに水質・生物調査、ごみ拾い等を行いました。サケが住みやすい環境をどのようにしていくべきかを「花貫川清流里づくりの会」や県水産推進課の方から話を聞き、体験学習を通して川の環境づくりに取り組みました。



## ●総合的な学習時間でのハマギク(東小学校)

4学年が総合的な学習の時間に菀ツズサポーターの指導を頂きながら「ハマギク」の学習に取り組んでいます。ハマギクの挿し芽から前浜海岸の花壇への定植、観察を行っています。運動会では、招待した地域の高齢者にハマギクを渡し喜ばれました。



## ●総合的な学習時間での環境学習(松岡中学校)

学校の敷地隣の田を借用し、地域の方々のご指導とご支援を受けながら、「米作りに挑戦してみよう ～学校田でのもち米栽培～」の単元のもと、人々の健康、地域の環境や課題について考え、地域環境を保存する資質や能力を育てる教育を行っています。

田植えや稲刈りには、幼稚園児を招き、共に活動しています。米作りを通して、地産地消<sup>※</sup>、地域環境保全、農業生産の大切さなどを学ぶことは必要です。

春、夏と定期的に稲の生育を観察したり、田の管理をしたりして、生徒や園児は収穫を心待ちにしています。





## 6-2 環境活動

本市には、豊かな自然を守るために、さまざまな団体・企業が参加している海岸清掃、花貴川や関根川へのサケの稚魚放流、ハマギクの保護・繁殖の取り組みなど、市民団体や学校が中心となって行っている環境活動が多数あります。市内事業所では、海岸清掃のほか、事業所周辺の清掃や美化活動を行っている事業所も多く、また、ISO14001 やエコステージ<sup>※</sup>などの環境マネジメントシステムの認証を取得している企業や、独自の環境マネジメントシステムを樹立・運用し、環境保全活動に取り組んでいる企業もあります。

このような団体・事業者等の自主的な環境保全活動を支援するとともに、活動の輪を更に広げていくため、各主体間の連携や協力を強化すべく、情報提供や交流の場を築いていく必要があります。

なお、自治体でも、環境マネジメントシステムの認証登録を受け、公共行政の環境管理をしている例はありますが、認証登録及び維持管理には、公的サービス以外の財源が必要となるため、本市では、現在取り組んでいる「第4次高萩市地球温暖化対策実行計画（32ページ参照）」に基づき、環境負荷の低減に取り組み、点検・評価及び計画の改善に努め、環境マネジメントシステムの導入については慎重に検討していきます。

環境マネジメントシステムとは、企業や団体等の組織が、環境への負荷を継続的に改善していくための活動をPDCA（計画・実施・点検・改善）サイクルに基づいて実行する仕組みです。組織ぐるみで環境管理が成されるので、エネルギー使用の効率化による二酸化炭素排出量の削減などが期待されることはもとより、従業員への環境教育の徹底や社会貢献活動も取り入れていることから、環境マネジメントシステムの導入は、社会全体の環境負荷低減に有効であると言えます。

### ◆市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者<sup>※1</sup>（登録/認証日順）

【出典：日本適合性認定協会ホームページ】

種類	事業所名	所在地	登録/認証日
ISO14001	アステラスファーマテック(株)	赤浜字松久保 160-2	2014.1.24
	大建工業(株)	赤浜字松久保 160-1	2010.8.24
	日本ケミコン(株)	安良川字下ノ内 363	2003.2.19
	(株)ワンダーキープ高萩 <sup>※2</sup>	大字上手綱字朝山 3333-29	2003.8.4
	助川電気工業(株)	大字上手綱字朝山 3333-23	2004.7.1
	高萩ニッカ(株) <sup>※3</sup>	上手綱字朝山 3641-9	2005.3.8
	エヌエスティー製作所	赤浜 2071-7	2005.6.8
	(株)中村自工深川製作所	赤浜字松久保 412	2005.11.21
	(株)アンテックス <sup>※3</sup>	上手綱字朝山 3333-24	2006.2.28
	極東製薬工業(株) <sup>※3</sup>	上手綱字朝山 3333-26	2007.11.22
	(株)シンニッタン <sup>※3</sup>	上手綱 3333-3	2014.3.6

※1：出典元に限っての掲載であることとお断りします。

※2：親会社「パウダーテック(株)」の審査・登録範囲。

※3：企業HPより引用。

## (1) 市民からのメッセージ

## ①探鳥会

日本野鳥の会では、生き物が生息する豊かな自然環境がある、ダム湖、溪谷、山林、海岸などで、日本野鳥の会茨城県の探鳥会が年に5～6回開催する野鳥観察会では、地元市民や遠くは東京などから参加者が集まります。

毎回約30人が参加し、クマタカ、ツバメ類、カヤクグリ、オオマシコ、ハヤブサ、クロガモなどの野鳥約30種を観察しています。

主な探鳥地として花貫ダム・小山ダム・土岳・高萩海岸・花貫川河口などです。

また、市報でも開催案内が紹介されています。

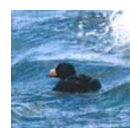
日本野鳥の会茨城県



クマタカ



オオマシコ



クロガモ

## ②野鳥生息状況的調査

環境省・日本野鳥の会茨城県

日本野鳥の会では、環境省からの委託を受けて、毎年1月にガン・カモ・ハクチョウ類の冬期生息分布調査を昭和47年から実施しており、高萩市内の花貫ダムや小山ダム、高萩海岸、住宅団地調整池などで調査が行われ、毎年約1,000羽前後のカモ類が記録されています。

また春4月と夏8月に、シギチドリ類調査を行い、高萩海岸を通過し、砂浜で繁殖・休息する旅鳥の調査も毎年行っており、高萩海岸は全国でも数少ないシロチドリの繁殖地となっています。

## ③ホタル観察会

NPO 法人里山文化ネットワーク

NPO 法人里山文化ネットワークでは「いきものの里づくり」の活動を、横川地区で行っており、6月中旬に高萩市観光協会と地元の団体と協力して大北川でゲンジボタルの観察会を行っています。

また、小山ダム駐車場に平成24年から、掲示板設置場所を茨城県から借用して掲示板を設置し、既設の生き物や植物などを紹介しています。

## ④農業用水路の生き物調査

石滝清流会

農林水産省・茨城県・高萩市の交付金を受けて、平成23年から農地や農道、用水路の保全活動をしている石滝清流会では、農村環境保全活動の中で、地域内を通る花貫川から取水している用水路で、毎年8月に子どもたちや地域住民約40名が参加して、用水路中に生息する生き物をつかまえて、どんな種類の魚、昆虫・貝などが生息しているのか調査しています。子どもたちは手で直接ドジョウやカエルなどに触って生き物の命を感じています。



毎年ドジョウやタモロコ、スナヤツメ、トウキョウダルマガエル、アメリカザリガニ、カワニナ、ドブシジミ、トンボの幼虫などが確認されています。

## ⑤高萩市みんなの消費生活展での取組

茨城県地球温暖化防止活動推進員

茨城県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化防止活動推進員、環境衛生課と協働で「高萩市みんなの消費生活展」へ出展し地球温暖化防止等の普及啓発活動を行っています。

令和元年度は、「省エネペットボトルエコランタン工作」を行い、参加者にペットボトルの下に台座をつけ、飲み口にソーラーつきのLEDライトを差し込み、ランタンを完成させ、自然エネルギーの大切さを体験していただきました。また、幅広い年齢層に「家庭の省エネアンケート」や「COOL CHOICE※」への賛同の呼びかけを行いました。





## (2) 事業所からのメッセージ

事業活動における環境保全への取組

「日本ケミコン株式会社 高萩工場」

日本ケミコン株式会社は、アルミ電解コンデンサや電気二重層キャパシタなどの電子回路部品（受動素子）を製造しており、当社の製品は、液晶テレビ・パソコンなどの家電製品や車載電装品として幅広く使われております。

高萩工場では、アルミ電解コンデンサなどに使用する電極箔を製造しています。また、高萩市の豊かな自然や地域社会と共存していくため、環境管理システムであるISO14001を2003年に認証登録し、下記のような環境改善活動に取り組んでおります。



製品ラインナップ

## 【省資源】

## 1. 薬品の回収

電極箔製造工程で使用する多量の薬品を回収・再利用し、廃液処理量を削減。これにより排水処理施設での中和剤使用量・スラッジ発生量などの環境負荷も低減され省資源に寄与しています。

## 2. 原材料

主要材料のアルミニウム箔は、要求特性を維持し薄箔化することで省資源化を図っています。

2000年をベースに2019年では約20%薄くなり省資源に寄与しています。

## 【省エネルギー】

高萩工場では、省エネルギー目標を設定し、計画的に省エネ活動をしています。一例として、製品を製造する電力は、技術開発部門を軸としたプロセス開発により、2000年をベースに、2019年では約45%近く削減することができています。

## 【廃棄物の管理】

廃棄物は、Reuse・Reduce・Recycleの3R活動と分別の啓蒙活動により、社員一人ひとりが分別を実行することで再資源化を図っています。また、工夫（資源化できないか考慮）することによって廃棄物を有効利用し、それを更に有価物にする活動をしています。

〈再資源化の例〉

- ◎製造過程で出るスラッジの有効利用（肥料、路盤材）
- ◎薬品再処理液から副生する排水用凝集剤（液体塩化アルミ）の販売
- ◎廃プラの分別収集・RPF化
- ◎書類紙の分別回収再資源化

## 【環境ボランティア】

高萩工場では、地域貢献の一環として環境保護を目的に従業員によるボランティア活動（工場周辺のごみ拾い・市主催海岸清掃）を行っています。



工場周辺のごみ拾い

## 7 環境に対する市民・事業者の意識（アンケート調査結果）

計画の策定にあたり、市民（成人・中学生）、事業者の方々のご協力の下、アンケートによる環境意識調査を実施しました。目的は、本市の環境が抱える課題を見いだすとともに、ご意見・ご要望をできる限り計画に反映するためです。ここでは、環境の課題になる結果のほか、未来につなげたい本市の環境の魅力についても示します。

### 7-1 市民の環境意識

- ◎対象者：市内に居住する20歳以上の男女700人
- ◎回収率：28.8%
- ◎実施期間：令和2年8月

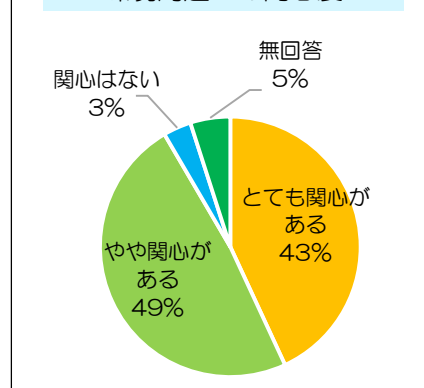
#### (1) 環境・環境問題への関心

対策の強化が必要だと思う環境問題 上位5位まで

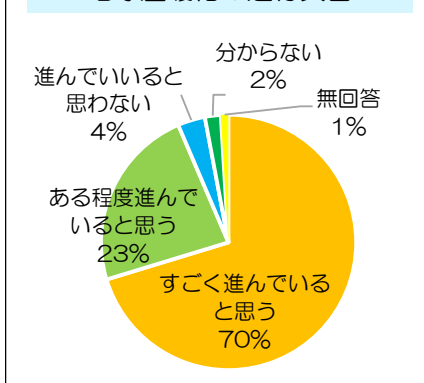
1	地球温暖化による気象の異変	77.7%
2	ごみの処理やリサイクルの問題	37.6%
3	ごみの不法投棄	25.7%
4	荒廃した里山や農地の増加	23.8%
5	放射性物質による環境汚染 (福島原発事故由来)	23.3%

(3つまで回答)

環境問題への関心度



地球温暖化の進行具合



地球温暖化の影響で不安に感じる事 上位5位まで

1	異常気象による干ばつや大洪水など災害発生	83.7%
2	気候変化による健康への影響	57.9%
3	気候の変化による農業、漁業への影響	48.5%
4	海面の上昇による陸地の消滅	39.6%
5	気候の変化による生態系への影響	21.8%

(3つまで回答)

## (2) 市の環境の現状評価

## 市の環境の現状評価

## 【現在】

環境要素(満足度が高い順)		満足度※ (%)	不満度※ (%)
1	空気のきれいさ	65.3	3.5
2	星空の美しさ	61.4	11.4
3	まちの中の静けさ(騒音がない)	59.9	8.4
4	水のきれいさ	57.4	7.4
5	自然景観、田園景観の美しさ	54.0	11.9
6	動植物等自然の豊かさ	49.0	6.9
7	まちなかの緑の多さ	41.6	16.3
8	まちの清潔さ	37.1	19.3
9	災害、水害からの安全性	35.1	23.8
10	水や水辺とのふれあいの場	29.2	23.3
11	地域の歴史や文化とのふれあいの場	24.3	13.4
12	まち並み景観の美しさ	21.8	33.2
13	公共の広場、公園の充実	18.8	35.6
14	生き物とのふれあいの場	18.8	22.8
15	環境保全に対する市民意識の高さ	18.8	27.2

※満足度：満足・やや満足の合計値、不満度：不満・やや不満の合計値

■：満足度が50%以下である環境要素

## 【10年前】

環境要素(満足度が高い順)		満足度※ (%)	不満度※ (%)
1	星空の美しさ	58.4	5.9
2	空気のきれいさ	57.9	9.5
3	自然景観、田園景観の美しさ	56.0	3.0
4	動植物等自然の豊かさ	52.0	3.5
5	水のきれいさ	51.5	7.9
6	まちの中の静けさ(騒音がない)	47.5	12.9
7	まちなかの緑の多さ	44.5	7.0
8	水や水辺とのふれあいの場	38.1	14.4
9	まちの清潔さ	32.2	13.9
10	まち並み景観の美しさ	28.7	18.4
11	生き物とのふれあいの場	24.3	18.4
12	災害、水害からの安全性	23.3	19.4
13	地域の歴史や文化とのふれあいの場	23.0	9.4
14	公共の広場、公園の充実	18.9	26.2
15	環境保全に対する市民意識の高さ	14.4	22.8

※満足度：満足・やや満足の合計値、不満度：不満・やや不満の合計値

■：満足度が50%以下である環境要素

## ◆現状評価の実態◆

全体的に、満足度、不満度は低く、「どちらともいえない」、「無回答」の割合が約半数を占め、その背景として市民に対する情報発信が不足していることが一つの要因と考えられました。

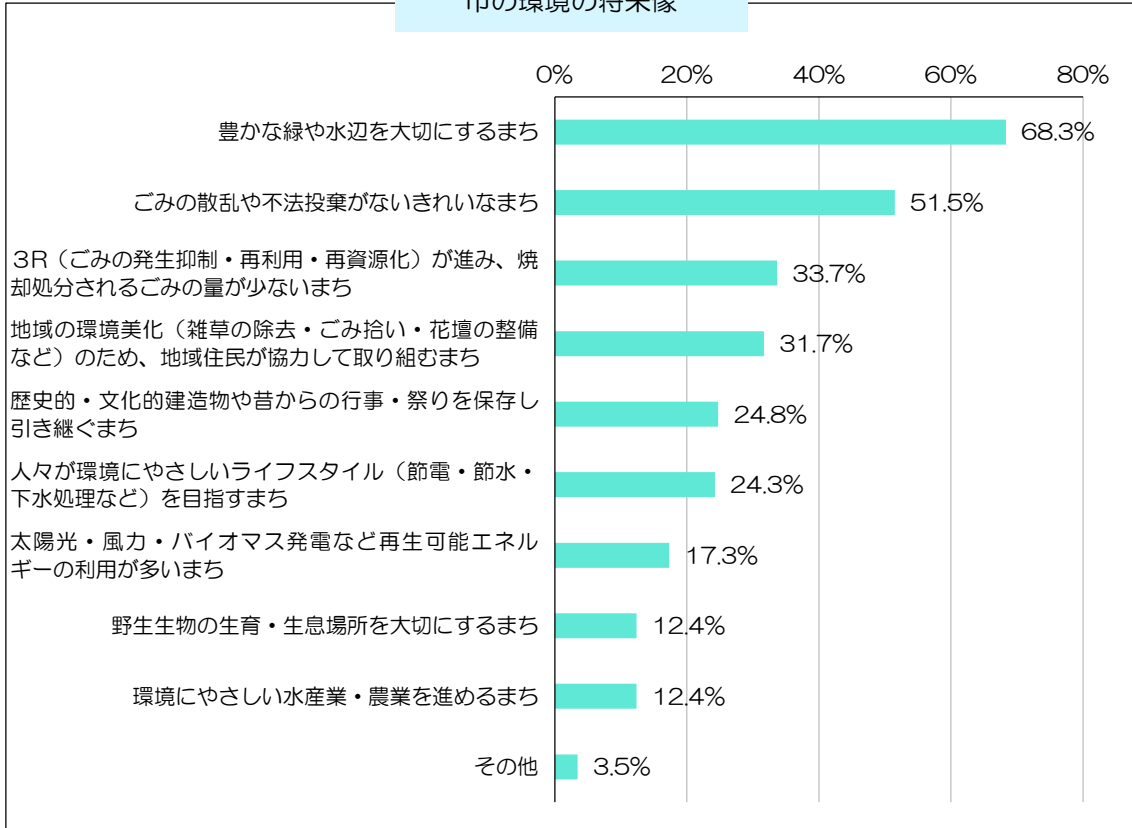
## (3) 環境の課題と対策

## 市の環境で守っていききたいところとそのための行動

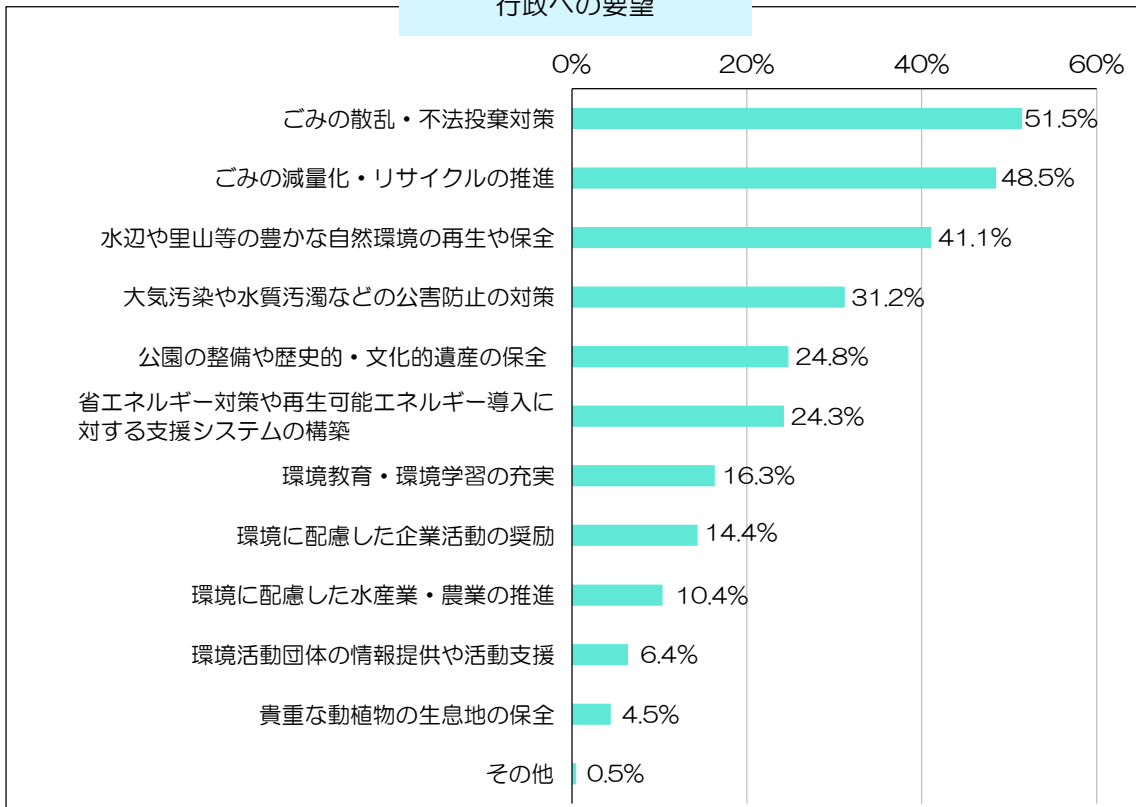
## ◆市民が守っていききたいと思っている高萩市の環境（場所や風景、活動など）の上位

高萩市の環境で守っていききたいと思うところ	守っていくために私たちができること
自然環境・景観	まずは法律・ルールを守る
	自然を保つこと
	市の大半を占める森林の間伐や林の推進
	市民一人ひとりがごみを減らす努力をする、プラスチックのリサイクル促進と使用削減を実行する
	リサイクル、ごみの不法投棄をしないこと工業排水への関心をもつこと、エコバッグ、ごみを減らす努力、節約、節電
	自然を破壊しない行為と意識を考えていく（ホテルがまいもどるような環境に戻したい）
海・海岸・砂浜	不法投棄しない、させない、パトロール
	定期的に清掃する
	汚水処理の向上（家庭排水の処理）
	ごみなどのポイ捨てなど一人ひとりが気をつける
	未来への負債を残さない生活を送る努力をする
花貴渓谷 (ダム、川)	ごみを持ち帰る
	ごみの散乱、水質汚濁等特に気をつけたい
	里山の保護、自然環境の保全
	人々が大切にしていけることを心がける
	川の掃除
山	山にごみを捨てない、ポイ捨て（道路）、不法投棄
	山道の整備と樹木の選定など管理を徹底すること
	森を残す活動
	開発を止めること、ごみ処理を決められた通りにする
水	森林を守る、緑や水辺をきれいにし、ごみなどを投棄しない、水質をよくする
	ごみを捨てないこと
さくら宇宙公園	ごみの持ち帰りや近隣住民の方への騒音の配慮が必要
	農業従事者を増やし、農薬の使用を少なくする
田園風景	田や畑にやたらとごみを捨てないこと
	美化活動
高戸小浜・海岸	マナー（ごみ捨て）草刈り

市の環境の将来像



行政への要望



## (4) 環境保全への参加意識

## 環境問題への取組の実施状況

## ◆特に積極的に行われている取組（いつも行っている）

取組率が高い項目は、手軽にできる身近な取組で、かつ個人的に実施できるものが多く、個々の環境保全への意識は高いと言えます。

	取組の内容	(%)
1	可燃ごみと資源物を分別して出している	90.1
2	買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している(マイバッグ*の持参)	84.7
3	調理くずや残り油を排水口から流さないようにしている	69.8
4	テレビや照明をつけっぱなしにしない	66.3
5	詰め替え商品や再使用、再生利用しやすい商品を優先して購入している	58.4
6	冷暖房の設定温度のこまめな調節など、節電を心がけている	57.4
7	家電製品は、省エネ型を選んで購入している	51.0
8	庭に樹木を植えるなど、緑化に努めている	50.0

※「いつも行っている」と50%以上の市民が回答した取組

## ◆今後期待できる取組（行っていないが、今後は行いたい）

環境保全団体に所属しての活動や環境にやさしい車の選択に積極的な姿勢がみられるほか、エコマーク\*のついた商品を購入する、緑のカーテン作り、ごみの減量化や雨水の有効利用など日常の生活の中で環境を意識した取組にも期待できます。

	取組の内容	(%)
1	植樹、育樹など、環境保全のためのボランティア活動団体に参加している	39.1
2	車の購入にあたっては、電気自動車やハイブリッドカー*など環境にやさしい車を選ぶようにしている	37.6
3	商品を購入するときはエコマークのついた商品を購入するよう努めている	32.7
4	緑のカーテンを作っている(住宅の外壁の温度上昇を抑制するためのツル植物の栽培)	29.7
5	生ごみの堆肥化などでごみの減量化に努めている	24.8
6	米のとぎ汁や雨水を溜めて花壇への散水等に有効利用している	24.3

※「行っていないが、今後は行いたい」と回答した市民が20%以上の取組

## 環境保全のための市民の役割 上位2位まで

1	市民一人ひとりができることから暮らしを変える取組を進める	53.5%
2	行政や事業者が必要な対策を進めるべき	33.2%



## 7-2 子どもたちの環境意識

◎対象者：市内の中学校に通う2年生 182人

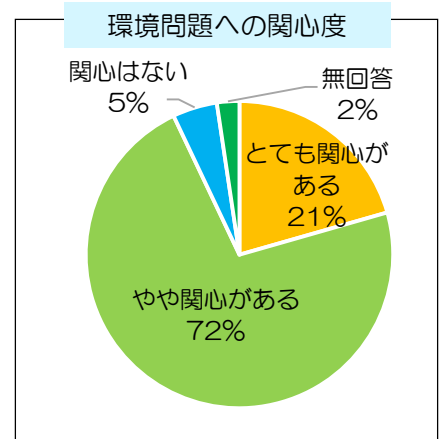
◎回収率：93.4%

◎実施期間：令和2年8月

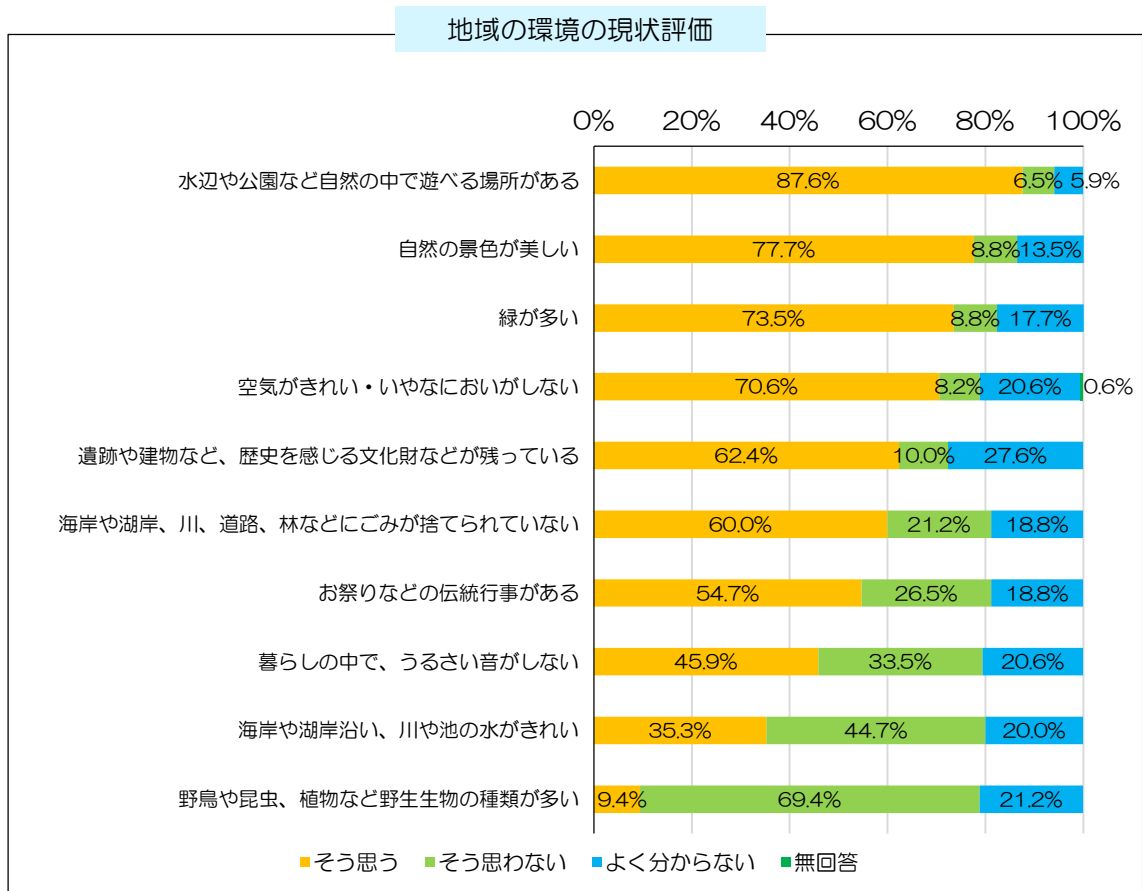
### (1) 環境・環境問題への関心

対策の強化が必要だと思う環境問題 上位5位まで		
1	ポイ捨て（不法投棄）など、ごみの散乱	55.9%
2	地球温暖化	54.1%
3	海や湖沼、川の水の汚れ（水質汚濁）	39.4%
4	空気の汚れ（大気汚染）	25.9%
5	有害物質による自然や生物への影響	17.6%

（3つまで回答）



### (2) 市の環境の現状評価

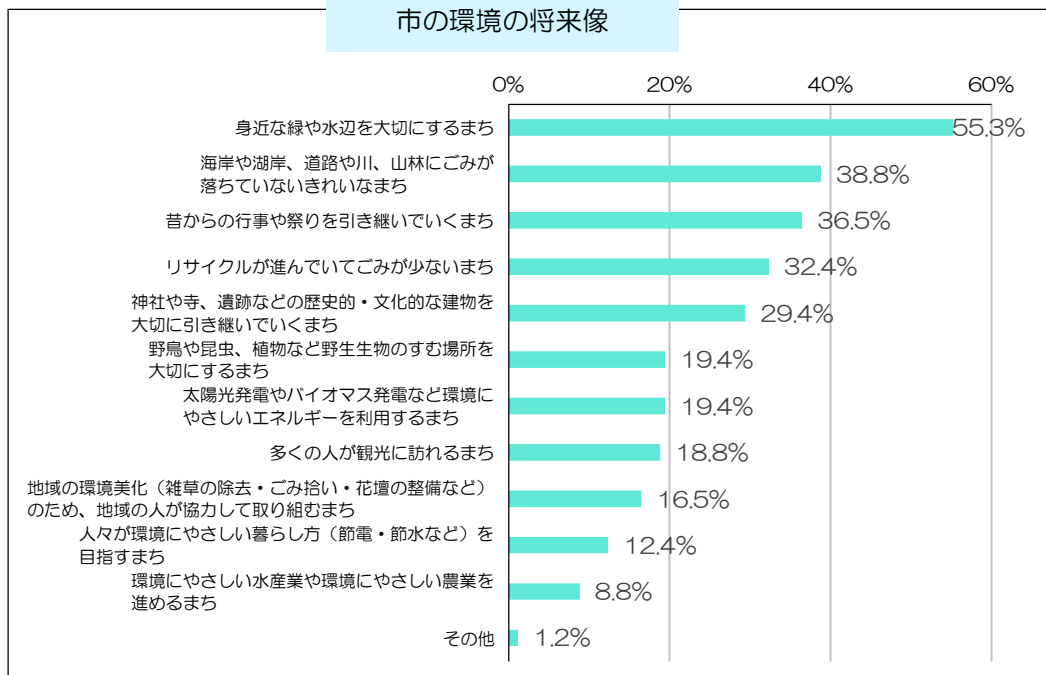


## (3) 環境の課題と対策

市の環境で守っていききたいところ・そのための行動

◆子どもたちが守っていききたいと思っている高萩市の環境の上位

守っていききたいところ	理由	守っていくために私たちができること
海 (海水浴場・堤防・砂浜含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年海水浴をしている</li> <li>・海が好きだから</li> <li>・落ち着くから</li> <li>・海の音、景色がキレイ</li> <li>・近場で行きやすいから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃をする</li> <li>・ポイ捨てなどをしないで地域を大切にすること</li> <li>・ごみを捨てず水を汚さない</li> </ul>
高萩 海水浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海が好きだから</li> <li>・夏休みなど休日にたまに行くから</li> <li>・自然を身近で感じることができるから</li> <li>・小さい頃から行っている</li> <li>・海で泳ぐことができるから</li> <li>・きれいな海だから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみをちゃんと持ち帰る</li> <li>・海に流れ込む川の水をきれいにする</li> <li>・海や川にポイ捨てしない</li> <li>・掃除、ボランティア</li> <li>・海岸清掃</li> <li>・海をきれいに保つために、ごみなどを拾う</li> </ul>
高戸海岸 高戸小浜海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏に必ず家族で行っているから</li> <li>・安全に気をつければ楽しく遊べる所だから</li> <li>・犬の散歩でよく行っているから</li> <li>・海がきれいにだから</li> <li>・景色がきれいだから</li> <li>・好きだから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海のごみを拾う</li> <li>・ごみのポイ捨てをなくす</li> <li>・川や海をよごさない</li> <li>・漂流してきたものを少しでも回収する</li> <li>・ポイ捨てなどの注意書き</li> </ul>
山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気や緑がきれい</li> <li>・紅葉の時期になるときれいだから</li> <li>・木がたくさんあり、自然を感じられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林伐採や森林破壊をしない</li> <li>・ポイ捨てなどを見つけたら持ち帰る</li> <li>・ごみを不法投棄しない</li> <li>・木を植える</li> </ul>
森林公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さい頃から行っているから</li> <li>・緑が多いから</li> <li>・自然豊かな場所だから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのポイ捨てなどを注意しごみ拾いをする</li> <li>・ごみを捨てないようにする</li> </ul>



(4) 環境保全への参加意識

環境問題への取組の実施状況 上位5位まで

1	使用していない部屋の電気はこまめに消している	92.4%
1	瓶・缶・ペットボトルは分別して捨てている	92.4%
3	水を出しっぱなしにしないで洗顔や歯磨きをしている	85.9%
4	テレビを見ていないときは消している	83.5%
5	ノートや鉛筆などの文房具は、最後まで使いきる	74.1%
5	買い物に行くときは買い物バッグ（マイバッグ）を持っていく	74.1%

(3つまで回答)

環境保全に対する考え方

◆積極的な考え（“そう思う”と回答した上位2位）

1	環境保全のために、人々の環境に対する意識を高めることが重要だ	88.8%
2	環境保全のために、節電や節水などに一人ひとりが取り組むべきだ	87.1%

◆消極的な考え（“そう思う”と回答した下位2位）

1	環境保全に関連した社会のルール（法律）を厳しくすれば良い	35.9%
2	環境を守るためなら欲しいものの値段が多少高くなっても良い	20.6%

### 7-3 事業者の環境意識

- ◎対象者：市内の50事業所
- ◎回収率：64.0%
- ◎実施期間：令和2年8月

#### 回答があった事業者の情報

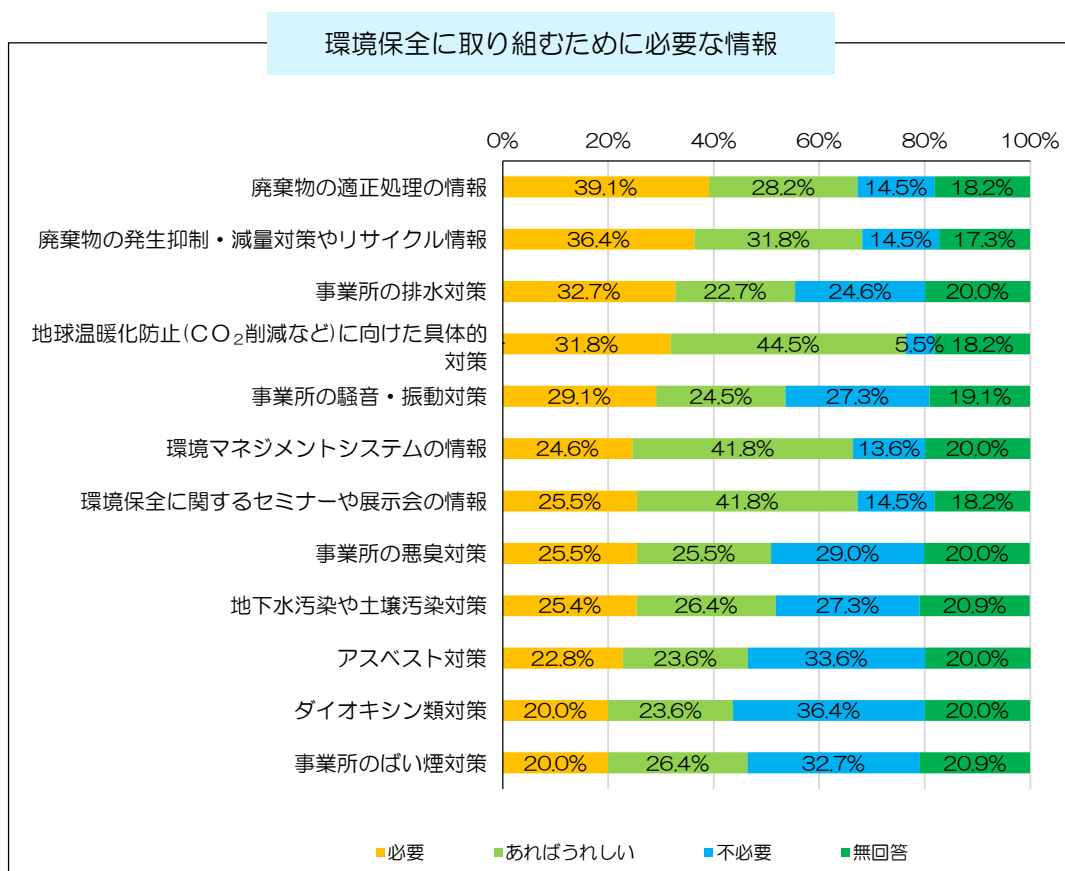
##### ◆業種

- その他の製造業 (21.9%)
- 小売業 (15.6%)
- 建設業 (12.5%)
- サービス業 (12.5%)
- 食品・飲料製造業 (9.4%)
- 卸売業 (9.4%)
- 運輸・通信業 (6.3%)
- 電気機器具等製造業 (3.1%)
- 飲食店 (3.1%)
- その他 (3.1%)
- 無回答 (3.1%)

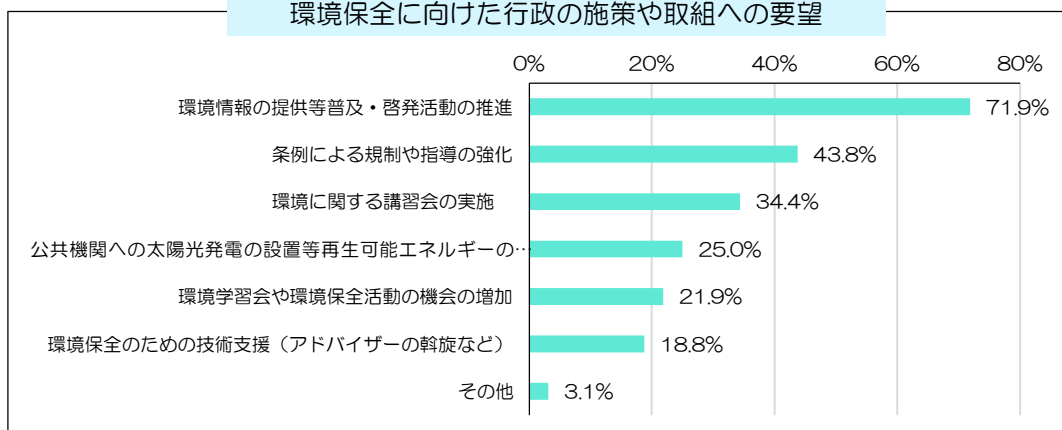
##### ◆環境関連の担当者や担当部署の設置状況

- 設置していない (53.1%)
- 担当部署はないが担当者を設置している (25.0%)
- 担当部署を設置している (15.6%)
- 無回答 (6.3%)

#### (1) 環境の課題と対策

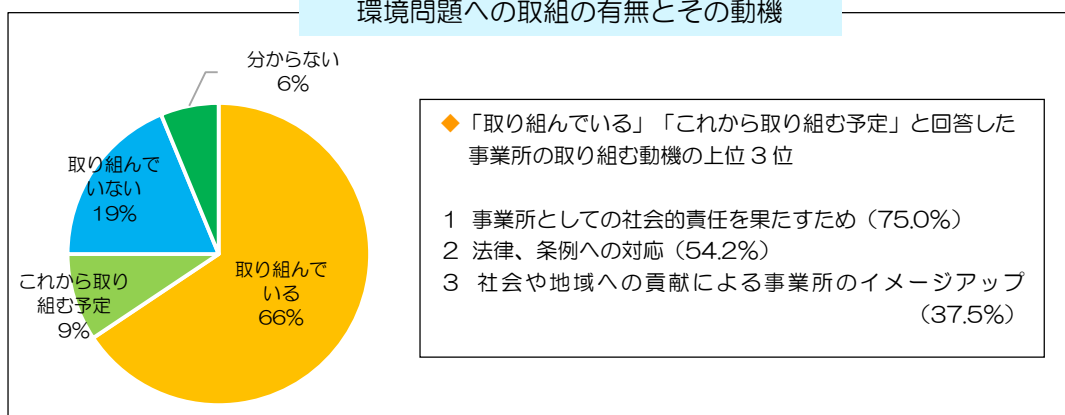


環境保全に向けた行政の施策や取組への要望



(2) 環境保全への参加意識

環境問題への取組の有無とその動機



環境保全への取組の実施状況

★実施率が高い取組・上位5位		(%)
1	廃棄物等の適正分別及び適正処理	84.4
2	公共下水道への接続や浄化槽の設置	78.1
3	照明や冷暖房、OA 機器などの節電	75.0
4	製品又は包装の回収リサイクル（家電、空き缶、空き瓶、トレイなど）	68.8
5	事業所内（敷地内、建屋内、屋上等）の緑化	62.5

★今後、実施が期待できる取組・上位5位		(%)
1	エコマーク商品など、環境に配慮した物品の購入	59.4
2	従業員等に対する環境教育	43.8
2	地域環境保全活動への支援・参加（清掃・緑化・リサイクル等）取引先への環境配慮の働きかけ	43.8
2	環境負荷の少ない容器等の利用（リターナブル瓶*など）	43.8
5	環境負荷の小さい製品の開発、販売又は使用	40.6



---

## 第3章 計画の目標と施策体系

---

- 1 本市の望ましい環境将来像
- 2 基本目標
- 3 環境施策の体系

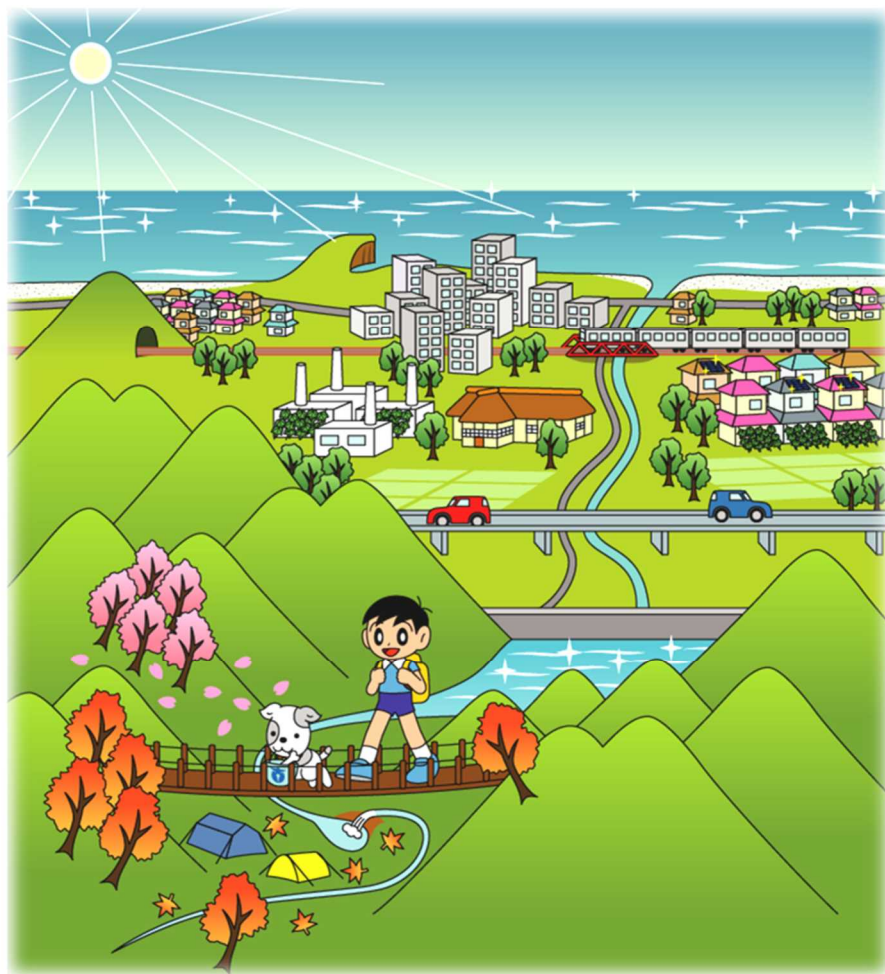
## 1 本市の望ましい環境将来像

「高萩市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた最も基本的な目標を、本市の望ましい環境将来像として次のように定めます。

### 山と海、元気を生み出す豊かな自然と共生し、 みんなの手でよりよい環境を創る高萩

本市は、多賀山地の山々と、見渡す限りの大海原に囲まれています。その雄大な自然が豊かな恵みを創りだし、活力を与え、私たちを育んできました。

私たちは、このかけがえのない自然と共生しながら、快適で豊かな環境を次の世代へと引き継いでいくために、一人ひとりが環境と向き合い、市民、事業者、市が協働して、よりよい環境を創るまちを目指します。



## 2 基本目標

### 2-1 自然・文化環境 ～緑や水辺に目を配り、自然・文化環境を守り育てるまち～

本市は、花園花貫県立自然公園が生み出す緑や清流、高戸小浜をはじめとした美しい浜辺などの自然に恵まれ、また、歴史的文化遺産が多く残されています。私たちの豊かな暮らしを支えている自然・文化環境を次世代に引き継いでいくために、緑や水辺に親しみ、自然・文化環境を守り育てる地域社会を目指します。また、生物多様性地域戦略の策定について、見直しまでの5年以内を目指して検討します。

### 2-2 生活環境 ～決まりを守り、快適で健康的に暮らせるまち～

私たちが、快適で健康的に過ごすためには、きれいな水や空気、静けさや安全性が保たれた生活環境の維持が望まれます。自動車排出ガスの抑制、生活排水や工場・事業所排水の環境への負荷低減、野焼きをしないことなど、一人ひとりがきちんとルールを守り、快適な生活環境の維持・向上を目指します。

### 2-3 地球環境 ～日々の生活を見直し、地球環境保全に貢献するまち～

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動から発生する環境への負荷が主な原因となっており、私たち一人ひとりが自らの活動を見直し、環境への負荷を少なくしていくことが必要です。私たちは、各主体の連携の下、環境に配慮した行動、エネルギー利用の効率化や新エネルギーの利用推進を図り、地球環境の保全に貢献できる地域社会を目指します。また、気候変動適応計画の策定について3年後を目指して検討します。

### 2-4 循環型社会 ～ごみを減らし、資源を循環利用するまち～

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、環境への大きな負荷をもたらしています。本市では、この社会システムから脱却すべく、これまで地域を挙げて発生抑制、再使用に積極的に取り組み、その効果を上げてきました。これからも、ごみの発生を抑制するとともに、地域内から排出される廃棄物の再利用化や資源化を進め循環型社会の形成を目指します。

### 2-5 パートナーシップ ～みんなの手で、よりよい環境創りをするまち～

環境づくりを効果的に進めるためには、より多くの人々が環境に関心を持ち、環境保全の大切さを理解した上で協力しながら取り組むことが不可欠です。本市の環境イメージキャラクターの活用や環境に関する情報、環境を楽しく学ぶための機会の充実を図るとともに、環境活動に市民や事業者等が参加する機会を増やすなど、各主体が協力して取り組むことのできる社会の構築を目指します。また、地域循環共生圏（ローカルSDGs）の早期登録を目指します。

### 3 環境施策の体系

環境将来像

基本目標

施策（取組）の方向

山と海、元気を生み出す豊かな自然と共生し、  
みんなの手でよりよい環境を創る高萩

#### 自然・文化環境

～緑や水辺に目を配り、  
自然・文化環境を守り育てるまち～



#### 生活環境

～決まりを守り、快適で  
健康的に暮らせるまち～



#### 地球環境

～日々の生活を見直し、  
地球環境保全に貢献するまち～



#### 循環型社会

～ごみを減らし、  
資源を循環利用するまち～



#### パートナーシップ

～みんなの手で、  
よりよい環境創りをするまち～



動物・植物の保全

森林・農地・水辺地の保全

緑化の推進

自然とのふれあい

歴史的・文化的環境の保全

大気環境の保全

水環境の保全

騒音・振動の抑制

土壌・地盤環境の保全

有害化学物質による環境汚染の防止

地球温暖化対策の推進

ごみの減量化の推進

廃棄物の適正な排出と処理

リサイクルの推進

環境教育及び環境学習の推進

環境保全活動の推進

施策（取組）の内容

- ◆動植物の生態系の保全
- ◆動植物の生息・生育情報の収集
- ◆森林の保全と活用
- ◆農地の保全と活用
- ◆水辺地の保全と活用
- ◆公用地内の緑化
- ◆民有地内の緑化
- ◆自然とふれあう場の保全と創出
- ◆自然体験の推進
- ◆文化遺産の保護・保全
- ◆歴史・文化の継承
- ◆大気汚染防止対策
- ◆悪臭防止対策
- ◆大気環境の監視・調査の継続
- ◆工場・事業場の排水対策
- ◆生活排水対策
- ◆水質の監視・調査の継続
- ◆事業活動に伴う騒音・振動対策
- ◆自動車・鉄道の騒音・振動対策
- ◆騒音・振動の監視・調査の継続
- ◆土壌汚染・地盤沈下対策
- ◆有害化学物質の排出防止対策
- ◆地球温暖化対策及び気候変動適応対策の推進
- ◆省資源、省エネルギーの推進
- ◆新エネルギーの利用推進
- ◆家庭ごみ排出の抑制
- ◆事業ごみ排出の抑制
- ◆廃棄物の適正な排出の指導
- ◆不法投棄の防止
- ◆フロン類の適正処理
- ◆3R運動の推進
- ◆再生品の利用推進
- ◆環境教育の推進
- ◆環境学習の推進
- ◆環境情報の収集及び提供
- ◆環境保全活動の普及・啓発
- ◆環境保全活動の支援
- ◆環境美化の推進

**リーディングプロジェクト**  
(計画全体を先導していく施策)

1. 日々の暮らしの中で、できることを考え、行動し、地球環境保全に貢献しよう
2. ごみを減らし、資源を循環利用しよう
3. みんなの手で、よりよい環境づくり



ゼロカーボンシティ





関連するSDGsのゴール		関連する施策推進の内容*
 <b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		・ごみの減量化等による食品ロス <sup>※</sup> の減少 <sup>※4</sup>
 <b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		・大気、水、土壌・地盤環境等や騒音・振動、環境汚染の継続的な監視の実施 <sup>※2</sup>
 <b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する		・環境教育や環境学習の推進及び環境保全活動の人材育成の推進 <sup>※5</sup>
 <b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		・動植物の生態系の保全 <sup>※1</sup> ・水環境の保全 <sup>※2</sup>
 <b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		・新エネルギーの利用推進 <sup>※3</sup> ・リサイクルの推進 <sup>※4</sup>
 <b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		・省資源、省エネルギーの推進 <sup>※3</sup> ・ごみ資源の利用効率の向上 <sup>※4</sup>
 <b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する		・森林、農地、水辺の保全と活用 <sup>※1</sup> ・生活環境の保全 <sup>※2</sup> ・気候変動適応策の推進 <sup>※3</sup> ・廃棄物の適正な排出の指導 <sup>※4</sup>
 <b>12 つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する		・有害物質の排出防止対策 <sup>※2</sup> ・家庭、事業所ごみ排出の抑制 <sup>※4</sup>
 <b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するために緊急対策を講じる		・森林、農地、水辺の保全と活用 <sup>※1</sup> ・気候変動適応策の推進 <sup>※3</sup>
 <b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		・水辺地の保全と活用 <sup>※1</sup> ・水質の監視・調査の継続 <sup>※2</sup> ・不法投棄の防止 <sup>※4</sup>
 <b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		・動植物の生態系の保全及び森林、農地、水辺地の保全と活用 <sup>※1</sup> ・大気、水等の環境保全 <sup>※2</sup> ・地球温暖化対策等の推進 <sup>※3</sup>
 <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		・環境教育の推進 <sup>※5</sup>

※) 直接的な貢献が期待される基本目標

- ※1：自然・文化環境
- ※2：生活環境
- ※3：地球環境
- ※4：循環型社会
- ※5：パートナーシップ

---

## 第4章 環境施策と市・事業者・市民の取組

---

### 1 自然・文化環境

～緑や水辺に目を配り、自然・文化環境を守り育てるまち～

### 2 生活環境

～決まりを守り、快適で健康的に暮らせるまち～

### 3 地球環境

～日々の生活を見直し、地球環境保全に貢献するまち～

### 4 循環型社会

～ごみを減らし、資源を循環利用するまち～

### 5 パートナーシップ

～みんなの手で、よりよい環境創りをするまち～



# 1 自然・文化環境

## 1-1 動物・植物の保全

### 課題

- 本市の豊かな生態系と種の多様性の確保並びに貴重な動植物については、継続的な生息・生態系調査により情報収集を行い、適切な生息・生育環境の保全に努める必要があります。
- 小学生によるハマギクの保護・繁殖の取組や、漁協の協力のもと、小学生によるサケの稚魚放流が行われていることから、このような自然保護の取組を推進していくことが必要です。

### 市が行う環境施策（取組）

① 動植物の生態系の保全	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種*による在来種への影響など環境への影響について周知し、外来種の種数や個体数を増やさないよう啓発に努めます。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少動植物が生息・生育できる地域を把握して環境の保全・創出に努めます。</li> </ul>	関係各課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などの生育できる空間を設けるよう環境に配慮した施工に努めます。</li> <li>・事業活動や建築、建設事業の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。</li> </ul>	
② 動植物の生息・生育情報の収集	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物、絶滅のおそれのある野生生物については、生態調査など、情報収集を行うとともに、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。</li> </ul>	環境衛生課

### 事業者の取組

- ・開発にあたっては、森林や野生動植物などの自然環境や生態系への負荷を少なくするよう配慮します。
- ・生態系に配慮した工法や時期を選択し、自然環境との調和を図ります。
- ・動植物の保護活動に参加・協力します。

市民の取組

- ・身近な自然や動植物に関心を持ちます。
- ・身近な公園、緑地、水辺などの自然の豊かな場所の保全に協力します。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集したりしないようにします。
- ・貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切にします。
- ・外来種の魚や動物を自然界に放さないようにします。
- ・動植物の保護活動に参加・協力します。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
生物多様性地域戦略の策定	未策定	検討	策定済	環境衛生課
内容：ゼロカーボンシティづくりの一環として、地域において生物多様性の現状と課題に対する認識や保全・再生の方向を検討します。				

コラム

生物多様性とは

生物多様性とは、それぞれの地域の歴史の中で生まれ、進化してきた多種多様な生き物たちが、お互いに関わり合いながら暮らしている状態を表す言葉です。地球上には、動植物や微生物など 3,000 万種を超えるといわれる多種多様な生物が、海洋や湖沼、森林などさまざまな環境で生息しています。

生物多様性には、「生態系の多様性、種の多様性、種内の多様性（遺伝子の多様性）」の3つのレベルがあり、私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

生物多様性は、持続可能な社会\*づくりに不可欠であり、現在の生物多様性の恵み（生態系サービス）を劣化させず、遺伝資源をはじめとする将来的な利用価値を失わないために、その保全と利用について、適切な対応を行う必要があります。

本市には、さまざまな生き物が生息しており、豊かな生態系を構築していますが、外来種の増加、生物の生息地の開発、気候変動等による生態系への影響が懸念されます。

生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟などいろいろなタイプの自然があること

種の多様性

動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生き物があること

種内の多様性（遺伝子の多様性）

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること

生物多様性の恵み（生態系サービス）

生き物が生み出す大気と水（基盤サービス）

- ・酸素の供給
- ・水や栄養塩の循環
- ・気温、湿度の調節
- ・豊かな土壌

暮らしの基礎（供給サービス）

- ・食べ物
- ・医薬品
- ・バイオミミクリー（生物模倣）
- ・木材
- ・品種改良

文化の多様性を支える（文化的サービス）

- ・地域性豊かな文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統

自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）

- ・山地災害、土壌流出の軽減



## 1-2 森林・農地・水辺地の保全

### 課題

- 大北川上流では、植林された杉を伐採し、落葉樹を植樹する取組が行われているため、今後も推進していく必要があります。
- 木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐等の適切な管理が行われずに荒廃した森林が増え、森林の持つ二酸化炭素の吸収、そして水源かん養や山地災害の防止などの公益的機能の低下が心配されています。森林の持つ機能を向上させるため、除間伐などにより、森林の適切な管理を行っていく必要があります。
- 水田は、多雨時の貯水や地下水の供給、温暖化抑制、水質浄化等のほか、野鳥の餌場としての機能を持っていますが、就農者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が目立ち、大規模な荒廃が加速して、これらの機能が奪われつつあります。農業後継者の確保・育成とともに、農地の環境保全が必要です。

### 市が行う環境施策(取組)

① 森林の保全と活用	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。</li> <li>・間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を推進します。</li> </ul>	農林課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。</li> <li>・林業の活性化のため、担い手を育成します。</li> </ul>	
② 農地の保全と活用	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業<sup>※</sup>やエコファーマー<sup>※</sup>認証を推進します。</li> <li>・農地の遊休化の解消に努めるとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。</li> <li>・農村との交流を通じて自然とのふれあいを促進するため市民の農業体験を推進します。</li> <li>・農業後継者の確保と育成を推進します。</li> </ul>	農林課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者、消費者に地産地消を広くPRしていきます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食では、安全な地元の農産物使用に努めます。</li> </ul>	教育総務課
③水辺地の保全と活用	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の整備・改修を行う際には、生物生息空間に配慮した整備を促進します。</li> <li>・花貫川や関根川などの河川や小山ダム・花貫ダムなどの水辺は、貴重な親水空間として整備を促進します。</li> </ul>	建設課



**事業者の取組**

- 地元の木材の活用に努めます。
- 森林の適正な維持管理と遊休農地の有効活用に努めます。
- 林業の担い手や農業後継者の育成に協力します。
- 森林の維持・管理活動に参加・協力します。
- 環境保全型農業に積極的に取組、消費者が安心できる作物をつくります。
- 農業用廃材は適正に処理します。
- 店舗では、地元の安全な農産物を積極的に取り扱います。
- 自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。

**市民の取組**

- 地元の木材の積極的な活用に努めます。
- 森林や農地の価値を理解し、これらを保全するための活動に協力、参加します。
- 林業の担い手や農業後継者の育成に協力します。
- 森林の持つ機能や重要性を知り、自然保護の意識を高めます。
- 遊休農地は適正に管理します。
- 花貫物産センターなどの直売所をはじめ、小売店においても地元の農産物を積極的に購入します。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
森林面積	15,450ha	15,450ha 以上	15,450ha 以上	農林課
内容：水源かん養機能の維持増進や二酸化炭素吸収源となる森林面積を維持します。				
間伐実施面積（累積）	849ha	849ha 以上	849ha 以上	
内容：森林の機能を高めるために間伐実施面積を維持します。				
農地面積	724ha	724ha 以上	724ha 以上	農林課
内容：水源かん養機能の維持増進等を図る農地の面積を維持します。				

## 1-3 緑化の推進

## 課題

- 意識調査では、「まちの中の緑の多さ」の満足度が10年前より下がっています。市民がもっと身近に緑にふれられるよう、緑を増やしていくことが必要です。
- 夏の強い日差しを遮り、排気ガスや騒音を和らげる効果を活用し、地球温暖化防止や公害防止の観点からも緑化を推進していく必要があります。

## 市が行う環境施策（取組）

① 公用地内の緑化	担当課
・都市公園など公園の適切な維持管理に努めます。	都市整備課
・街路樹の適切な維持管理に努めます。	建設課
・学校や公園など、公共施設内の緑地を増やし、適切な維持管理に努めます。	関係各課
② 民有地内の緑化	担当課
・広報及びホームページを活用して市民が緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。	環境衛生課
・生け垣の設置やガーデニングなど、住宅における緑化を促進します。	
・工業団地や工場における緑化を促進します。	
・美しいまちをつくるため、花いっぱい運動を推進します。	企画広報課

## 事業者の取組

- ・工場や事業所の敷地内、屋上、壁面などの緑化に努めます。
- ・街路樹や公園などの維持管理に参加・協力します。
- ・建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観・美観に配慮します。
- ・開発事業の際には、地域の自然や景観に配慮しながら、緑化に努めます。
- ・夏季の緑化には、強い日差しを遮るため、また室温の上昇を抑えるため、緑のカーテンの設置に努めます。

## 市民の取組

- ・街路樹や公園などの身近な緑を大切にします。
- ・庭や敷地内の緑化と適正な管理に努めます。
- ・庭木やプランターなどで住まいに緑を取り入れます。
- ・夏季の緑化には、強い日差しを遮るため、また室温の上昇を抑えるため、緑のカーテンの設置に努めます。
- ・花いっぱい運動に参加・協力します。

## 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
花いっぱい運動活動団体数 (高萩市市民憲章推進協議会主催)	28 団体	30 団体	35 団体	企画広報課
内容：常会や市民団体及び学校等へ呼びかけ、花いっぱい運動に参加する活動団体の増加を目指します。				

## 1-4 自然とのふれあい

## 課題

- 市内の各所に、自然とふれあえる場所が整備されており、利用者も多いことから、今後も必要な整備及び適切な管理が必要です。
- 里山体験や観星会や探鳥会などの自然観察会、歩く会など自然にふれあうイベントが開かれていることから、今後も活動の推進をしていきます。

## 市が行う環境施策(取組)

①自然とふれあう場の保全と創出	担当課
・身近な自然とふれあえる場として、水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。	建設課
②自然体験の推進	担当課
・身近な自然や生物の情報提供に努めます。	環境衛生課
・自然観察会など自然に親しむ機会を提供する場の充実を図ります。	関係各課

## 事業者の取組

- ・自然環境に配慮した事業活動を推進します。
- ・市民のために自然体験等のイベントの開催に努め、自然とふれあう機会をつくります。
- ・林業・農業体験に積極的に参加します。

## 市民の取組

- ・自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。
- ・ホテルが生息できる水辺環境の整備など、自然を回復する活動に積極的に参加します。
- ・自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。
- ・林業・農業体験に積極的に参加します。

環境指標と数値目標				
環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
里山体験参加者数	15 人	20 人	25 人	関係各課
内容：里山体験を開催し参加者の増加を目指します。				
自然観察会開催数	3 回	5 回	7 回	
内容：自然観察会の開催回数の増加を目指します。				スポーツ 振興課
歩く会参加者数	191 人*	250 人	500 人	
内容：歩く会を開催し参加者の増加を目指します。				

※台風 19 号の影響に伴い中止したため、H30 年度の実績を記載。

### 1-5 歴史的・文化的環境の保全

#### 課題

- 国指定の天然記念物である安良川の爺スギをはじめ、先人の暮らしの知恵が息づく穂積家住宅、自然エネルギーを利用した水力発電に水を送るめがね橋など、貴重な文化財が各所に点在しています。今後も、文化財の保護・保存・活用に努めることが重要です。
- 貴重な本市の歴史と文化を後世に伝えていくため、歴史と文化にふれあう機会を創出し、市民の郷土愛を育てていくことが必要です。

#### 市が行う環境施策（取組）

<b>①文化遺産の保護・保全</b>	<b>担当課</b>
・文化財保全に関する啓発を強化します。	生涯学習課
・文化財や埋蔵文化財の調査、保全を推進します。	
<b>②歴史・文化の継承</b>	<b>担当課</b>
・文化財などを生かした観光やまちづくりを推進します。	観光商工課
・文化財について普及、啓発を図るため、文化財に関する資料刊行を行います。	生涯学習課
・文化財に関する郷土資料の展示などにより、生涯学習や学校教育、歴史や文化に身近に親しむ機会を提供します。	

**事業者の取組**

- ・地域の歴史的建築物や文化財などの保全活動を積極的に支援します。
- ・文化財や埋蔵文化財の調査研究に協力します。
- ・開発にあたっては、歴史的遺産や周辺の歴史的環境の保全・創出に配慮します。
- ・地域の郷土芸能やお祭り、郷土の歴史や文化に関する講座や活動に参加します。

**市民の取組**

- ・地域の歴史や文化、景観資源を大切にします。
- ・文化財や埋蔵文化財の調査研究に協力します。
- ・伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。
- ・歴史、文化に関する講座や活動に参加します。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
指定・登録文化財件数	32 件	33 件	34 件	生涯学習課
内容：指定・登録文化財件数の増加を目指します。				
穂積家住宅及び歴史民俗資料館 来館者数	7,714 人	8,000 人	8,500 人	
内容：穂積家住宅及び歴史民俗資料館の来館者数の増加を目指します。				

**コラム**

埋蔵文化財など

松岡城跡（江戸時代）

松岡城は、JR 高萩駅の北西 3km の竜子山域に位置し、この城跡は、これまで 3 回の部分的な発掘調査が実施されています。城跡の構造は、階段状の連郭式山城であり、平成 21 年 3～9 月に、松岡小学校改築に伴う 3 回目の調査が行われ、長屋・土蔵などの建物跡 9 棟のほか、鍛冶工房・井戸跡・防水池・配石溝・塀跡などが発見されています。今まで発掘された中には、永楽通宝や陶器片（伊万里焼、瀬戸美濃焼、相馬大堀焼、肥前系の幕末から明治初期のもの）などが出土しています。

島名城跡（中世～近世）

島名城は、平成 21 年 4～6 月にかけて開発工事に伴い、一部の発掘調査が行われました。島名城については、現在、鏡神社がある北の郭、中央の郭、今回発掘された南の郭と 3 つの郭からなる階段状の連郭式の城館になります。今回の調査では、中世の堀跡 6 条、溝状遺構 2 条、地下式坑 4 基、土抗 61 基、近世の堀跡 1 条、溝状遺構 4 条、根切溝 4 条、植栽痕 2 条、土抗 25 基、性格不明遺構 5 基が確認されました。これらの遺構からは、常滑焼、瀬戸・美濃焼、松岡焼など陶磁器類の破片のほかに、北宋銭や明銭も出土しています。

高萩市内には、そのほかにも赤浜遺跡、小場遺跡、定田遺跡、鳥居前遺跡（岩本坊地点）、赤浜古墳群、浜野遺跡などがあります。

【出典：高萩市歴史民俗資料館 解説シートより】







## 2 生活環境

### 2-1 大気環境の保全

#### 課題

- 一般環境大気は、交通量の多い国道6号においても二酸化硫黄<sup>\*</sup>、二酸化窒素<sup>\*</sup>、浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントの環境基準超過日が目立ちます。工場や自動車排ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が原因とされるため、今後も必要な措置を行うことが求められます。
- 公害苦情の多くが、野焼きによる悪臭です。悪臭は、不快感ばかりでなく、大気汚染も招くことがあります。事業者や市民に対してさらなる啓発が必要です。

#### 市が行う環境施策（取組）

① 大気汚染防止対策	担当課
・事業所からの大気汚染については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	環境衛生課 /県
・大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。	環境衛生課
・アイドリングストップ <sup>*</sup> など環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を図ります。	
・市民や事業者へ低公害車 <sup>*</sup> （ハイブリッドカーなど）の導入を呼びかけます。	
・公用車に低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入を推進します。	財政課
・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。	都市整備課
② 悪臭防止対策	担当課
・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	環境衛生課 /県
・日常生活に伴う悪臭防止のため、野焼き等による家庭ごみの自家焼却の禁止や浄化槽の適正管理など、市民に対して啓発を行います。	
③ 大気環境の監視・調査の継続	担当課
・大気環境の測定・監視を強化します。	環境衛生課 /県
・工場・事業所等からの排出ガスに対する監視、指導を強化します。	
・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	

**事業者の取組**

- 大気汚染防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 排出基準を遵守するとともに、大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。
- 住民等からの苦情については、迅速に対応します。
- ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤の利用を控えるとともに、自動車の運転の際は、エコドライブに心がけます。
- 低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入に努めます。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めます。
- 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

**市民の取組**

- 自動車の運転の際は、急発進をせず、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 低公害車（ハイブリッドカーなど）を購入するように努めます。
- 自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- ごみは、市が行っている分別収集に従って適正に排出し、野焼きは行いません。
- 家庭における悪臭の発生防止に努めます。
- 大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
光化学オキシダント (Ox) (0.06ppm 以下) ※1 時間値がすべて基準を達成した 日数	298 日	298 日 以上	298 日 以上	環境衛生課
内容：光化学オキシダントの基準を達成した日数を増やすことを目指します。				
大気・悪臭関連の苦情件数 (事業所対象)	0 件	0 件	0 件	
内容：大気・悪臭関連の苦情件数を現状維持することを目指します。				財政課
市役所の低公害車導入率 (特殊車両を除く)	73.5%	85%	100%	
内容：市役所の低公害車導入率を増加することを目指します。				

## 2-2 水環境の保全

### 課題

- 今後も水質の監視・調査を継続し、良好な水質の保全が必要です。
- 汚水処理人口普及率は 93.6% (R 元年度末)と高いものの、生活排水による公共用水域への負荷の低減を図るため、さらなる普及の促進が必要です。

### 市が行う環境施策（取組）

① 工場・事業場の排水対策	担当課
・「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を進めます。	環境衛生課 /県
・油、農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。	環境衛生課
・公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。	関係各課
② 生活排水対策	担当課
・下水道認可区域の整備を進めるとともに、水洗化を促進します。	日立・高萩広域下水道組合
・環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。	環境衛生課 /県
・河川や水路などの水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理を指導します。	
③ 水質の監視・調査の継続	担当課
・工場・事業所などの排水に対する監視を強化し、適切な指導に努めます。	環境衛生課 /県
・公共用水域の水質検査を実施し、水環境の保全に努めます。	
・水質事故や苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	
・水道水源の水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。	水道課

### 事業者の取組

- ・水質汚濁防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排水基準を遵守するとともに、水質汚濁物質による環境負荷の低減に努めます。
- ・排水処理の維持管理を行って、工場内並びに排水を適正に処理します。
- ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。
- ・下水道整備区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。

## 市民の取組

- ・水環境についての知識を深め、家庭における生活排水対策に協力します。
- ・食べ残しや油などは、流しから排水に流れないように水切りネットなどを使用します。
- ・洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。
- ・下水道整備区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。

## 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
河川水質環境基準達成率 (4河川6地点のBOD)	100%	100%	100%	環境衛生課
内容：河川の水質保全を図るため、環境基準達成率を現状維持します。				
汚水処理人口普及率 (県生活排水ベストプランによる)	93.7%	98%	100%	
内容：普及率向上に向けた取り組みを推進していきます。				
水質関連の苦情件数 (事業所対象)	0件	0件	0件	環境衛生課
内容：水質関連の苦情件数を現状維持することを目指します。				

## 2-3 騒音・振動の抑制

## 課題

- 騒音や振動に関する苦情等は少なく、意識調査により、まちの静けさへの満足度も半数近いことが分かりました。今後も事業活動に対する規制基準の遵守、自動車等の交通騒音の監視・対策の継続が必要です。

## 市が行う環境施策（取組）

①事業活動等に伴う騒音・振動対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき指導を徹底します。</li> <li>・工場、事業所に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。</li> </ul>	環境衛生課 /県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等でカラオケ機器を使用する際は防音の徹底化を指導します。</li> <li>・工事に伴う特定建設作業については、関係法令に基づき、届け出や規制基準の遵守の徹底を指導します。</li> <li>・生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設からの騒音・振動防止に努めるとともに、公共事業において、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音機械の使用などを行います。</li> </ul>	関係各課

<b>②自動車・鉄道の騒音・振動対策</b>	<b>担当課</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法の普及に努めます。</li> <li>鉄道騒音については、関係機関への適切な騒音対策を要請します。</li> </ul>	環境衛生課
<b>③騒音・振動の監視・調査の継続</b>	<b>担当課</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。</li> <li>自動車交通騒音の測定・監視を継続します。</li> </ul>	環境衛生課 /県 環境衛生課

**事業者の取組**

- 騒音規制法・振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止に努めます。
- 住民等からの苦情については、迅速に対応します。
- 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。
- 工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。

**市民の取組**

- 自動車やオートバイの適正管理に努め、騒音・振動防止に努めます。
- 近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
騒音・振動の苦情件数 (事業所対象)	0 件	0 件	0 件	環境衛生課
内容：騒音・振動の苦情件数を現状維持することを目指します。				



## 2-4 土壌・地盤環境の保全

### 課題

- 土壌汚染が原因とされる地下水汚染については、毎年調査地区を選定して測定・監視していますが、今後も継続していくことが必要です。
- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排水の地下浸透を禁止するなどの規制をしていますが、農地に使用される肥料や農薬からも汚染が発生するおそれがあるため、事業者や市民に対し土壌汚染防止のための指導を行っていくことが必要です。
- 地盤沈下は見られていませんが、今後も地下水の適正利用を推進していくことが必要です。

### 市が行う環境施策（取組）

土壌汚染・地盤沈下対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。</li> </ul>	環境衛生課 /県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業所における土壌汚染を防止するため指導を行います。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業の促進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。</li> </ul>	農林課

### 事業者の取組

- ・法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・廃棄などにあたっては、事業所からの土壌汚染防止に努めます。
- ・地下水の適切な利用に努めます。
- ・農薬や化学肥料などの使用を抑える環境保全型農業に積極的に取り組みます。

### 市民の取組

- ・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に協力します。
- ・環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。
- ・除草剤などの農薬は安易に使用しないようにし、使用する場合は適正に使用します。
- ・地下水の適正な利用に努めます。

## 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年 度)	担当課
土壌汚染の発生件数	0 件	0 件	0 件	環境衛生課
内容：土壌汚染の発生件数を現状維持することを目指します。				

## 2-5 有害化学物質等による環境汚染の防止

## 課題

○有害化学物質による環境汚染対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、有害化学物質の危険性に関する情報の収集及び提供を行っていくことが必要です。

## 市が行う環境施策（取組）

有害物質の排出防止対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。</li> </ul>	環境衛生課 /農林課
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、PRTR 制度※（化学物質排出移動量届出制度）及び SDS 制度※（安全データシート）を周知し、化学物質の適正な管理・使用を指導します。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>違法な野焼きについては廃棄物焼却に関する禁止規制及びダイオキシン類の発生抑制について周知・指導します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を指導します。</li> </ul>	

## 事業者の取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）はじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。</li> <li>事業所における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努めます。</li> <li>有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。</li> <li>焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。</li> </ul>
---

### 市民の取組

- 有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。
- 化学物質の環境リスクに関する理解を深め、農薬や洗剤などの使用方法を守るなど、環境への配慮に努めます。
- ごみは、市が行っている分別収集に従って適正に排出し、野焼きは行いません。

### 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
有害化学物質による環境汚染の発生件数	0 件	0 件	0 件	環境衛生課
内容：有害化学物質による環境汚染の発生件数を現状維持することを目指します。				



### 3 地球環境

#### 3-1 地球温暖化対策の推進

##### 課題

- 意識調査では、地球温暖化問題に市民の関心が高く、不安に感じています。市民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、その抑制のための取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。
- 地球温暖化によって引き起こされている気候変動への適応策を周知及び啓発することが必要です。
- ゼロカーボンシティの実現のためには、市・事業者・市民が、これまでの取り組みから更に踏み込んだ対策を実行することが必要です。

##### 市が行う環境施策（取組）

① 地球温暖化対策の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止に関する啓発を推進します。</li> <li>・「高萩市地球温暖化対策実行計画」（市の事務事業に関する温室効果ガスを削減するための計画）を推進し、達成率の公表をします。</li> <li>・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」の策定を検討します。</li> <li>・緑のカーテン設置を推進します。</li> <li>・ゼロカーボンシティを実現するために、森林の維持管理の推進によるCO<sub>2</sub>吸収量と生活圏の削減取組によって実質排出ゼロを目指します。</li> <li>・二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創造に努めます。</li> </ul>	環境衛生課
② 省資源、省エネルギーの推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省資源、省エネルギーの啓発を推進します。</li> <li>・クールビズ<sup>※</sup>、ウォームビズ<sup>※</sup>の普及を推進します。</li> <li>・事業者に対して、使い捨て商品の販売や過剰包装の自粛を求め、省資源を目指した製品の開発を促進します。</li> <li>・低公害車への買い換えや公共交通機関の利用を推進します。</li> <li>・エコドライブの普及啓発活動に努めます。</li> <li>・ノー残業デーやノーマイカーデーを推進し、省エネルギーに努めます。</li> <li>・雨水の有効利用や水の再利用を推進します。</li> <li>・輸送に伴う、環境への負荷低減の観点から、地産地消を推進します。</li> <li>・路線バス利用者への利便性向上を図るため、ダイナミックルーティング（DR）システムを構築し利用を推進します。</li> <li>・建築物における、エネルギー効率の高い施設の整備及び利用を推進します。</li> <li>・ゼロカーボンシティを実現するために、低炭素化への周知・取組を行い、家庭・事業所等へ省エネ促進に向けた啓発を推進します。</li> </ul>	環境衛生課       農林課 企画広報課  関係各課

③ 新エネルギーの利用推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギー等の活用に向けた普及啓発を図り、導入を推進します。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギー等の技術開発や補助についての情報を提供します。</li> </ul>	

#### 事業者の取組

- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- 環境マネジメントシステムの導入を進めます。
- 事業活動において、省エネや節水に努めるとともに、資源やエネルギーの循環利用を進めます。
- 事業所内での冷暖房は適温（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）で使用します。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。
- 環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。
- 自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際にはエコドライブを実践します。
- 自動車を購入する際は、低公害車の導入に努めます。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のもを選びます。
- 生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めます。
- 事業所の採光の工夫や太陽光を利用した設備の導入など、環境にやさしい自然エネルギーの利用に努めます。
- 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や鉄道・船舶の利用（モーダルシフト）など、物流の効率化を図り、車両走行量の抑制に努めます。
- 強い日差しによる、室温の上昇を抑え、冷房器具の省エネ化を図るため、緑のカーテンを設置します。
- ノー残業デーやノーマイカーデーを設けるなど、省エネルギーに努めます。
- ノーマイカーデーには、自動車の利用を控え、公共交通機関（ダイナミックルーティングシステム）の利用に努めます。
- ライフサイクルアセスメント（LCA）※を活用し、環境への負荷の少ない製品の製造に努めます。
- 雨水貯留槽や節水器具を設置し、雨水の有効利用や節水に努めます。
- 熱帯雨林から生産された資材の使用削減に努めます。
- 業務提携の際には、環境に配慮している取引先を選択します。
- 酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの排出抑制に努めます。



市民の取組

- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- 日常生活において、省エネや節水に努めます。
- 不要な照明は消灯し、冷暖房のこまめな温度設定を行うなど、省エネルギーに努めます。
- テレビなどの電気製品を使わないときは、主電源を切るようにします。
- 家電製品、給湯設備を購入する際は、高効率な省エネ製品を購入するように努めます。
- 照明については、インバーター式や自動消灯装置のついた商品、電球型蛍光灯、LEDを利用した商品を選択します。
- エコマークやグリーンマーク<sup>\*</sup>のついた環境にやさしい商品を選択します。
- 住宅の新築、改築時には、高断熱・高气密な省エネルギー型の環境住宅を検討し、併せて高効率な給湯や空調設備などの導入を検討します。
- 太陽光発電の利用や採光に配慮する等、自然エネルギーの導入と有効利用に努めます。
- 給湯器や冷暖房機器の購入時には、ヒートポンプ<sup>\*</sup>技術や燃料電池を活用した高効率機器を購入するように努めます。
- 自家用車を購入する際は、低公害車の購入に努めます。
- 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- ダイナミックルーティング（DR）システムを利用し、路線バスの活用に努めます。
- 自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際にはエコドライブを実践します。
- 強い日差しによる、室温の上昇を抑え、冷房器具の省エネ化を図るため、緑のカーテンを設置します。
- 雨水貯留槽や節水器具を設置し、雨水の有効利用や節水に努めます。
- 輸送に伴う環境への負荷を低減させるため、地産地消に努めます。

環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
温室効果ガス排出量 (市関連施設)	2,731.5 t-CO <sub>2</sub>	市地球温暖化対策実行計画による		環境衛生課
内容：高萩市地球温暖化対策実行計画による温室効果ガス排出量の削減を目指します。				
市庁舎等への緑のカーテン設置 件数	14 件	20 件	25 件	
内容：市庁舎等への緑のカーテン設置件数の増加を目指します。				
もらワンちゃん緑のカーテン コンテスト参加者数	13	16	20	
内容：もらワンちゃん緑のカーテンコンテストの周知を行い、参加者数の増加を目指します。				

## 4 循環型社会



### 4-1 ごみの減量化の推進

#### 課題

- ごみの排出量は、人口の減少により横ばいから減少傾向で推移していますが、ごみの処理、処分のほとんどを民間業者への委託に頼っており、今後ごみの減量化に向け施策を継続していくとともに、新たな施策を検討していく必要があります。
- 更なる資源の有効活用に向け、排出段階でのごみの分別を事業者や市民へ徹底することが必要です。
- 家庭から排出される生ごみを減らすため、「生ごみ処理容器」、「電動式生ごみ処理機」の購入助成を行っていますが、導入率は低い状況です。導入を推進していくための周知が必要です。

#### 市が行う環境施策（取組）

① 家庭ごみ排出の抑制	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高萩市一般廃棄物処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制を図ります。</li> <li>・ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみに関するデータを公表していきます。</li> <li>・ごみ分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、家庭ごみの排出量の削減を進めます。</li> <li>・生ごみの減量とともに、有機資源をリサイクルした堆肥化を促進します。</li> <li>・使い捨て袋（レジ袋）の排出抑制のため、マイバッグを推進します。</li> <li>・環境にやさしい商品の販売や商品の簡易包装やレジ袋削減などに取り組んでいる商店に対し、エコ・ショップ制度への登録を促すとともに、広く市民に周知し、商店・消費者・行政が一体となったごみの減量化、資源化を目指します。</li> <li>・地産地消をはじめとする環境にやさしい調理法（エコクッキング）や食品ロスの削減の普及・啓発を図ります。</li> </ul>	環境衛生課
② 事業ごみ排出の抑制	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高萩市一般廃棄物処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制を図ります。</li> <li>・事業所における、ごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を積極的に行います。</li> <li>・公共工事からの廃棄物の排出抑制に努めます。</li> </ul>	環境衛生課 関係各課

**事業者の取組**

- ・ 廃棄物減量化計画を作成するなどし、ごみの減量を図ります。
- ・ ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・ 過剰包装品や使い捨て製品についての製造・販売・使用の自粛に努めます。
- ・ 製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。
- ・ 事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めます。
- ・ ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。
- ・ イベント等を開催する場合には、ごみの発生の抑制に努めます。
- ・ 事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用を推進し、紙の節約に努めます。
- ・ 製品の規格化を行い、ごみの発生しにくい製品の開発に努めます。
- ・ 施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッション\*を目指します。

**市民の取組**

- ・ 市が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- ・ 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋はもらわないように努めます。
- ・ 過剰包装は断り、簡素な包装の商品を選びます。
- ・ 使い捨て商品ではなく繰り返し利用可能な商品を選びます。
- ・ 洗剤、調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。
- ・ エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残し、食品ロスなどの廃棄分を減らします。
- ・ 生ごみの水気をよく切って排出したり、堆肥化したりするなど、減量に心がけます。
- ・ ごみ処理について家庭で話し合い、ごみの減量化に向けて意識を高めます。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1年度)	中間目標 (R7年度)	計画目標 (R12年度)	担当課
1人1日当たりのごみの排出量 (一般廃棄物)	884g	815g 以下	815g 以下	環境衛生課
内容：ごみの分別収集やリサイクル活動の推進により、ごみ排出量の削減を目指します。(高萩市一般廃棄物処理基本計画より)				

## 4-2 廃棄物の適正な排出と処理

### 課題

- ごみのポイ捨てが多く、意識調査では「まちなみ景観の美しさに不満」が高い理由の一つになっています。また、行政への要望のトップが「ごみの散乱・不法投棄対策」であったことから、今以上に、ごみのポイ捨て防止の周知や強化が必要です。
- 廃棄物の適正な排出を指導するとともに、不法投棄の防止を強化することが必要です。
- フロン類を用いた製品の、適正な回収・処分を行うため、フロン排出抑制法による規制・指導等を行っていくことが必要です。

### 市が行う環境施策（取組）

① 廃棄物の適正な排出の指導	担当課
・ 家庭ごみの分別の徹底と排出マナーを指導します。	環境衛生課
・ 事業系ごみの適正な排出を指導します。	
・ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。	
② 不法投棄の防止	担当課
・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報誌などの活用による啓発活動を行います。	環境衛生課
・ 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。	
・ 土地所有者（管理者）へ防護柵やフェンスを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。	
・ 不法投棄件数の公表をしていきます。	
③ フロン類の適正処理	担当課
・ 廃家電や自動車等からの適正なフロン回収・処理を促進します。	環境衛生課
・ 事業者に対し、フロン排出抑制法に基づく、フロン類の適正な回収・処理を指導します。	
・ フロン類を使用していない製品の開発及び使用を推進します。	

## 事業者の取組

- ・事業系廃棄物は、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行うとともに、産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)※により責任を持って管理します。
- ・防護柵やフェンスを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・所有地の適正な管理に努めます。
- ・焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。
- ・家畜ふん尿は適正に処理します。
- ・産業廃棄物の処理を委託する際は、優良産業廃棄物処理業者を選択します。
- ・景観保全とポイ捨て防止のため、所有地周辺など、身近な雑草の除草を心がけます。
- ・脱フロン型の生産体制の整備に努めます。
- ・フロン類を使用していない製品の利用を推進します。
- ・フロン排出抑制法に基づき、フロン類の適正な回収・処理に努めます。

## 市民の取組

- ・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- ・空き缶やたばこのポイ捨て防止について、地域ぐるみでモラルの向上に努めます。
- ・防護柵やフェンスを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・景観保全とポイ捨て防止のため、自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけます。
- ・ペットのふんは飼い主が責任を持って始末します。
- ・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。
- ・登山やキャンプなどのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰ります。
- ・ごみの自家焼却(野焼き)は行いません。
- ・家庭用冷蔵庫及びエアコンを廃棄するときは、適正にフロン類を回収するため、家電リサイクル法に基づき、速やかに適切な引き渡しを行います。

## 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
不法投棄処理件数	11 件	6 件	0 件	環境衛生課
内容：不法投棄の監視等により、不法投棄処理件数の減少を目指します。				



## 4-3 リサイクルの推進

## 課題

- 一般廃棄物の資源化率は資源化品目を増やしたことで年々増加してきましたが、近年は減少傾向にあります。今後も資源化を推進していくことが必要です。
- エコ・ショップ制度の登録店が少ないため、普及の推進が必要です。

## 市が行う環境施策(取組)

① 3R運動の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高萩市一般廃棄物処理基本計画を推進し、資源化を図ります。</li> <li>・3R運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」の普及啓発に努めます。</li> <li>・「容器包装リサイクル法」等に基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。</li> <li>・リサイクル施設の整備により中間処理体制を強化し、資源化を推進します。</li> <li>・資源化できる分別品目の追加を推進します。</li> <li>・エコ・ショップを推進します。</li> <li>・新たなリサイクルの仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	環境衛生課
② 再生品の利用推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において再生品などの環境にやさしい商品の購入に努めます。</li> <li>・再生品を利用した商品や再生利用可能な商品開発を行っている事業者及び商品を広く紹介します。</li> <li>・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。</li> </ul>	環境衛生課

## 事業者の取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるリサイクルを推進します。</li> <li>・不用品などのリサイクルに努めます。</li> <li>・集団資源回収活動へ参加します。</li> <li>・グリーンマーク、エコマーク商品の購入を積極的に勧めます。</li> <li>・古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。</li> <li>・再利用可能な環境にやさしい製品の開発・製造・販売に努めます。</li> <li>・再生された製品・原料・材料の購入、利用を推進します。</li> <li>・食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどは店頭回収し、リサイクルに努めます。</li> <li>・家畜ふん尿は適正に堆肥化して有効利用します。</li> <li>・自社製品の回収・リサイクルを推進します。</li> <li>・事業活動における廃棄物について、自社での再利用や有価物又は製品として流通させることで、有効利用を図ります。</li> <li>・建築資材は、再生品や再利用可能なものを選択します。</li> <li>・どのようなものがリサイクルできるか行政を通じてPRします。</li> </ul>
--

**市民の取組**

- ・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- ・グリーンマーク、エコマーク商品の購入を心がけます。
- ・集団資源回収へ積極的に参加します。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。
- ・生ごみを堆肥化するなど、リサイクルを心がけます。
- ・リターナブル瓶や詰め替え可能な商品、リサイクル可能な商品などの購入に努めます。
- ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた製品等、再生品の活用を努めます。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
リサイクル率（一般廃棄物）	20.1%	24.7%	25.0% 以上	環境衛生課
内容：ごみの排出量に対するリサイクルの割合を増やすことで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷低減を目指します。（高萩市一般廃棄物処理基本計画より）				
集団回収による資源回収量	40 t	40 t 以上	40 t 以上	
内容：市民団体がやっている再生資源の集団回収は、再生資源の分別への意識向上につながることから、活動を推進し資源回収量の増加を目指します。				
エコ・ショップ認定店舗数	5 件	8 件	10 件	
内容：小売業への参加を促し、認定店舗を増やすとともに、市民に対し「エコ・ショップ」の取り組みを紹介し積極的な利用を促します。				

**コラム**

**エコショップ**

環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクルなど環境に配慮した活動に取り組むことを宣言した小売店舗のことです。具体的には、以下の項目のうちいずれか 1 つ以上を実施している市内の小売店舗（大規模小売店舗、スーパーマーケット等）です。

**対象となる取組内容**

- 環境にやさしい商品の積極的な販売  
（エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入商品等）
- 環境にやさしい商品コーナーの設置
- 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなど簡易包装の推進
- レジ袋の削減のための買い物かご等持参の促進
- 取扱商品の修理等の実施
- 広告チラシ等への再生紙の使用
- 空き缶の店頭回収の実施
- 空き瓶の店頭回収の実施
- 紙パック容器の店頭回収の実施
- トレーの店頭回収の実施
- PET ボトルの店頭回収の実施
- その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施



## 5 パートナーシップ

### 5-1 環境教育及び環境学習の推進

#### 課題

- 小中学校では、学校単位で主に地域環境を活用した環境教育計画を作成し、学習時間や学校行事等に組み込み環境教育を推進しています。
- 意識調査では、子どもたちの環境問題への関心は高いものの、環境学習会や保全活動への参加意欲は低いため、参加しやすい活動スタイルの検討が必要です。
- 市域で行われるイベントや活動を通して環境にかかわる情報を広く提供し、市民が環境について学習できる機会をつくる必要があります。

#### 市が行う環境施策（取組）

① 環境学習の推進	担当課
・自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。	環境衛生課 教育委員会
・環境学習の拠点となる、リサイクルセンターにおける学習内容の充実を図ります。	環境衛生課
・市域で行われるイベントなどで環境にかかわる啓発を行います。	
・環境学習の出前講座などを検討します。	
・参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。	
② 環境教育の推進	担当課
・小中学校での環境に関する学習を支援します。	環境衛生課
・環境家計簿 <sup>*</sup> やキッズミッション <sup>*</sup> の取り組みを奨励します。	
・環境に関する絵画や作品などのコンクールを行います。	
③ 環境情報の収集及び提供	担当課
・環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。	環境衛生課 生涯学習課
・国や県、市民、学校、事業者、環境保全に関する活動を行っている団体などから環境情報を収集し、活用に努めます。	環境衛生課
・市のホームページや広報、パンフレットなどを通じて、環境保全等に関する各種行事や活動の情報を発信します。	

**事業者の取組**

- 職場での環境教育・環境研修に努めます。
- 行政やNPOなどが行う環境学習会への参加・協力を努めます。
- 自然とふれあう場の整備に協力します。
- 自然観察会などの体験学習に参加・協力します。
- 市報や市のホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- 環境保全に関する情報を可能な範囲で市民に公開するよう努めます。
- 広報等による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。
- 産業祭で環境関連のイベントを行います。

**市民の取組**

- 環境の講習会やイベント、環境関連施設見学会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めます。
- 農業などの体験学習に参加・協力します。
- 環境家計簿やキッズミッションなどを使って、日常生活における環境負荷などについて、家庭で話し合います。
- 市報や市のホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- テレビ、新聞、本などを通じて、環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。
- 広報等による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。
- 農業体験（高萩市里山づくり委員会等）を通じて、親子でできる自然観察（田畑の植物や生物の観察）を行い、自然の仕組みや自然環境について学びます。

**環境指標と数値目標**

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
環境保全意識の啓発活動回数	5 回	7 回	10 回	環境衛生課
内容：事業者や市民等に環境保全意識の向上を図るため、啓発活動を積極的に行います。				
少年探検講座参加率	22.5%	50%	70%	生涯学習課
内容：広報等により事業者、市民への周知を図り参加率の増加を目指します。				

## 5-2 環境保全活動の推進

### 課題

- 環境保全活動を推進するためには、市民・事業者及び関係団体が連携して協働することが必要です。
- 環境保全活動を市民・事業者に周知するためには情報提供が必要です。
- 森林の保全や管理のために間伐対策を行うため、関係団体との連携が必要となります。
- 市民による廃品回収活動、ホテルの里づくりなどの環境保全活動をしている団体との連携が必要となります。
- 事業者による地球温暖化防止を意識した省エネ対策、廃溶剤の再利用や各種廃棄物の有効利用、廃木材チップからの再製品化などのリサイクル事業、海岸清掃への参加など活動の普及・啓発を図ることが必要です。
- 高萩市環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」の活用数を増やし、環境保全活動の推進を行うことが必要です。
- 市内外の市民・事業者団体の協力の下、海岸の一斉清掃が行われていることから、引き続き推進していきます。

### 市が行う環境施策（取組）

① 環境保全活動の普及・啓発	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための支援に努めます。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を市報などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動による、環境への負荷低減のため、事業者に対し、環境マネジメントシステムなどの導入を働きかけます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高萩市の環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」を活用し、市民及び事業者の環境保全意識の向上に役立てます。</li> </ul>	
② 環境保全活動の支援	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や学校、常会等が行う、環境保全に関する活動の支援に努めます。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ボランティアや環境 NPO 等が行う、環境保全に関する活動の支援に努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動の人材の育成に努めます。</li> </ul>	



③ 環境美化の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸及び市内清掃を支援します。</li> </ul>	企画広報課 環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発に努めます。</li> <li>・ 雑草などの繁茂した、空き地の適正な管理を指導します。</li> </ul>	環境衛生課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市道脇の雑草の適正な管理に努め、景観保全とポイ捨て防止を図ります。</li> </ul>	関係各課

#### 事業者の取組

- ・ 職場、地域における環境保全活動を推進します。
- ・ 環境マネジメントシステムを導入するなど、環境保全に向けて社内体制の整備を進めます。
- ・ 環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。
- ・ 他の事業所や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組みます。
- ・ 高萩市の環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」を起用した環境保全活動に参加・協力します。
- ・ 地域における美化活動などに積極的に参加します。

#### 市民の取組

- ・ 家庭において、省エネや節水、ごみの分別やリサイクルなどの環境保全活動を積極的に行います。
- ・ 市民団体や学校、子供会、町内会等が行う環境保全活動に積極的に参加します。
- ・ 地域の環境保全活動に参加する際、家族や近所の人へ参加を呼びかけます。
- ・ 高萩市の環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」を起用した環境保全活動に参加・協力します。
- ・ 海岸及び市内一斉清掃など地域の環境美化活動に積極的に参加します。

#### 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (R1 年度)	中間目標 (R7 年度)	計画目標 (R12 年度)	担当課
海岸一斉清掃参加者数 <small>(高萩市市民憲章推進協議会主催)</small>	800 人	1,050 人	1,100 人	企画広報課
内容：広報等により事業者、市民への周知を図り参加者の増加を目指します。				
高萩市環境イメージキャラクター 「もらワンちゃん」活用数	4 件	8 件	12 件	関係各課
内容：積極的に高萩市環境イメージキャラクターの「もらワンちゃん」を活用します。				

## 第5章 リーディングプロジェクト

- 1 日々の暮らしの中で、できることを考え、行動し、地球環境保全に貢献しよう
- 2 ごみを減らし、資源を循環利用しよう
- 3 みんなの手で、よりよい環境づくり

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ取り組んでいきます。

リーディングプロジェクトについては、全体を先導するために最も効果的な施策として、次の2つの視点から整理しました。

- ①市民の関心が高く、市としても重点的に取り組んでいる事項
- ②市、事業者、市民の取組が、より促進されるために効果的な事項

これらを踏まえ、個別施策の中から選定した3つの施策を主体にして、全体の取組の促進を図ります。なお、リーディングプロジェクトは、第4章に掲げる取組により推進するものとします。

## 1 日々の暮らしの中で、できることを考え、行動し、地球環境保全に貢献しよう

本市では、「高萩市地球温暖化対策実行計画」を基に、地球温暖化対策に関する計画を推進し、実行計画で得た効果を市域へ広めるため、緑のカーテンの設置及びコンテストの実施など、地球温暖化対策への取り組みを行ってきました。

市民の取り組みでは、ごみの減量化と併せて二酸化炭素の排出削減のために、マイバッグ推進運動が展開され、取り組みが浸透してきました。しかしながら、市民の意識調査からは、気候変動による地球温暖化問題が最も深刻に感じている環境問題であり、取り組みやすいことは積極的に取り組めるが、まだあまり積極的には取り組めないことがあることが分かりました。

事業者の取り組みでは、廃棄物の分別や省エネへの取り組み実施率が高く、環境保全に取り組むために必要な情報のトップが地球温暖化対策であり、私たちの生活の中に地球温暖化対策や気候変動に対して重要視されていることが伺えました。

今後、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目標に掲げるゼロカーボンシティを目指すことや、地球温暖化対策を通して幅広い環境保全への貢献を目指すため、「緑のカーテン設置推進」をはじめとした地球温暖化対策の取り組みや気候変動適応計画の策定を検討します。

### プロジェクトの概要

#### 緩和策

- ・温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出削減
- ・緑のカーテン設置推進
- ・地産地消の推進
- ・地元資源の活用

#### 適応策

- ・市・事業者・市民が連携し、気候変動適応策を推進する。
- ・耕作放棄地になっている水田だったエリアを自然のダムとして活用し、災害対策に役立てる。

## 2 ごみを減らし、資源を循環利用しよう

本市では、高萩市一般廃棄物処理基本計画による、ごみの減量化を推進することや市民によるマイバッグ推奨推進運動などにより、一般廃棄物の総排出量は年々減少していますが、循環型社会の構築を目指すためには、さらなる減量化が必要です。特に、焼却処理される可燃ごみについては、水分が半分以上を占めている状況から、収集運搬や焼却時の燃焼効率から見ても、環境負荷が大きいと言えます。水分量が多い生ごみは、できる限りの堆肥化を推進していますが、生ごみ処理容器等の導入率や意識調査からも普及率が低い状況にあります。

今後、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すため、家庭や事業所等からのごみの排出抑制、再使用、再利用に継続して取り組んでいきます。

### プロジェクトの概要

#### ライフスタイルなどの見直しによるごみの減量化

- ・マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減
- ・簡易包装の徹底
- ・生ごみ減量化の促進
- ・詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進
- ・レンタルやリース、修理の利用促進

#### 再使用や再利用によるごみの減量化

- ・ごみ分別の周知徹底
- ・再資源の集団回収の推進
- ・小売業者による店頭回収の推進
- ・フリーマーケットなどの活用の啓発
- ・再生品の利用促進や分別の徹底

上記項目の意識啓発や地域環境美化活動、不法投棄防止対策の推進に取り組みます。

### 3 みんなの手で、よりよい環境づくり

計画を効果的に推進するためには、環境保全活動の普及・啓発が重要です。本市では、市報やホームページなどを通じて、さまざまな環境情報の提供に努めてきました。家庭や職場・学校、通勤・買い物等における、個人としての取り組みは、徐々に浸透しつつありますが、環境保全等のためのボランティア活動団体への参加など、更に普及・啓発が必要です。

市民や事業者の取り組みの中には、本市の豊かな自然環境を守るために、海岸一斉清掃や各種美化活動、花いっぱい運動への参加など、協働での環境活動が行われていますが、市民の意識調査では、協働での環境活動への参加率が低い状況であることから、ごく一部での取り組みであると言えます。

市内で行われている環境活動の輪を広げ、より多くの市民が参加できるような体制や環境保全に関する情報の取得及び共有が効率よく行える体制の強化が必要であるため、市民・事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための普及・啓発に取り組んでいきます。

#### プロジェクトの概要

##### 環境学習指導者、環境保全活動指導者の確保

- ・茨城県環境アドバイザー制度や茨城県地球温暖化防止活動推進員制度の活用、環境活動団体等からの指導者の推薦など

##### 環境学習メニューの提供

- ・テーマ別出前講座
- ・自然観察会
- ・体験型学習会
- ・イベント会場におけるワークショップなど



---

## 第6章 計画の推進体制及び進行管理

---

1 計画の推進体制

---

2 計画の進行管理

---

## 1 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた、環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って本計画の推進を図るものとします。

### (1) 高萩市環境審議会

環境基本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「高萩市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言を行います。

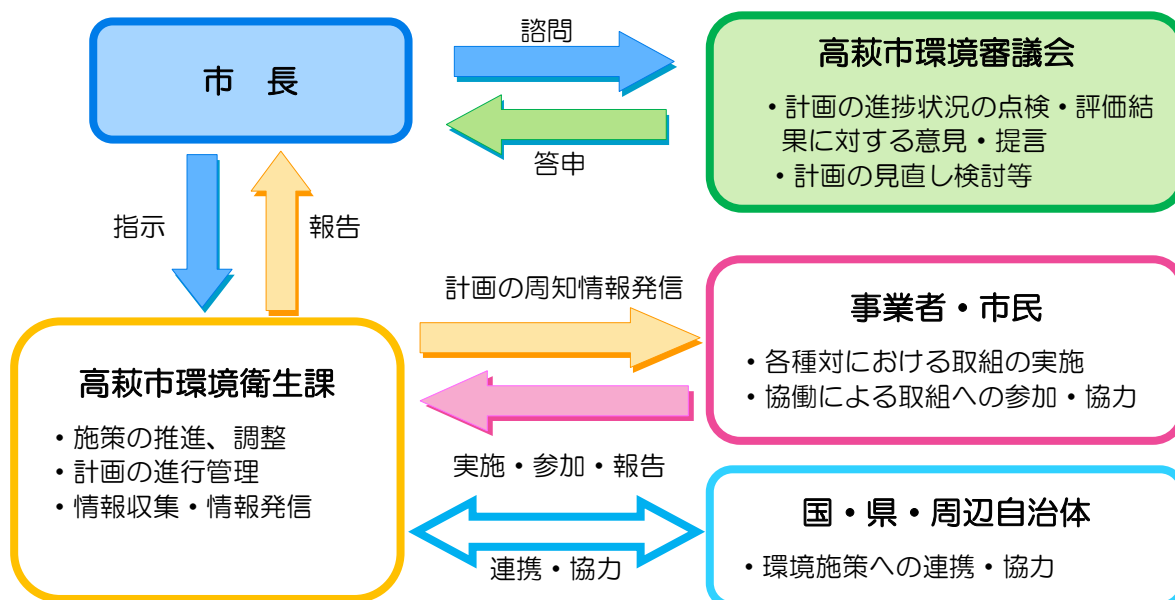
### (2) 事業者・市民との協働

本計画に掲げる環境施策を推進するために、事業者、市民に対し、積極的な広報活動による情報発信を図り、協働による取組を進めます。

### (3) 広域的な連携

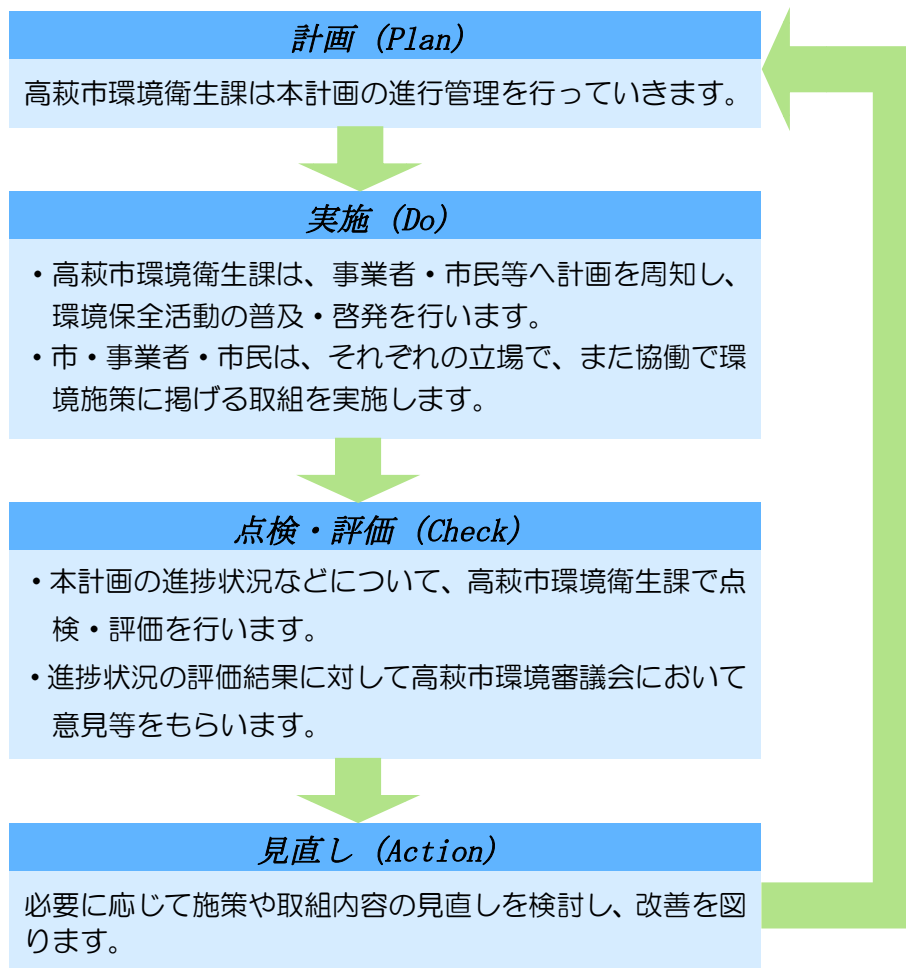
環境の保全と創造に関する広域的な課題や地球環境問題等への対応については、国や県、周辺自治体との連携と協力の下、広域的な視点から取組を推進します。

#### ◆計画の推進体制概念図



## 2 計画の進行管理

環境基本計画に基づく事業や施策の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの PDCA サイクルの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。



## 第6章

計画の推進体制及び進行管理

---

## 資料編

---

1 高萩市環境基本条例

---

2 高萩市環境審議会条例

---

3 計画策定の経過

---

4 高萩市環境審議会委員名簿

---

5 第2次高萩市環境基本計画策定委員会委員名簿

---

6 用語解説

---



# 資料1 高萩市環境基本条例

平成22年3月31日  
条例第4号

## 高萩市環境基本条例

### 前文

私たちの郷土高萩市は、市域の多くを占める山間部に広がる山林を源として、花貫川や関根川などの河川が美しい渓谷を形成している。海岸部には白い砂浜の広がる高浜・有明・赤浜海岸や「日本の渚・百選」に選ばれた美しい入り江の高戸海岸が続いている。これらの豊かで美しい自然が、様々な形で人々に潤いと恵みを与え、歴史と文化を育んできた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、資源やエネルギーを大量に消費して、緑の減少や水質汚濁など自然環境を悪化させ、また、大量の廃棄物を生み出すなど、深刻な環境の課題に直面する結果となり、このことは、地域の環境問題にとどまらず、地球規模の環境問題を引き起こしている。

私たちは、このかけがえのない自然の恵みや豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、豊かで快適な環境を創り、子々孫々に引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、これまでの生活様式を見直すとともに、市、市民、事業者等が協働して、それぞれの責務を果たして行くことにより、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境を創り上げて行くことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 安全で快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持又は保護するとともに、積極的に創り上げていくことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

### (基本理念)

**第3条** 環境の保全と創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全と創造は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において、環境への負荷の低減を図ることにより推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める環境の保全と創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し創造するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制、その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

**第7条** 通勤、通学、旅行等で市に滞在する者（市を通過する者を含む。以下「滞在者」という。）は、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境基本計画)

**第8条** 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又は滞在者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、高萩市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

**第9条** 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(環境の保全上の規制等の措置)

**第10条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、適切かつ迅速に指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

**第11条** 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全と創造に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備及び事業の推進)

**第12条** 市は、自然環境を適正に保全し、又はその健全な利用を図るため、必要があると認めるときは、公共的施設の整備及び事業を推進する措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

**第13条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理体制の整備の推進)

**第14条** 市は、市の施策や事業の実施に当たり環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備を率先して推進しなければならない。

2 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興)

**第15条** 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全と創造に関する広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

**第16条** 市は、市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

**第17条** 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

**第18条** 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に推進するため、公害の防止、自然環境の保全と創造その他の環境の保全と創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

**第19条** 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全と創造に関する施策の調整及び推進)

**第20条** 市は、環境の保全と創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

**第21条** 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第22条** 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

**第23条** 市は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(委任)

**第24条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 資料2 高萩市環境審議会条例

平成7年3月23日  
条例第2号

改正

平成17年3月28日  
条例第3号

### 高萩市環境審議会条例

(設置)

**第1条** 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、高萩市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者又は役職員
- (2) 事業所の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 市議会議員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席により、成立する。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

**第6条** 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の名称、担当事項及び部会長の選任方法等は、審議会が定める。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務に関する事項は、市民生活部環境衛生課において処理する。

(補則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 高萩市公害対策審議会条例(昭和47年高萩市条例第17号)は、廃止する。

### 附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 資料3 計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R2.8.1		市民・中学生・事業者の環境意識調査（アンケート）の実施
8.25	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱書交付 ・委員長、副委員長選出</li> <li>・環境基本計画について（スケジュール、調査事項他）</li> <li>・進捗確認について</li> </ul>
9.29	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項</li> <li>第2章 高萩市の環境</li> <li>第3章 計画の目標と施策体系</li> <li>・グループ討議（第2章、第3章）</li> </ul>
10.27	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>第2章 高萩市の環境</li> <li>環境に関する意識調査集計結果</li> <li>進捗確認の追加</li> <li>・グループ討議（第3章から第5章）</li> </ul>
11.24	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>第1章から第6章まで</li> <li>・グループ討議（第5章）</li> </ul>
12.18	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱書交付 ・会長、副会長選出</li> <li>・基本計画諮問</li> <li>・計画策定の経過報告</li> </ul>
R3.1.28	第2回環境審議会	書面にて基本計画（案）の内容報告 環境審議会委員・策定委員へ基本計画（案）の提出
2.26		環境基本計画（案）の公表及び意見募集
3.29	第3回環境審議会	計画案公表による市民等からの意見報告 環境基本計画（案）の答申について
同日		第2次環境基本計画答申



## 資料4 高萩市環境審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属	役職
よこき ひろむね 横木 裕宗	茨城大学 副工学部長 (教授 (工学博士))	会長
あらい せいいちろう 荒井 清一郎	高萩市商工会 会長	副会長
かじやま ぎいち 梶山 義一	高萩市社会福祉協議会 石滝支部長	
かわらぶき けん 瓦吹 堅	高萩市文化財保護審議会 会長	
さかわ むつこ 佐川 睦子	高萩市市民憲章推進協議会 第2 専門部会長	
とみやま ひでお 富山 秀男	高萩市校長会	
すすき ゆきひろ 鈴木 幸宏	日本ケミコン株式会社 高萩工場 工場長	
かとう のぶひろ 加藤 信浩	松久保及び手綱工業団地経営協会 会長 高萩二子八株式会社 専務取締役 工場長	
ひわたし かつとし 樋渡 克俊	高萩市医師会 会長	
たどころ かずお 田所 和雄	高萩市議会 文教厚生委員会 委員長	



## 資料5 第2次高萩市環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

グループ	氏名	所属	役職
循環型社会	さいとう たかとし 齋藤 孝敏	茨城県地球温暖化防止活動推進員	委員長
循環型社会	まつだ しんじ 松田 新治	大建工業株式会社 高萩工場	
循環型社会	しもやまだ ゆたか 下山田 豊	茨城県地球温暖化防止活動推進センター	
循環型社会	ふにゅう たかし 舟生 卓司	総務部財政課	
循環型社会	とよた よしひろ 豊田 美浩	産業建設部建設課	
環境保全	もりや みさと 守屋 美里	高萩市市民憲章推進協議会	
環境保全	わたなべ ひろき 渡辺 宏樹	極東製薬工業株式会社 高萩工場	
環境保全	ながい みえこ 永井 美恵子	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
環境保全	いとう ひでひこ 伊藤 秀彦	企画部企画広報課	
環境保全	わたなべ ようじ 渡邊 洋二	教育委員会生涯学習課	
環境教育	てづか ひろゆき 手塚 啓之	高萩市市民憲章推進協議会	
環境教育	やぶき つとむ 矢吹 勉	日本野鳥の会 茨城県	副委員長
環境教育	おおくぼ まさひろ 大久保 政博	茨城大学	
環境教育	やなせ まさはる 柳瀬 政治	産業建設部農林課	

環境教育	みとともみ 水戸友美	産業建設部観光商工課	
------	---------------	------------	--

## 資料6 用語解説

### 【あ行】

#### アイドリングストップ

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすることをアイドリングといい、不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

#### アスベスト（石綿）

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。主成分は珪酸マグネシウム塩。アスベストは柔らかく、耐熱・対摩耗性に優れているため、ボイラー暖房の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因となることが明らかになり、WHO（世界保健機構）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968年）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

#### 硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）などが含まれる。化学式からSO<sub>x</sub>（ソックス）と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火山ガスなどに含まれている。

#### 茨城県レッドデータブック

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野生生物』の通称。植物編と動物編がある。

＜カテゴリー定義及びその基本概念＞	
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類ほどではないが、近い将来における、野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

#### ウォームビズ

冬のオフィスの暖房設定温度を、省エネ温度の20℃以下に抑えるため、暖かく働きやすいビジネススタイルを採り入れること。

#### エコ・シヨップ制度

環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取り組みを実施している。

### エコステージ

エコステージ協会が行う環境マネジメントシステムに関係した民間規格。エコステージは、国際的な規格ではないが、国内ではグリーン調達の調達先選定条件において、ISO14001に準じた第三者認証の環境マネジメントシステムのひとつとして扱われることが多い。

### エコドライブ

(一財)省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセルe-スタートを実践することで、10~20%の燃料消費を抑えることができる。

### エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

### エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められている商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PET ボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

### SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下に更に細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っているのが特徴。

### SDS 制度

第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取り扱いに関する情報(SDS: Safety Data Sheet)の提供を義務付ける制度。

### オゾン層

オゾンを高濃度を含んでいる地表から20~25kmの下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長200~220nm (nm: ナノメートルは10億分の1メートル)の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物(ClO<sub>x</sub>)がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

### 温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果と言い、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスという。京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、

六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 【か行】

### 外来種

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）により、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。外来生物法では、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

### 合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

### 環境家計簿

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や普通ごみの排出量を記録し、CO<sub>2</sub>の量に換算することにより、家庭からのCO<sub>2</sub>排出量を把握し、省資源、省エネルギー及び低環境負荷型のライフスタイルへの改善に役立つもの。

### 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

### 環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

### 環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンの似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

### 環境マネジメントシステム

組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

### 気候変動

気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

## キッズミッション

茨城県が行う子ども向け環境実践プログラムで、子どもたちが自分たちの生活と身近な環境との関係を知り、自らどうすればよいかを考え行動することで、子どものうちに環境に配慮した生活習慣を身につけることを目的としたもの。

## 空間放射線量

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。

## COOL CHOICE

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げている。この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。

## クールビズ

夏のオフィスの冷房設定温度を、省エネ温度の28℃以上に抑えるため、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった軽装のビジネススタイルを採り入れること。

## クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、大気汚染物質の排出量が少ない、又は排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーである太陽光、風力などのほか、電気自動車やハイブリッドカーなどのクリーンエネルギー自動車がある。

## グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品（ノート、トイレットペーパーなど）につけられたマーク。（財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

## 光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

## 【さ行】

### 再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが注目されているが、一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もある。

### 里山

人里近くにある、生活に結びついた山や森林のことをいう。身近な自然環境として見直されており、生物の多様性や環境学習などの観点から、その価値が見直されており保全や整備される動きが活発になっている。

### 産業廃棄物



工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

### 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、廃棄物の種類や数量等を明記した管理票のこと。この管理票とともに廃棄物の処理と報告を行うことを義務付けた制度のことをマニフェストシステムという。廃棄物処理工程が記録されることにより、不適正処理や不法投棄を防ぐことを目的としている。

### 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、通常は pH が 5.6 より低い場合をいう。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。

### ジオパーク

地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域のこと。

### 自然公園

すぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園です。

自然公園法に基づく国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の 3 つの区分があり、本市には、花園花貫県立自然公園がある。

### 持続可能な社会

持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会のこと。持続可能な開発とは、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

### 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。

### 新エネルギー

太陽光（熱）、風力などの自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球にやさしいエネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の 10 種類が指定されている。

### 水源かん養

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力をいう。河川の上流に広がる森林は雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源かん養機能を果たしている。一方、都市化の進行等によって雨水の地下への浸透を妨げられると、水源かん養機能は低下する。

### 3R（スリーアール）



「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse＝ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

## 生態系

一つの地域の自然の環境と生息する生物のつながりの総称のこと。

## 生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で生まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉。生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがある。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。

## ゼロエミッション

エミッションは排出物、廃棄物を指す英語で、ゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味であり、ある企業・産業から出る廃棄物を他の企業・産業の再生資源として転換することにより、環境への負荷を一切なくすこと。

## ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した地方自治体のこと。

## 【た行】

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンソフランの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

### ダイナミックルーティングシステム（DR）

AI技術を活用し、予約に応じてバス運行経路の最適化を行うシステム。

利用者の需要（予約内容）に応じて、仮想停留所の設置、要求に応じた運行ルートや配車が可能となり、効率的な運行と利便性の向上が図られる。

### 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

### 地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

### 地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

## 窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。化学式からNO<sub>x</sub>（ノックス）と略称される。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

## 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車が含まれる。

## 天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では、安良川の八幡宮境内にあるスギの国指定をはじめ、6件が天然記念物に指定されている。

## 【な行】

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに着着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与え、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

### 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。大気中にはおよそ0.037%含まれるが、産業革命以前はおよそ0.028%であった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質のひとつとなる。

## 燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄がなく、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

## 野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいう。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上でやむを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、たき火、キャンプファイヤー等の軽微なもの土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

## 【は行】

### バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は生物の光合成により大気から吸収したものであるため、自然界の循環系の中で二酸化炭素を増加させない。

### 廃棄物と環境を考える協議会

廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的として設立されたもので、関東甲地域の73市町村と民間事業者2社で構成されている。

### 排出実質ゼロ

CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

### ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせる自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

### パリ協定

2015年フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、更に「1.5℃に抑えるための努力を追求すること（1.5℃目標）」としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

### PRTR制度

人の環境や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届け出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

### PM2.5

直径 10 $\mu$ m ( $\mu$ :マイクロは 100 万分の 1) 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、直径 2.5 $\mu$ m 以下の微小粒子状物質。SPM は大気汚染の原因となるが、PM2.5 は、SPM の中でも特に粒子が小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患、肺がんなど人体への影響がより大きいことが指摘されている。

#### **BOD (生物化学的酸素要求量)**

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合を示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するとき消費される酸素量を mg/L で表したものである。数値が高いほど水中の有機汚染物質の量が多い。

#### **ヒートポンプ**

低い温度の熱源から冷媒 (熱を運ぶための媒体) を介して熱を吸収することによって高い温度にする機器で、暖房・給湯等に使用されている。これは、ちょうど水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前で呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用されている。化石燃料の燃焼で熱エネルギーを取り出すことは異なり、熱の移動によって自然エネルギー (未利用エネルギー) から熱エネルギーを取り出す原理であることから、二酸化炭素排出削減に大きく貢献する環境にやさしいシステムといわれている。

#### **浮遊粒子状物質**

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が 10 ミクロン (1 cm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。

#### **保安林**

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護、そのほか公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為をする際には、都道府県知事の許可が必要となる。

#### **放射性物質**

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素若しくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質 (例えばセシウム 137、ヨウ素 131、ストロンチウム 90 など) を指す。

#### **放射能**

物質から放射線が放出される性質。又は、原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル (Bq) であり、1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。

### **【ま行】**

#### **マイバッグ**

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護活動の一つとなっている。

#### **緑のカーテン**

夏季の強い日差しによる、住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

### **【ら行】**

#### **ライフサイクルアセスメント (LCA)**

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産、運搬、販売、消費、資源化、廃棄までの過程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や、代替製品を選択していこうという考え方。

### **リターナブル瓶**

洗って繰り返し使用できる瓶（容器）のこと。一升瓶やビール瓶が代表的である。最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイ瓶の生産が増加している。

## 第 2 次高萩市環境基本計画

令和 3 年 3 月

発行 高萩市

編集 高萩市 市民生活部 環境衛生課

〒318-8511 茨城県高萩市本町 1 丁目 100 番地の 1

TEL 0293-23-7031

FAX 0293-22-0106

URL <http://www.city.takahagi.ibaraki.jp>





高萩市